



\* 0009714000 \*

0009714-000

606-468

昭和十三年の国際情勢

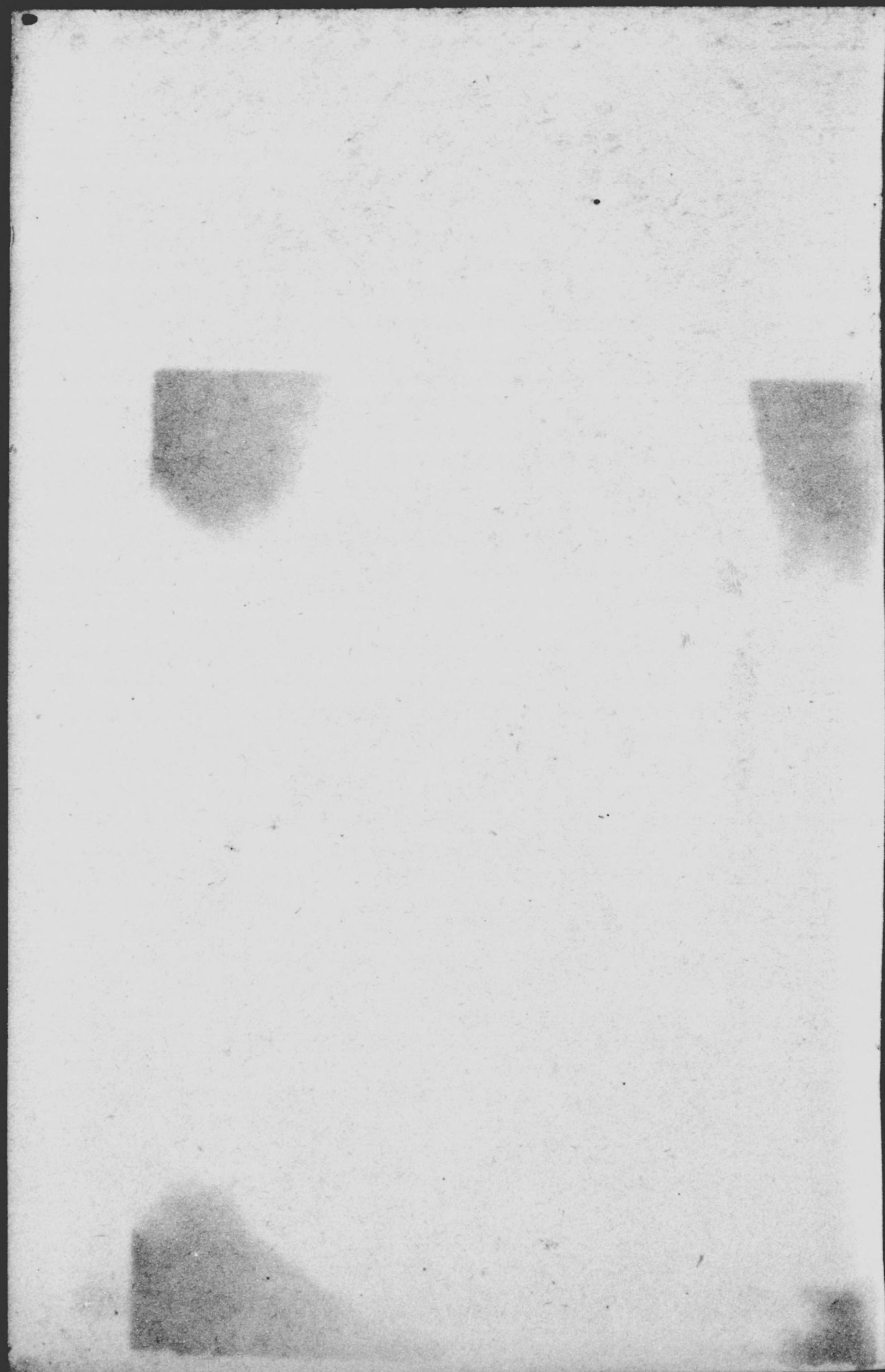
赤松祐之・著

日本国際協会

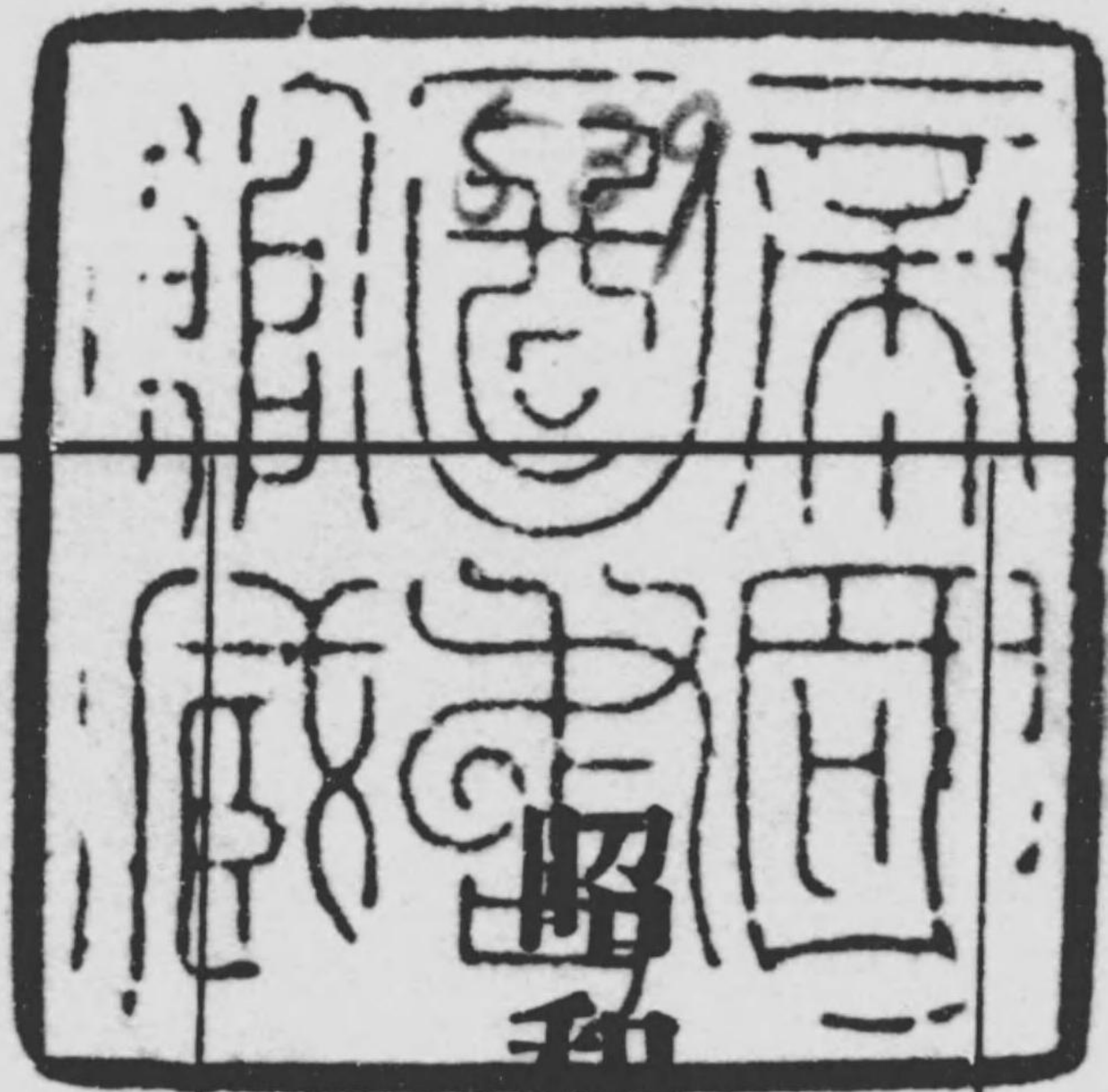
昭14

ABJ









赤松祐之著

昭和十三年の國際情勢

(一九三八年)



日本國際協會發行



606  
468

はしがき

一、本書は四編から成つてゐるが、第一編「支那事變」だけで全紙数の半ばを占めることになつた。第一編は更に左の六部に分け得る。

第一部（第一章乃至第六章）は帝國政府の方針に關するもので、「國民政府を對手とせず」と云ふ有名な聲明、「東亞新秩序建設」に關する歴史的宣言等を含む。

第二部（第七章乃至第十二章）は戰況その他現地に發生せる事件に關するもので、戰況中には徐州の會戰、廣東、武漢の攻略等がある。

第三部（第十三章乃至第二十章）は列國の對支態度に關するもので、所謂赤色ルートの建設、英佛の對支借款問題、國際聯盟の支那事變處理等を掲げた。

第四部（第二十一章乃至第二十九章）は我が國と列國との交渉に關するもので、國際聯盟との協力終止、宇垣クレーギー會談、東亞新秩序に關する對英米交渉等がその主なるものである。

第五部（第三十章乃至第四十一章）は支那新政權の發展に關するもので、租界問題、海關問題、幣制問題等の主要問題が此の中にある。

最後に第六部（第四十二章）に於て國民政府の没落過程を記載した。

一、東亞の問題で事變關係外のもののは之を第二編に收めた。この中には「張鼓峰事件」、「日蘇漁業問題」等がある。「海軍問題」を便宜本編中に入れたが、その中には我が國關係の海軍問題のみならず、英米間及び英國と歐洲諸國間の海軍協定等をも含んで居る。



一、昭和十三年には歐洲にも大事件が多かつた。殊に獨逸のオーストリア及びズデーテン地方併合は世界を震撼せしめた。その他英國ではチエンバレン首相が好戰的理想主義のイーデン外相を退け、自ら現實主義外交を標榜して活躍し、西班牙ではフランコ將軍が決定的優勢を示し、伊太利ではチユニス、コルシカ、ジプチの要求が叫ばれ、次の戦争を暗示する大問題を投付けた。ここに哀れを止めたるは佛國である。同國は外交上獨立性を失ひ、英國の屬國に成り下つた。

一、米洲にも重要問題があつた。「墨國石油問題」は一弱國たる墨國が世界の二大強國たる英米を相手にどうしてあんな強硬態度を取り得るかに興味がある。「第八回汎米會議」に於てデモクラシーの擁護が叫ばれたが、その會場は獨裁者たるペルー國現大統領に依つて閉鎖されたるリマの議事堂であつたことは皮肉である。

一「昭和十年の國際情勢」以來「國際情勢」は毎年出版せられ、本書は其の第四冊目である。毎年その年内に起つた重要國際問題は漏れなく網羅したつもりであるが、種々の都合で每冊索引を附することの出来ないのは遺憾である。その代り或程度索引の用を爲さしめたいとの念慮から相當詳細な目次を掲げた。

一、本書執筆に際し資料の蒐集その他に關し、外務省關係の數氏から多大の御援助を蒙つた。本書が比較的早く纏つたのもそのお蔭であつた。援助を與へられた方々の芳名はわざと掲げないが、茲に之等諸氏に對し深甚の謝意を表する次第である。

昭和十四年五月

赤松祐之

## 昭和十三年の國際情勢 (一九三八年)

### 目次

#### 第一編 支那事變

第一章 日支和平交渉の經過	一
第二章 國民政府を對手とせず	四
第三章 日支兩國大使の引揚	九
第四章 帝國議會に於ける各大臣の演説	一〇
(一) 近衛首相の演説	二
(二) 廣田外相の演説	三
(三) 賀屋藏相の演説	六
(四) 杉山陸相の演説	三三
(五) 米内海相の演説	三四
第五章 「東亞の新秩序」聲明	二六
第六章 「對支國交調整方針」の聲明と其の反響	三四



(一) 近衛聲明……………三  
 (二) 蔣介石及び陳誠の反駁聲明……………三  
 (三) 汪兆銘の和平聲明……………三

第七章 戦況……………

(一) 十三年中に於ける戦線の擴大……………四  
 (二) 山東省の制壓……………四  
 (三) 京漢線方面……………四  
 (四) 山西省の肅正……………四  
 (五) 江北戦線の進出……………五  
 (六) 北中支各地の肅正戦の結果……………五  
 (七) 徐州包圍作戦進む……………五  
 (八) 徐州の大殲滅戦……………五  
 (九) 武漢作戦の進展……………五  
 (十) 江北方面の戦況……………六  
 (十一) 江南方面の戦況……………六  
 (十二) 武漢攻略後の中支戦線……………六  
 (十三) 南支作戦の展開……………六  
 (十四) 海軍の活躍……………七  
 (十五) 結語……………七

第八章 廣東の空襲と其の反響……………

(一) 事實の真相……………五  
 (二) 支那聯盟に訴ふ……………六  
 (三) 各國の動きと我が反撃……………七

第九章 黄河の決潰……………

第十章 支那旅客機の遭難事件……………八

(一) 桂林號事件の真相……………六  
 (二) 米國政府の申入れと我が回答……………七  
 (三) 旅客機に對する我が態度表明……………八  
 (四) 歐亞機の遭難……………九  
 (五) 歐亞機更に遭難……………九

第十一章 長沙に於ける英艦爆撃事件……………九

第十二章 第三國人の生命財産に對する注意……………九

(一) 六月二十日の宇垣外相通告……………九  
 (二) 十月十二日の通牒……………九  
 (三) 南支指揮官の通告……………九  
 (四) 十月二十二日の通牒……………九  
 (五) 十一月二日の通牒……………九  
 (六) 十一月七日の有田外相通牒……………九

第十三章 蘇聯の對支援助……………一〇

(一) 赤色ルートの建設……………一〇  
 (二) 蘇聯飛行士の對支援助……………一〇  
 (三) コミンテルンの反日指令……………一〇

第十四章 英國の對支援助……………一〇

(一) 英國民の排日感情……………一〇  
 (二) 英國の對支借款問題……………一一

第十五章 佛國の對支援助……………一二

第十六章 佛國の西沙島占領問題……………一二



第十七章 米國の對事變態度

(一) 在支米國駐屯軍の引揚

(三) 米國の對支融資

二九

(二) 日枝丸爆破未遂事件

三〇

第十八章 獨逸大使及び軍事顧問の引揚

二三

第十九章 伊太利の對支態度

二四

第二十章 國際聯盟と支那事變

二五

(一) 第百回理事會

(三) 第百二回理事會

(二) 第百一回理事會

及び第十九回總會

第二十一章 我が國の對國際聯盟協力終止

二三

(一) 規約第十七條に依る招請

(三) 聯盟諸機關との協力終止

二七

(二) 規約第十六條の適用決定

二七

第二十二章 パネー號事件の賠償支拂

二四

第二十三章 米國領事アリソン毆打事件

二四

第二十四章 米國の權益擁護に關する日米交渉

二五

第二十五章 占據地内英米人財産返還問題

二六

第二十六章 宇垣・クレイギー會談

二五

第二十七章 揚子江航行問題

二六

第二十八章 門戶開放問題に關する日米交渉

二九

第二十九章 「東亞の新秩序」に關する交渉

一九

(一) 英米大使に對する説明

(三) 米國政府の對日通牒

一七

(二) 新聞記者に對する説明

(四) 英國政府の對日通牒

一七

第三十章 支那新政權の發展

一八〇

第一節 概 説

一八〇

第二節 臨時政府組織大綱の發布

一八一

第三節 臨時政府の諸施設

一八一

第四節 冀東防共自治政府の合流

一九九

第五節 中華民國維新政府の成立

一九九

第六節 兩政權の蔣打倒聲明

一九九

第七節 維新政府の治績

一九七

第八節 中華民國政府聯合委員會の成立

一九九

第九節 蒙疆自治政權の躍進

二〇五



第十節 日本と各政權との關係……………三〇八

第三十一章 上海のテロ事件……………三一一

第三十二章 上海の電波統制……………三二五

第三十三章 上海工部局改組問題……………三二六

第三十四章 天津租界問題……………三二八

第三十五章 招商局財産讓渡の無効聲明……………三二九

第三十六章 國民政府公債の無効宣言……………三三一

第三十七章 支那海關の接收……………三三三

第一節 總 說……………三三三

第二節 天津、秦皇島兩海關の接收……………三三六

第三節 青島海關の接收……………三三一

第四節 芝罘海關の接收……………三三一

第五節 上海海關の接收……………三三三

(一) 我が方の上海海關處理方針……………三三三

(二) 蔣政權への送金中止……………三三三

(三) 日英交渉……………三三三

(四) 外務省の發表……………三三七

(五) 支那政府の處置……………三三六

(六) 接收の完了と其の後の經過……………三三六

第六節 厦門海關の管理……………三三九

第七節 廣東海關の接收……………三四二

第三十八章 支那の關稅改正……………三四一

第三十九章 支那の幣制……………三五〇

第一節 蒙疆地域幣制工作の成功……………三五〇

第二節 北支幣制一元化の進展……………三五四

(一) 中國聯合準備銀行の設立……………三五五

(二) 舊紙幣の整理……………三六〇

(三) 聯銀券の備み……………三六四

第三節 中南支幣制の諸問題……………三六六

(一) 法幣の價值維持策……………三六六

(二) 軍票使用方針の決定……………三七一

(三) 南支の幣制……………三七五

第四十章 北支、中支兩國策會社の設立……………三七七

第四十一章 日華經濟協議會……………三八一

第四十二章 國民政府の沒落……………三八五

第一節 漢口移轉後の陣容立て直し……………三九五



第二節 四川の紛糾と廣東の暴動……………二八七

第三節 國民黨臨時全國代表大會……………二九〇

第四節 四中全會の諸問題……………二九四

第五節 國民參政會第一次大會……………二九八

第六節 第二次國民參政會……………三〇三

第七節 國共合作と共產黨……………三〇六

第八節 汪兆銘の重慶脱出……………三一

第二編 東 亞 (支那事變を除く)

三二三

第一章 蘇聯の對日不當處置……………三二三

(一) 蘇聯機不時着事件……………三三三

(二) 小包郵便取扱中止……………三三四

(三) 帝國領事館の閉鎖要求……………三三六

(四) 帝國領事館に對する壓迫……………三三七

(五) 武官の引揚……………三三八

(六) 邦人不法抑留事件……………三三九

(七) 鮮人強制移住問題……………三三〇

(八) 北鐵代償金支拂問題……………三三二

(九) 對日誹謗及び惡宣傳……………三三三

(十) 漁業關係の査證拒絕……………三三四

(十一) 北樺太利權に對する壓迫……………三三五

第二章 日蘇懸案調整の交渉……………三三八

第三章 リュシコフ大將入滿事件……………三三一

第四章 張鼓峰(正勇山)事件……………三四〇

(一) 事件の發端……………三四〇

(二) 國境線の問題……………三四二

(三) 原狀回復要求及び戰鬥經過……………三四五

(四) 停戰交渉の經過……………三四七

(五) 國境劃定委員會……………三四八

(六) 事件解決後の蘇側の態度……………三四八

第五章 日蘇漁業條約問題……………三五〇

第六章 アラスカ日米漁業協定……………三六一

第七章 海 軍 問 題……………三六四

第一節 太平洋防備制限存續問題……………三六四

第二節 主力艦備砲口徑制限問題……………三六四

第三節 一九三六年倫敦海軍條約の發効……………三六五

第四節 英蘇、英獨間海軍協定……………三六五

第五節 英波間海軍協定……………三六六

第六節 英國と北歐諸國間海軍協定……………三六六



第七節 建艦通報問題……………三七七

第八節 倫敦海軍條約修正議定書……………三七三

第八章 伊太利使節の來朝……………三七三

    (一) 親善使節……………三七三

    (二) 經濟使節……………三七三

第九章 日獨、日洪文化協定の締結……………三七四

第十章 日本と諸外國間通商協定及び取極……………三六〇

    (一) 日滿伊三國間貿易協定……………三六〇

    (二) 日濠通商關係に關する措置……………三六一

    (三) 日伊通商條約追加協定……………三六三

    (四) 日暹通商條約……………三六三

第十一章 昭和十三年中に署名又は實施せられたる條約表……………三六三

### 第三編 歐洲

第一章 蘇 聯 邦……………三六五

    第一節 聯邦最高會議と外交問題……………三六五

    第二節 肅清工作……………三六五

    (一) 右翼トロツキスト・ブロツク反蘇陰謀裁判事件……………三六六

    (二) 官僚及びインテリの肅清……………三六七

    (三) 肅清工作の緩和……………三六九

    第三節 國際革命主義の再宣言と思想統一……………三六九

    第二章 蘇・波不可侵協定の再確認……………三七一

    第三章 波蘭・リシアニア間の紛争解決……………三九三

        第一節 兩國關係の沿革……………三九三

        第二節 波蘭の最後通牒……………三九四

    第四章 北歐中立ブロツクの形成……………三九六

    第五章 瑞西の完全中立復歸……………三九七

        第一節 聯盟に對する覺書……………三九七

        第二節 瑞西中立の沿革……………三九八

        第三節 聯盟理事會の決議……………四〇一

        第四節 獨伊の承認……………四〇二

第六章 國際 聯 盟……………四〇三

    第一節 概 説……………四〇三

    第二節 規約の適用問題……………四〇四



(一) 規約第十六條の問題	四〇四	(三) 規約と平和條約の分離問題	四〇八
(二) 規約第十一條の問題	四〇七	(四) 非聯盟國との協力問題	四〇九
第七章 獨逸國會及びナチス大會			四一〇
(一) 獨逸國會	四一〇	(二) 第十回ナチス黨大會	四一四
第八章 獨 塊 合 邦			四一八
第一節 概 説			四一八
第二節 獨塊會談			四二〇
第三節 シュシュニツク内閣倒る			四二三
第四節 獨塊合邦成る			四二六
第五節 列國の態度			四三三
(一) 日 本	四三三	(三) 英 國	四三三
(二) 伊 太 利	四三三	(四) 佛 蘭 西	四三六
第六節 舊塊國外債支拂問題			四三九
第九章 ブデーテン地方併合問題			四四一
第一節 概 説			四四一
第二節 チェコの民族構成			四四三

第三節 ブデーテン獨逸黨の要求	四四七
第四節 列國の態度	四四八
(一) 佛 國	四四九
(二) 蘇 聯	四四九
(三) 英 國	四五二
(四) 小協商國	四五三
(五) 波蘭及びハンガリー	四五三
(六) 伊 太 利	四五三
(七) 日 本	四五四
(八) 米大統領の平和勸告	四五五
第五節 チェコ國內の紛擾	四五六
第六節 國境事件の類發	四五九
第七節 ランシマンの調停	四六〇
第八節 獨逸大演習とヒトラー總統の演説	四六七
第九節 交渉の決裂	四六九
(一) オストラヴァ事件	四六九
(二) 戒嚴令の布告	四七〇
第十節 チェンバレン・ヒトラー會談	四七三
第十一節 チェンバレン首相の經過報告	四七六
第十二節 チェコ政府の態度	四八四
第十三節 ヒトラー總統の國民大會演説	四八六
第十四節 ミュンヘン四國會談	四八七



第十五節 四國協定の實施…………… 四九三

第十六節 英佛平和宣言の發表…………… 四九四

第十七節 四國協定と英國議會…………… 四九四

    (一) チェンバレン首相の報告…………… 四九五

    (二) 反對派の論難…………… 四九六

    (三) ホア内相の辯護演説…………… 四九八

    (四) 信認決議…………… 四九九

第十八節 其の後のチエコ…………… 五〇〇

    (一) ベネシユ大統領の辭職…………… 五〇〇

    (二) スロヴァキアの自治…………… 五〇〇

    (三) 經濟問題…………… 五〇二

    (四) 外交關係…………… 五〇二

第十章 波蘭のテツシエン割取…………… 五〇四

第十一章 洪牙利の對チエコ要求…………… 五〇六

第十二章 獨逸の植民地要求と英國の態度…………… 五〇九

第十三章 獨佛共同宣言…………… 五一

第十四章 英 愛 關 係…………… 五一

第十五章 英國外相イーデンの辭職…………… 五二九

    (一) 辭職の理田…………… 五九

    (二) 辭職と英國議會…………… 五二

    (三) イーデン外交の清算…………… 五三

第十六章 英 佛 關 係…………… 五二五

- (一) ロンドン會談…………… 五五
- (二) 英帝のパリ御訪問…………… 五九
- (三) パリ會談…………… 五〇

第十七章 英伊協定の成立…………… 五三一

- 第一節 成立に至るまでの經過…………… 五三一
- 第二節 協定成立の影響…………… 五三三
- 第三節 協定の内容…………… 五三四
- 第四節 聯盟に於けるエチオピア問題…………… 五四三
- 第五節 協定の發効…………… 五四六

第十八章 佛 伊 關 係…………… 五四九

- 第一節 佛伊交渉の開始…………… 五四九
- 第二節 佛伊關係の惡化…………… 五五一
- 第三節 佛伊協定の廢棄…………… 五五四
- 第四節 チュニス問題(ロンドン密約及び佛伊協定)…………… 五五七

第十九章 ファシスト大評議會…………… 五六〇

第二十章 ベルリン・ローマ樞軸…………… 五六三



(一) 概説…………… 五三

(二) ヒトラー總統のローマ訪問…………… 五四

(三) リッベントロップの訪伊…………… 五六

第二十一章 獨伊等のユダヤ人問題…………… 五七

(一) フォン・ラート射殺事件…………… 五七

(二) 獨逸ユダヤ人排斥運動の反響…………… 五九

(三) 伊太利のユダヤ人排斥…………… 五九

第二十二章 東中歐バルカン諸國…………… 五七三

(一) 伊・埃・洪三國會談…………… 五七四

(二) 希・土追加條約…………… 五七五

(三) 伊・洪會談…………… 五七六

(四) バルカン協商・ブルガリア間協定…………… 五七六

(五) 小協商・洪牙利會談…………… 五七八

(六) 獨逸經濟相のバルカン行脚…………… 五七九

第二十三章 西班牙問題…………… 五八〇

第一節 戰況…………… 五八〇

第二節 英國商船擊沈事件…………… 五八三

第三節 空爆問題…………… 五八三

第四節 不干涉委員會…………… 五八七

(一) 英伊協定成立まで…………… 五八七

(二) 義勇軍撤收案の成立…………… 五八九

(三) フランコ政權の拒否…………… 五九〇

第五節 國際聯盟と西班牙問題…………… 五九三

第二十四章 バレスタイン問題…………… 五九五

- (一) アラビア暴動の發生…………… 五九五
- (二) ビール調査團の分割案…………… 五九六
- (三) ウッドヘッド報告書…………… 五九八

第二十五章 サンヂャーク問題(ハタイ問題)…………… 五九九

- 第一節 概説…………… 五九九
- 第二節 問題の一應解決まで…………… 六〇二
- 第三節 問題の再燃…………… 六〇六
- 第四節 佛土協定の成立…………… 六〇九

第四編 米 洲…………… 六一三

第一章 米國中選擧…………… 六一三

第二章 英米互惠通商協定の成立…………… 六一四

- 第一節 總論…………… 六一四
- 第二節 英米通商關係…………… 六一七



第三節 協定の内容……………六九

第四節 協定の政治的意義……………六三

第三章 墨國石油問題……………六四

第一節 經過概要……………六四

第二節 裏面の事情……………六四

第三節 英米の抗議……………六七

第四節 經濟上の壓迫……………六三

第四章 伯國新移民法の制定……………六三

(一) 前憲法下の移民法……………六四

(二) 新憲法の移民制限條項……………六四

(三) 新憲法に基づく移民法の制定……………六六

(四) 施行細則の制定……………六九

(五) 入國割當數と蘇聯邦人……………六〇

(六) 外國人入國法及び細則の實施……………六〇

第五章 チャコ紛争の解決……………六四

第六章 第八回汎米會議……………六四

第一節 汎米會議の連續性……………六四

第二節 議題の編成……………六四

第三節 各國全權の顔觸……………六〇

第四節 會議の經過……………六一

第五節 米洲共同防衛案の経緯……………六三

第六節 リマ宣言……………六六

第七節 米洲主義宣言……………六七

第八節 通商障礙輕減案……………六八

第九節 會議の收穫……………六九



# 昭和十三年の國際情勢

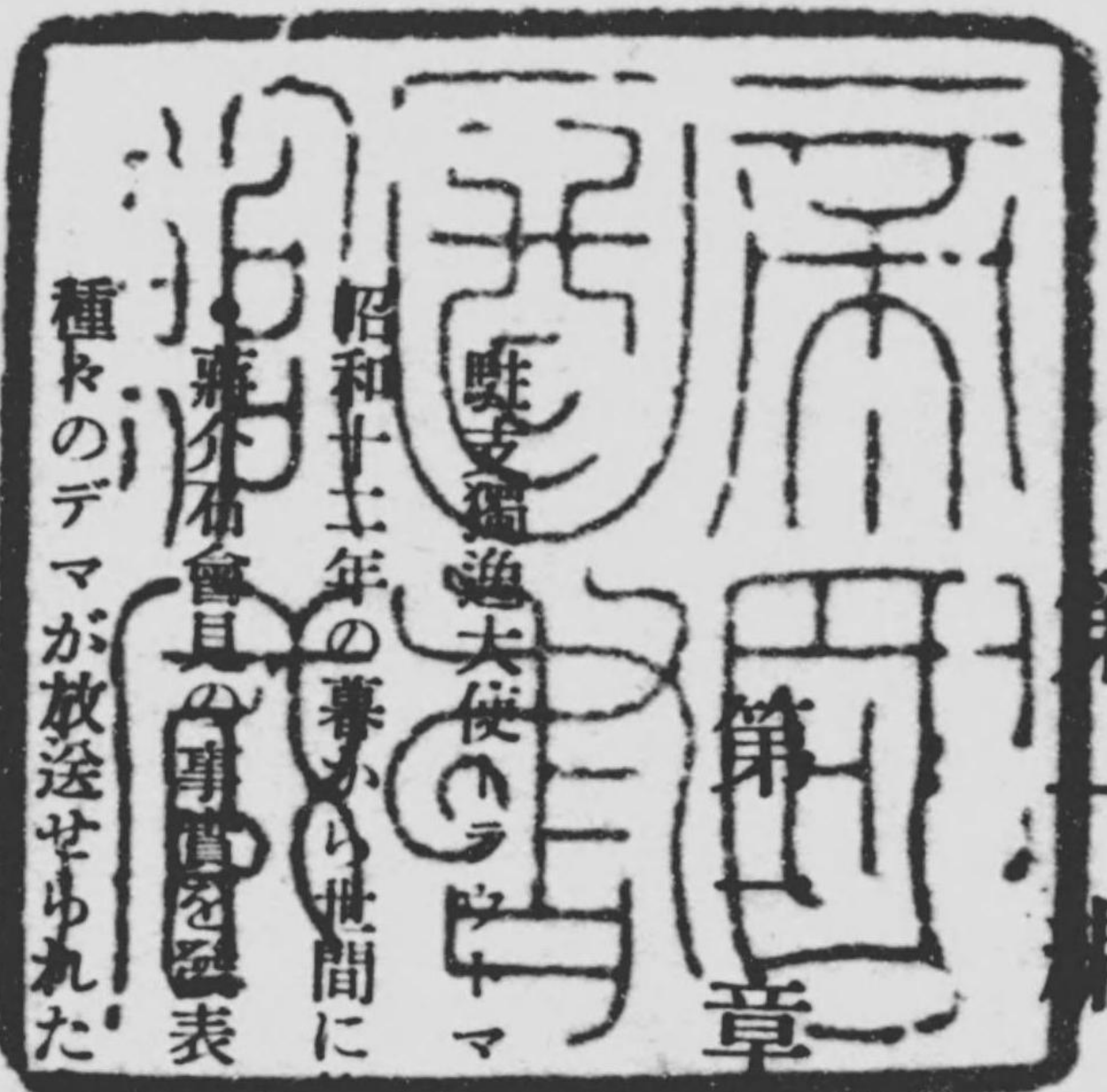
(一九三八年)

赤松祐之著

## 第一編

### 支那事變

#### 日支和平交渉の經過



駐支總領事館に依り日支間に和平交渉の進められつゝあるとの噂が日獨政府當局の打消に拘らず、昭和十二年の暮から世間に傳へられ、又國民政府外交部は同年十二月五日漢口に於て、記者團に對しトシウトマン藤井外務委員の事實を發表したことは「昭和十二年の國際情勢」第三十章第二節に記載の通りであるが、之に關し種々のデマが放送せられた事實に鑑み、我が政府は「國民政府を對手とせず」の聲明を發し、以て我が強硬決意を示すと共に和平交渉の真相を明かにする爲め一月十九日午前四時を期し外務當局談を以て左の通り發表した。

外務當局談 國民政府が誠意を以て事件解決の希望を申出で来るならば之を拒むものにあらずとの政府の方針は豫て在京關係  
第一章 日支和平交渉の經過



國大使に説明して置いた所であるが、客年初冬在京獨逸大使より國民政府に於ては帝國と講和の希望あり、獨逸國政府に於ては日支兩國間に直接交渉の橋渡しをなすべき旨の好意的申出があつた。帝國政府に於ては前記方針に鑑み其の好意を享け、在京獨逸大使を通し今事變の解決に當り東亞永遠の平和確立上日本側に於て絶対必要と認める公正な條件を提示し、國民政府に最後の反省の機會を與へたのであるが、同政府は我方の寛容と獨逸政府の好意とを無視し、遂に何等誠意ある回答をなし來らざりし爲め、帝國政府に於ても遂に一月十六日聲明の通り爾後同政府を對手とせず、獨自の立場に於て事變に對處するの已むを得ざるに至つた次第であるが、獨逸政府の好意的斡旋並に在支及び在京獨逸大使の多大の盡力は帝國政府の深く感謝して居る所である。一方獨逸側に於ても亦日支和平斡旋に關し同日D・N・B通信を通じ左の如く發表した。

獨逸國南京、東京駐劄兩大使は昨年十月下旬日支紛争に關し日支兩國當局者と會談の結果、日支兩國政府に於て事變解決の爲め獨逸政府の協力を希望してゐる事實を確認した。極東の平和回復を念願する獨逸政府はこの結果直ちに目的貫徹の爲め日支兩友好國に對し斡旋の勞をとるに決したが、獨逸は事變に對し中立の態度を嚴守してゐる關係上、兩國間意思の傳達を仲介するに止めざるを得ない事情を十分認識して今日まで兩國間に仲介の勞をとり來つたのである。然るに一月十六日の日本政府の發表により日支間の紛争は新段階に入るに至つたことを獨逸政府はこゝに聲明する。

尙ほ一月二十二日廣田外相は議會演說に於て我が講和條件四項目を發表したが、更に一月二十四日の衆議院本會議に於て和平交渉の經過に關する一議員の質問に對し同外相は左の如く答辯した。

支那事變の發生以來政府は、機會ある毎に支那に反省を求めて參つたのであります。また反省の機會を與へたのであります。然るに遂に最後の機會すら先方は放棄致しましたので遂に最近發表した如き政府の方針をとるやうになつたのであります。隨つてその間に於て諸外國に於ても成るべく速かに東亞の事態を安定せしめることが寧ろ兩國の爲めにもなり、また列國の爲めにも

利益であるといふことで種々注意して參つた國があつたのであります。さういふ場合日本としても支那が眞に反省して直接日本と話をする氣持になつて來れば、日本はこれに應じてやつて少しも差支へないといふ意見は申して居つたのであります。その結果として獨逸が色々日本の直接談判に對する考へ方を聽いて參りましたので、今回議會で發表致しました四條件を以て、支那が和を求めて來る時は我國としてもこれに應ずる。然しながら表面の形式だけではいけない。日本の指定する場所に講和使節を出せば日本もこれに應じて話すといふことを獨逸側に話して居つたのであります。この事情は今回の議會に於きまして初めに發表することでありまして、この獨逸の橋渡しによる支那側との話の内容が往々支那側の方面から勝手に色々誤報を交へて世界に流布いたしましたことは事實であります。然しながらこの獨逸側の仲介は日獨兩國の間には秘密に盡力するといふ建前になつて居つたのでありまして結局それが不成立に終りました。

最後の日に於て日獨兩國政府に於て發表いたすことになつたのであります。それまで色々誤つた情報が日本の國にも參つて居つたやうに思ひます。これ等の誤つた情報を日本國民に傳へることは支那に對する交渉、その他の點から申しまして、結局有利でないといふことで發表を差控へて居つたやうな次第であります。勿論公表すべき性質のものを公表するのは當然であります。が種々外交のことは幾多秘密に屬することがあるのであります。今日までの交渉そのもの、經過は或は將來支那との全般的の交渉にも、更に影響を有する問題であると思ひますので、成るべく誤つた理解を國民に持たせないやうに今日の議會の開會を待つてその事情を説明する方針であつたのであります。



## 第二章 國民政府を對手とせず

帝國政府は南京陥落後の蔣介石の態度に關し、特に注目を拂つてゐたが、日支兩國政府の間に立つて交渉の橋渡工作を續けて來た駐支獨逸大使トラウトマンよりの情報により、蔣介石は和平の意思を有し乍ら、其の言動に於て帝國政府の眞意を諒解せざるものあることが明らかとなつた。こゝに於て政府は一月六日に四相會議を開いて、帝國政府の方針を一應中外に闡明することにし、同日風見書記官長談の形式を以て左の如く發表した。

内閣書記官長談 蔣政府は南京を失つてより奥地に入り頻りに虚勢を示しつゝあるも、最近の情勢を判斷するに我が軍の威力と國民の決意愈々固きものあるに恐れをなし、和を求めんとする意向漸く顯著なるもの、如くである。併し乍ら我方としては東亞百年和平の保障を求めんとすればこそ今次の聖戰に多大の犠牲を拂ひつゝあるのであつて、若し支那側が如實に反省の眞意を示すなら兎に角、我方としては飽くまで所期の目的達成に邁進すべく、今後この決意の下に百般の對策を講ずることに付き總理大臣並に陸、海、外三大臣の間に隔意なき懇談を遂げた。

然し其の後の蔣政権の態度は、依然長期抗戰の一路を辿るのみで、何等反省の實がないことが明らかとなつたので、政府は長期應戰の覺悟を以つて、帝國の確固不動の態度を決すべく、大本營との連絡會議、或は四相會議、參議會、臨時閣議と矢繼ぎ早に會議を開いて、政府の最高方針が決するに至つたので、一月十一日、宮中に於て天皇陛下親臨の下に歴史的の御前會議が嚴そかに開かれた。出席者は

大本營側―閑院參謀總長宮、伏見軍令部總長宮兩殿下、多田參謀次長、古賀軍令部次長  
政府側―近衛首相、廣田外相、杉山陸相、米内海相、末次內相、賀屋藏相

であつたが、右の外平沼樞密院議長が特に思召によつて參列した。

右の御前會議に於て帝國政府の對支根本方策が決定したので、一月十四日閣議に於て聲明書の案文骨子を附議し翌十五日大本營と政府の聯絡會議を開催し、具體案に付き慎重協議を遂げた。同會議は午前十時より首相官邸に於て開催せられ、大本營側より閑院、伏見兩宮殿下の御出席あり、兩宮殿下は正午近く御退出遊ばされたが、會議は午後も續行せられ、午後八時に至り散會した。それより近衛首相は緊急臨時閣議を開いて聯絡會議の打合事項及び聲明書案に付き閣僚の同意を求め、同夜參内して委曲上奏し、一月十六日「國民政府を對手とせず」と云ふ左の歴史的聲明を發表した。

右發表に先だち廣田外相は、一月十六日午前十時十分外相官邸に駐日獨逸大使デイルクセンの來訪を求め、今次事變以來獨逸政府がつてきた好誼に對し感謝の意を表し、同時に今回帝國政府に於て決定した對支根本方針並に聲明の内容を説明し、同十時四十分會見を終つた。次いで外相は、同十一時アウリツチ伊國大使と會見、獨逸大使に對すると同様の挨拶を述べ、聲明文の内容を説明し、同十五分會見を終つた。尙外相は列國駐在の我が大公使に對し聲明内容を打電し、帝國の方針を各國に徹底せしむるやう命じた。

帝國政府聲明 帝國政府は南京攻略後尙ほ支那國民政府の反省に最後の機會を與ふるため今日に及べり。然るに國民政府は帝國の眞意を解せず漫りに抗戰を策し、内民人塗炭の苦みを察せず、外東亞全局の和平を顧みる所なし。仍て帝國政府は爾後國民



政府を對手とせず、帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待し、是と兩國國交を調整して更生新支那の建設に協力せんとす。元より帝國が支那の領土及主權並に在支列國の權益を尊重するの方針には毫もかはる所なし。今や東亞和平に對する帝國の責任愈々重し、政府は國民が此の重大なる任務遂行のため一層の發奮を冀望して止まず。

然るに右聲明中「國民政府を對手とせず」の語義に關し種々の解釋、風説があつたに鑑み、政府は一月十八日の閣議に於て之が措置に付き協議を遂げた結果、左の如き非公式の補足的聲明を發表し、右は蔣政權否認以上の強硬なもので、今後抗日政權の徹底的絶滅を期するものである旨を明かにした。

**補足的聲明** 爾後國民政府を對手とせずと云ふのは同政府の否認よりも強いものである。元來國際法上より云へば國民政府を否認するためには新政權を承認すればその目的を達するのであるが、中華民國臨時政府は未だ正式承認の時期に達してゐないから、今回は國際法上新例を開いて國民政府を否認すると共に之を抹殺せんとするのである。又宣戰布告と云ふことが流布されてゐるが、帝國は無辜の支那民衆を敵視するものではない。又國民政府を對手とせぬ建前から宣戰布告もあり得ぬわけである。

更に近衛首相は一月十八日内閣記者團との會見に於て「帝國政府の對支方針は國民政府の壊滅を期するにあり」と前提し左の如く語つた。

**近衛首相談** 一、外交工作 十六日の聲明によつて我が對支方針は愈々新段階に入つた。蔣介石の國民政府を對手としないことになつたのだ。此の對手としないと云ふのは國交調整の交渉をなすべき對手にせずとの意味であつて、今後一切戰爭の對手にしないと云ふのではない。國民政府を壊滅に導く爲めには必ずしも軍事行動に限らず凡ゆる工作を進めねばならぬ。然し聲明にもある通り、我が國は第三國の權益を尊重すると共に第三國との友好關係を更に一層緊密にせねばならぬ。即ち從來國民政府に寄せられた好意を我方に轉せしめることは外交工作に俟つこと一層大であるが、同時に第三國を徒に刺戟する様な行動なり言論

なりは一層注意せねばならぬと考へてゐる。然らば國民政府が完全に屈服して來た場合どうするかといふと、國民政府が今迄の看板を塗り變へ今迄の政策を捨て、新興政權の新民主主義の政策綱領を承認し、其の傘下に入るとの形式をとる場合があり得る。之は新興政權と蔣政權との關係であつて日本は飽く迄も蔣政權壊滅を計るのだから、日本との間に今後和協の話の起りやうは無い。たゞ新興政權との間に話が出来て親日政策の下に合流するといふことならこちらの關知したことでない。壊滅の爲めに如何なる軍事行動を起すかは政府の關知したことでなく専ら作戦部の仕事だ。我が國の態度に就いては諸外國から大分誤解を受けるとの心配もあるやうだが、今日のやうな情勢では何をやつても或る程度の誤解を受けることは當然だ。然し滿洲事變の時とは餘程情勢が違ふのではないかと思ふ。

二、新政權に期待するもの 新興政權の成立の過程は滿洲國の場合と同じやうになるかも知れぬ。之を指導協力する點では違つて來るのではないかと思ふ。新興政權に期待する所は從來の國民政權の如き抗日容共の考へ方を捨て、眞に提携、東洋平和の確立、東洋文化の發揚に向つて協力する點にある。だからその點では滿洲も同じと云へば同じだ。然しその協力の仕方は滿洲とは異つてくる。滿洲國に求める國防的意味は支那の新興政權には全然ないといつてよい。今日では北支政權を必ずしも其の儘中央政權にしなればならぬと云ふ考へ方ではない。一番先に出來上つたものだからそれが中心となり中南支に出來る政權を合流するか吸収されることにならう。結局北支政權が最も主なるものになることは確實だらう。現地方面から北支政權を直に正式の中央政權と認めるやうな報道もあるが、さういふ意圖は動いてゐるかも知れぬが未だ正式にはさう決めてはゐない。結局は色々のものが段々加はつて來て統一政府に發達するのだらう。現在我が政府が研究したことは國民政府を對手としての和協の場合に就いてであつて、國府の反省した場合の我が對策に就いては詳しく研究したがそれが結局駄目になつた。今後は新興政權との國交調整があるのみだが其の場合にどういふ條件でやるかは何も決まつてゐない。眞に提携するに足る政權ならば我々が國民政府に要求したよりも寛大な條件で交渉に入ることが出來るだらう。蒙疆自治政府が北支政府に加はるか否かの問題も將來の問題であ



つて未だ決まつてゐない。或は加はることがあるかも知れぬ。之が加はらないと北支政權が自立し得ない立場にあるからだ。大總統採用が現地方面から報道されてゐるが大總統制が良いか悪いかは未だ研究してゐない。大總統は假に支那全體の統一政府でなくても置けるのだから、之を置くとか置かぬとか言ふことは、北支政權を支那全體の統一政府と認むるか否かとは關聯しないのではないか。本年上半期中に新中央政府が正式に出来るかどうかはつきりした見透しはない。出来るだけ促進せねばならぬと思ふ。滿洲國が新政府を承認するといふ話は何も聞いてゐない。それをやる迄には日本政府とも十分打合せをやらねばならぬが、未ださういふことは全然ない。

三、占領地の經濟恢復工作、占領地の經濟恢復工作は實際に進めて行かねばならぬ。其の點或る程度の國家的統制もやむを得ぬが、又内地資本家の企業心を萎縮させることは避けねばならぬ。大體の目標は日滿支の共存共榮にあるのだから支那資本家も外國資本家も歓迎するといふ行き方である。結局一種の國策會社のやうなものが出来るだらう。顧問も結局は送らねばなるまい。今の所人選も難かしいし向ふの註文もあるので決まつてゐない。現在のやうな形勢では顧問の必要は一層痛感されるし近い内にその運びになるだらう。國民政府の背後の勢力をどうかうとは理論的に考へれば言へるが、支那の勢力關係が變つて來れば第三國の考へ方も變るのではないか、又變らせるやうにするのが外交であらう。何もかも敵にするといふやり方は出来るものではない。英國など實際的の國民なのだから形勢の變化に應じて今迄も随分變つてゐる。従つて英國をやつつけねば支那問題は解決つかないとか云ふ早まつた考へ方は避けねばならぬ。ソ聯に就いても同様だらう、ソ聯も現在のところ國內の諸情勢から言つても出て來るやうなことはなからう。

尙ほ一月二十一日の衆議院本會議に於て本問題に關する議員の質問に對し近衛首相は左の如き答辯を行つた。

近衛首相答辯 此の前新聞紙上に私の談話と致しまして、將來蔣政權と新政權とが合流した場合にはこれを對手とするも差支へないといふことを申述べて居ります。夫れに就いて只今お訊ねがあつたのでありますが、之は少し言葉が足りなかつたのであ

ります。蔣政權と新政權とが合流した場合と申上げましたのは此の兩政權が對等の立場に於て合流した場合を意味したのではなく、蔣介石政權が新政權の傘下に吸収せられました場合を意味したのであります。次に宣戰布告の場合に對しまして政府は蔣介石政權を對手にせずと申しましても絶対將來宣戰布告を奏請しないと云ふ考へではないのであります。蔣介石政權の今後の行動の如何、また内外の情勢如何によりましては宣戰の布告を奏請する場合があるかも知れません。

### 第三章 日支兩國大使の引揚

一月十六日の帝國政府の國民政府默殺聲明に伴ひ、在支川越大使に對し、引揚命令が發せられ、同大使は一月二十八日上海出帆歸國の途に就いた。而して日高參事官以下館員は當分殘留することになった。

他方駐日許世英支那大使も一月十七日日本國政府より歸國命令に接し、一月二十日横濱出帆上海に向つた。

川越大使に對し歸朝命令を發するに至つた事情及び許大使離任後の支那大使館の取扱ひに就いて一月二十一日外務省は左の情報部長談を發表した。

南京政府を相手とせずとの十六日帝國政府聲明は、帝國は事實上南京政權を無視するの態度を示したもので、川越大使に對する歸朝命令は右帝國の決意を明かにする爲めである。尙今回の事態に基く支那外交機關の取扱に就ても、事實上の關係として大體左の通り之を行ふ方針である。

一、在本邦支那大使以下の外交官及び領事館員の引揚げる者に付ては引揚までは外交官及び領事官の特權を認め其の身體財産に



付ても十分の保護を與へる。

二、引揚を爲さず本邦に居残る者に付ても身體財産に對する保護に就ては従前の通り取扱をする。

三、在本邦支那大使館及び領事館の建物は支那外交官、領事官の本邦引揚後と雖も我方官憲に於て立入る事無く之を保護する。其の後漢口政府は在東京支那大使館を閉鎖するに決し、楊代理大使以下全員日本を引揚げることになり、同代理大使は六月六日外務省に堀内次官を訪問して其の旨を傳へた。翌七日外務省は情報部長談を以て「支那大使館閉鎖の理由は不明であるが、館員引揚げ後の大使館建物は我が官憲に於て充分の保護を加ふべきこと勿論である」と發表した。

## 第四章 帝國議會に於ける各大臣の演説

支那事變第二年目の通常議會（第七十三議會）は昭和十三年一月二十二日貴族院に於ける近衛首相の演説に依つて再開された。當日行はれた近衛首相、廣田外相、賀屋藏相、杉山陸相、米内海相の演説は左の通りであり、何れも聖戰下の議會演説として重要なものである。就中廣田外相の演説は、獨逸大使を橋渡しとして、蔣介石政府に對し、講和條件四項目を提案したこと及び其の内容を發表して注意を惹いた。陸相及び海相の演説は戰況の概要を述べたもので、公けの戰況報告として記録すべきものである。

### （一）近衛首相の演説（昭和十三年一月二十二日）

事變下に新年を迎へ、重大時局に直面する第七十三回帝國議會に臨み、諸君と共に聖壽の萬歳と、皇室の御繁榮とを壽ぎ奉り茲に政府の所信を開陳致すの機會を得たことは私の光榮とする所である。今期議會開院式に當りては、特に優渥なる勅語を賜はり、時局に對する深き御軫念の程を拜して、寔に恐懼感激に堪へぬ次第である。

申すまでもなく日滿支の鞏固なる提携を樞軸として、東亞永遠の平和を確立し、以て世界の平和に貢獻せんとするは帝國不動の國策である。先般無反省なる支那國民政府に對し、斷乎之を對手とせざるの方針を採るに至つたのも、將た又列國との友好關係の増進に不斷の努力を怠らざるも共に此國策の命ずる所である。殊に昨秋防共の理想を同じくする盟邦イタリーを加へ、日獨伊三國間に防共協定が成立したことは、世界平和のため眞に同慶の至りである。

顧るに事變勃發以來茲に半歲餘、戰線は北支より中南支に及び、皇軍の勇武果敢なる行動に依り、戰捷相踵ぎ、忽ち首都南京を攻略し、戰局は極めて有利に展開しつゝあるのである。是れ固より御秘威の然らしむる所であるが、皇軍將兵諸士の忠勇と銃後國民諸君の熱誠とは寔に感謝措く能はざるものである。

今や政府は帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立、發展を期待し、是と兩國國交を調整して、更生新支那の建設に協力し、依て以て東亞長久平和の基礎を確立せんとするものである。勿論帝國が支那の領土並に主權及び支那に於ける列國の正當なる權益を尊重するの方針には、毫も變る所はない。

惟ふに東亞の安定勢力たる帝國の使命は愈々大にして、其責任は益々重きを加ふるに至れるものと言はねばならぬ。此使命を果し、此任務を盡す爲には、今後と雖も多大の犠牲を拂ふの決意を要するは固よりである。然も今日に於て此決意を爲すにあらざれば、結局不幸を將來にのこすものである。隨て現代の吾々が其の犠牲を忍ぶことは、正に吾々が後代同胞に對する崇高なる義務であることを信ずる。



政府は斯の如き見解に基き、全力を擧げて支那事變に對處し、其目的の達成に邁進せんとするものである。是が爲には物心兩儀に亘り國家總動員態勢の完成を圖り、之に必要な諸般の施策の實現を期するものである。政府は此の方針に依り先づ軍備の充實と國費の調達とに遠慮なからしむることが極めて緊要なるを信じ、財政經濟何れの方面に於いても、此に重點を置くこととした。昭和十三年度豫算案の編成に付いては、事變の長期に亘るに備へ、物資及び資金を出來得る限り軍事の需要充足に集中し、軍需に關係ある資材及び資金の一般消費は成るべく之を減少せしめる建前の下に之を編成した。

産業方面に於いては、日滿支を通ずる全體計畫の下に我國生産力の擴充を以て基調となし、殊に國防上緊切なる物資の供給、重要産業の振興、輸出貿易の伸張に力を致したい。又銃後の處理に最善を盡し、出征將兵をして後顧の憂なからしむるは固より、戦死傷病者とその遺族家族に對する扶助援護に付き、適切機宜の措置を講ずる心算である。

事變の前途は遠遠である。是が解決は長期に亘ることを覺悟せねばならぬ、而して實に事は曠古の大業である。此大業を前にしては國民畢つて勇躍難に赴くの精神を發揮するにあらざれば、到底成果を收め難いのである。政府は堅忍持久、不退轉の決意を以て事變の解決に努めんとするものである。

以上の如き考に依つて、政府は茲に必要な法律案及び豫算案を提出するものである。宜しく政府の意のある所を諒とせられ協賛を與へられんことを切望する次第である。

### (二) 廣田外相の演説 (昭和十三年一月二十二日)

支那事變に對する帝國政府の方針に付いては、疊に第七十二回帝國議會に於て開陳する所あつたが、本日茲に其後の情勢及び我が對外關係の全般に付て所見を開陳致したい。

今次事變に對する帝國政府の態度は、屢次に亘る政府所信の披瀝に依つて明かであつて、帝國政府は支那に對し何等の領土的野心を有せず、又北支を支那より分離せしめんとするが如き意圖をも有して居ないのである、即ち帝國の求むる所は唯支那が大

局に目覺め、日支提携共存共榮の理想に協力するに至らんことにあるのである。隨て事變勃發の後に於いても、國民政府にして排日抗滿の政策を捨て右帝國の理想に協力するの誠意を披瀝して參るに於ては、帝國は是と手を携へ東亞平和の確立に邁進せんことを期して居つたのである、然るに國民政府は帝國の眞意を解せず、多年自ら鼓吹し來れる排日抗日の主張に依り、自編自縛に陥り冷靜に大局を顧念して善處することを得ず、或は第三國に頼り、或は共產黨と結び、今尙ほ長期抵抗を唱へ、四億の民衆を塗炭の苦みに投じて敢て顧みないのである。今や帝國の忠勇なる軍隊は、北に南に勇戰奮闘し、爲に國民政府は首都南京を捨て、遠く長江上流に遁置せざることを得ないことになつたが、而も尙ほ自ら悟ることなく自暴自棄的抵抗を續けて居るのである。斯の如きは支那民衆の爲にも、將又東亞の大局の爲にも、痛惜措く能はざる所である。帝國政府は疊に獨逸政府より、日支兩國の間に立ち直接交渉の橋渡しを爲すべき旨の好意的申出に接したので、國民政府に最後の反省の機會を與へんが爲め、事變解決の基礎條件として次の四點を提示したのである。其の第一は支那容共政策、抗日滿政策を拋棄し、日滿兩國の防共政策に協力することである。其の二は所要地域に非武装地帯を設け、且つ該地方に特殊の機構を設定することである。其の三は日滿支三國間に密接なる經濟協定を締結することである。其の四は支那は帝國に對し所要の賠償を爲すことである。右は何れも帝國政府の絕對必要最小限度の要求を概括したもので、私は國民政府が速に此基礎條件に依り、和を求め來らんことを切望して居つたのであるが、然るに東亞の大局に目覺めざる同政府は、我方の寛容と獨逸政府の好意とを無視し、虛心坦懷に、和を乞ふの態度に出でないで、徒に遷延を事としたる末に、遂に何等誠意の認むべき回答を寄越さなかつたのである。

右國民政府の態度は、帝國政府の與へた最後の好機を自ら抛擲したるものと云ふべきであつて、事態茲に至つては、此上在再同政府の反省を待つも、到底事變解決の見込なきこと明かと相成つたのである。是が去る十六日帝國政府が今後國民政府を對手とせずとの聲明を爲すに至つた所以である。尙ほ該聲明中にも明示してある通り、今後帝國政府は帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待致し、是と兩國の國交を調整し、更生新支那の建設に協力する決意であつて、私は是が帝國の理想



とする日支提携に依る東亞の安定を得る唯一の途たることを信じて疑はないのである。

尙ほ此機會に一言致したいのは、歐米諸國中には、動もすれば、帝國が支那の門戸を閉鎖し、列國の權益を翫逐せんことを企圖して居るかの如き誤解を有する向があることである。帝國政府は帝國軍隊の占據區域内にある列國の權益は、飽く迄之を尊重すべきことは勿論、廣く支那民衆の福利増進の爲め、諸外國にも門戸を開放し其資本の進出をも歓迎するものであることを茲に明かにしたいと思ふ。私は關係列國が支那に於ける新なる事態を直視し、之に即應して、帝國が現に爲しつつあり、又は今後爲すことあるべき合理的調整の要求を十分に諒解し、以て東亞の新なる秩序の建設に協力せんことを希望する次第である。

次に日滿兩國關係を見るに、滿洲國をして帝國と緊密不可分の關係を持しつゝ、獨立國として其健全なる發展を遂げしむることとは、帝國對滿洲國の基調であるが、帝國が多量滿洲に於て享有せる治外法權及び日露戰爭の代償たる南滿洲鐵道附屬地行政權に付いても、政府は右國策の基調に遵據して、成るべく速に是が撤廢乃至移讓を爲すべき方針を決定し、右實現の爲め、昭和十一年六月の條約並に昨年十一月の條約を締結したのである。而して右兩條約の實施狀況は極めて順調に參つて居るのである。一方國際政局に於ける滿洲國の地位を見るに、建國以來帝國の協力の下に庶政の革新に邁進致した結果、今や列國も其對滿認識を新にするに至り、昨年十一月末、先づ伊太利國の正式承認を得、次で十二月初には西班牙フランコ將軍の政府との間に、相互に正式承認を行つたことは、御同慶の至りである。

ソヴィエト聯邦との關係に付いては、帝國政府としては、由來兩國の關係を出來得る限り正常なる状態に置くことが、東亞平和の爲め喫緊と信じ、此方針を以て措置し來つたのである。即ち兩國間年來の懸案たる漁業條約の修正問題を昨年中に解決せんと努力致したことも一に此方針に基くものであるが、ソヴィエト政府當局の態度に依り、昨年末も遂に一昨年と同様の暫定取極を結ぶの已むを得ざるに至つたことは、私の遺憾とする所である。尤もソヴィエト政府に於ても、現行條約を修正する協定を締結するが爲に必要な國內的準備を進めて居るが故に、引續き交渉を行つて成るべく速に新協定の實現を見るやう折角手配中で

ある。尙ほ政府は北樺太に於ける利權事業の正常なる進行を極めて重要視するものであつて、日ソ基本條約に由來する此種の利權が不當なる壓迫に依つて有名無實となるが如きことは、帝國政府として黙過し得ない所である。又ソヴィエト聯邦と支那との關係に付いては、我國一般の特に注意を惹いて居る所であつて、支那は昨年八月ソ聯邦との間に不侵略條約を結び、殊に國際共產黨員が支那の各層に喰入つて同國の社會秩序を破壊し、延いて東亞の安定に禍して居ることは、東亞の文明と諸民族の福祉を念とする帝國として、多大の關心を持たざるを得ない次第である。

帝國は對支軍事行動を進むるに當つて、在支第三國人及び第三國權益に不測の被害を及ぼさざるやう特に留意して參つたのであるが、不幸にして英米との間に、昨年末米艦パネー號及び英艦レデイバード號事件が起つたことは甚だ遺憾とする所である。是等の事件が我方の故意に出たものでないと云ふことは、申す迄もない所であるが、右兩事件は、一時我國と右兩國の感情疎隔の因を成すことなきやを氣遣はしめたのであるが、幸にして兩國政府の冷靜且つ公正なる態度と、我が官民一致の誠意とに依り、事件の圓滿なる解決を見たことは、邦家の爲め欣快に堪へない所である。

今次事變勃發以來、米國政府は常に公正の態度を持し、能く日米關係の大局を顧念して善處し、前述パネー號事件の如き不祥事件の突發にも拘らず、兩國友好關係に何等累を及ぼさなかつたことは、私の欣幸とする所である。帝國の外交上米國の理解認識の必要な點に付いては、今更茲に言ふを俟たない所であつて、此上とも日米親善の爲に、出來得る限りの努力を續けて行きたい所存である。

英國との關係に付いては帝國政府が日英兩國の傳統的友好關係を維持せんとする從來の方針には何等渝る所がないのである。私は英國政府及び國民に於ても、日英關係の重大性に付き十分の理解を持ち、東亞に於ける帝國の立場を正しく解し、我方と協力して、兩國の親善増進に努力せんとする態度に出で來るべきことを期待すると共に、我が國民も亦能く此時局の重大なるに鑑み、右政府の方針に協力するの態度に出でられんことを希望して已まない次第である。



獨逸との關係に付いては、昨年秩父宮殿下英國より御歸朝の途次同國を御訪問遊ばされ、又帝國軍艦定柄のキール廻航等のごとがあつて、兩國の關係益々親善を加へたことは、御同慶に堪へない所である。殊に同國が日獨防共協定の精神を體して、我方に對し極めて理解ある態度に出でつゝあることは、帝國政府の大いに多とする所である。政府は今後益々兩國の提携強化に努力致したいと考へて居るのである。

次に伊國政府は今時事變の當初より帝國の眞意を了解し、各方面に亘り協力を吝まなかつたのであるが、殊に昨年十一月ブラッセルに於て九國條約關係國會議の開催に當り、終始一貫極力我方支持の態度を示されたことは、御承知の通りであるが、前述の本事變解決方に付いても、伊國政府は同情ある關心を示して居たのであつて、右伊國側段々の好意は、帝國の深く感謝する所である。同國は豫て反共の點に於て帝國と事實上共通の立場に在つたが、昨年十一月日獨防共協定に参加し、茲に日獨伊三國が防共の旗幟の下に提携するに至つたことは、世界平和確保の見地より慶賀に堪へない所である。政府は獨伊兩國と協力して今後益々本協定の効果を發揮せんことを期して居る次第である。

西班牙に於ては、一昨年七月内亂勃發以來戰況は次第にフランコ將軍の政府側に有利に展開し、最近同政府は西班牙の大半を其勢力の下に收め、政府の基礎も大いに鞏固を加へたのである。他方同政府が防共を以て國策とする點は、帝國政府の方針と相通する所があるのであつて、帝國政府は是等諸般の事情に鑑み、同政府を承認するを適當と認め、昨年十二月初め承認の手續を執つたのである。

次に昨年に於ける通商關係を概観するに、一昨年に比し輸入金額に於て三割五分餘、又輸出金額に於て一割八分餘の激増を示し、貿易總額實に七十二億七千餘萬圓と云ふ未曾有の巨額に達したのである。併しながら諸外國に於ける經濟的障礙は其後依然として存續して居るので、政府としては、諸國の事情に其措置に應じ、各個に外交手段等に依る打開を圖りつゝある一方、貿易促進の爲め不斷の努力を致しつゝある次第であつて、昨年中英領印度、ビルマ及びトルコとの間には通商協定の締結を完了し

又シヤムとの間の通商條約及び伊領植民地に關する日伊間通商追加協定も、舊調印を了した次第であつて、更に尙ほ新舊市場に亘り諸國と通商に關し必要なる取極の締結を交渉中である。諸國中には事變に關する支那側の虚構の宣傳に惑はされ、若くは多數在住する華僑の策動の結果、本邦品排斥の舉に出でたものもあつたことは、洵に遺憾に堪へない所であるが、我が官民一致の努力と諸國民一般の公正なる態度とに依り、其擴大を見るに至らなかつたことは誠に幸とする所である。日滿支三國の生産力を合理的に擴充し、其經濟的連繫を鞏固にすると共に、是と諸外國との貿易關係の發展を圖ることは日滿支三國、延いては東亞全體の繁榮と世界協和とを齎すべき必須條件の一と信ずるものであつて、是が實現の爲め、政府は目下内外に亘り萬全の措置を講じつゝあるのである。

最後に附言致したいと思ふことは、文化事業に付いてである。國際間の親善を増進し人類の眞の平和を招來せんとせば、各國民が相互に文化的連繫を緊密にし、相互の眞意を十分に理解することが必要である。今次事變の如きも、一面に於て、支那側が此點に於て缺くる所あつたことに起因する所が尠くないのであるが故に、日支間の恒久の親善關係を樹立する爲には日支兩國が相互に其國情と國民性とを理解し、東洋本然の精神に立脚し、文化的提携の實を擧ぐるの必要があるのである。政府は此見地より對支文化事業に一層の努力を爲し、之を以て兩國間百年の計の基礎たらしめんとすることを期して居る次第である。尙ほ右と同時に我國文化の海外一般に對する紹介を行ふことに依り、正義と平和とを愛好する我が國民性と、我が固有の文化とを海外に宣揚することは、現下の國際情勢に鑑み、特に緊要なるものがあると考へるので、政府は益々國際文化事業に努力せんとするものである。

以上繰述致した所に依り、今次事變並に對外問題の全般に關する政府の所見を大體御諒察願へることゝ存するのである。之を要するに政府の對外政策の根柢を成すものは、一に東亞の禍根を除きつゝ大義を宇内に顯揚し、以て世界平和の基を樹てんとするにあつて、此目的の爲め政府は最善を盡して居るのである。何卒諸君に於かれても政府の意のある所を御了解の上、現下非常



重大の時局に處する帝國外交の目的達成の爲め切に御協力あらんことを希望する次第である。

(三) 賀屋藏相の演説 (昭和十三年一月二十二日)

茲に昭和十三年度歳入歳出總豫算の大要並に事變下に於ける我國經濟界の現状に付き説明することは、私の最も光榮とする所である。

支那事變の經過は諸君御承知の通りであつて、國民政府の無反省なる態度に鑑み、帝國政府は爾後之を對手とせず、新興支那政權の成立發展を期待して、更生新支那の建設に協力するの根本方針を確立したので、今後には愈々事變の長期に亘る建前を持し、財政經濟上諸般の對策に遺憾なきを期する必要がある。而して今後事變の關係に於て必要とする多量の物資と資金との需要に備へ、其供給を確保すると共に、國民經濟の維持に萬全を期することは、持久戰に處する我が財政經濟政策の基礎的方針と信ずるのである。政府は昨年事變擴大と共に我が財政經濟の態勢をして非常事態に即應せしむるやう諸般の方策を講じて參つたのであるが、今後に於ても此基礎的方針に従ひ、益々是等方策の徹底に努力致す心算である。

昭和十三年度豫算の編成に當つても、事變の長期に亘ることを建前として、物資と資金は之を軍の需要充足に集中致し、軍需に關係ある資材及び資金の他の方面に於ける消費は成るべく之を減少する方針の下に、事變關係施設の充實を期し、其他の諸經費は眞に緊急差措き難きものの外、是が計上を見合すこととしたのである。

斯くして編成した昭和十三年度歳入歳出總豫算の金額は、歳入歳出共に二十八億六千七百餘萬圓である。之を前年度豫算額と比較するに、前年度總豫算の中には、臨時軍事費特別會計の設置に伴ひ、同會計に移し整理せらるゝ歳入歳出を含んで居るので之を控除して改算したものと比較すると、歳入に於て四千餘萬圓、歳出に於て七千六百餘萬圓をそれ〴〵減少することとなる。而して歳入豫算中普通歳入は經常部二十億二千三百餘萬圓、臨時部一億五千餘萬圓、合計二十一億七千三百餘萬圓であつて、之を前年度改算豫算額と比較するに、經常部に於て一億九千五百餘萬圓を増加し、臨時部に於て八千二百餘萬圓を減少し、差引

一億千二百餘萬圓の増加となる。

此歳入經常部の増加は、大體に於て租稅收入、印紙收入、官業及び官有財産收入の増加に基くものであつて、此中租稅收入の増加は一億七千二百餘萬圓であるが、此等の増加は主として經濟界の好況に伴ふ自然増収に依るものである。

又臨時部普通歳入の減少致すのは、主として特別會計より一般財源受入の減少六千六百餘萬圓に依るものであるが、是は本年度に於ては南洋廳を除く外各地特別會計並に帝國鐵道、通信事業の兩特別會計より、臨時軍事費特別會計へ財源を繰入れることとした結果、是等特別會計より一般會計への一般財源繰入は之を行はざることとした爲めである。

次に歳出豫算の内譯は經常部十六億四千餘萬圓、臨時部十二億二千七百餘萬圓であつて、之を前年度改算豫算額と比較するに經常部に於て一億三千七百餘萬圓を増加し、臨時部に於て二億千四百餘萬圓を減少して居る。

右歳出豫算の大體に付き概略の説明をするに、軍備の充實に付いては、既定計畫の遂行を期待すると共に、緊急已むを得ざる新規計畫に要する經費に付いても、努めて之を計上したのである。

次に事變に伴ふ陸海軍兩省以外に於ける施設に關する經費として、軍事扶助費の増加、軍事援護事業の充實に要する經費等五千六百餘萬圓を新規に計上し、此外にも防空に關する經費、農産資源開發に關する經費、輸出増進に關する經費、液體燃料に關する經費、技術員養成に關する經費、民間航空に關する經費等、現下の時局に顧み緊要なる經費を計上したのである。尙ほ地方財政補助金は前年度と同様一億圓を計上し、尙ほ事變に伴ふ豫算超過及び豫算外支出の必要に應ずる等の爲め、國庫豫備金を三千七百萬圓だけ増加したのである。

而して右以外一般の新規經費は極力是が計上を見合せると共に、既定經費に付き一億四千百餘萬圓の節減繰延を行ふこととしたのである。

昭和十三年度豫算に於ける歳入の不足は公債財源に依ることとしたが、其公債發行豫定額は、總額六億九千四百餘萬圓であつ



て、之に朝鮮總督府、帝國鐵道、通信事業の各特別會計に於て、其歳出の財源に充つる爲め發行する豫定の公債合計一億六千六百餘萬圓を加へれば、其總額は八億六千餘萬圓となり、之を前年度改算豫算上の公債發行豫定額に比較するに、一億九百餘萬圓を減少することとなるのである。

尙ほ事變關係の軍事費に付いては、追て臨時軍事費特別會計の追加豫算を提出致し、必要なる經費の協賛を求むる豫定である。

租稅制度の中央及び地方を通ずる全般的改正に付いては、政府に於ても豫てより其必要を認め調査を進めて參つたのであるが、偶々支那事變勃發致し、稅制の基礎となるべき經濟事情及び國民の負擔力に相當の變化を生じつゝあるので、之を見合せることとしたのである。併しながら部分的事項に付いては、此際改正を行ふことを適當と認め、本議會に其改正法律案を提出した次第である。尙ほ臨時軍事費の財源は大部分之を公債に俟つ方針であるが、其一部は統後の奉公として、國民に於て租稅を以て之を負擔することが適當と認められるので、現下の事態に應ずる臨時的増稅案に付き之を本議會に提出する爲め目下準備中である。

次に此機會に事變下に於ける我國經濟界の現狀に付き一言したいと思ふ。今回の事變に處する經濟政策に付いては、政府は既に第七十一回及び第七十二回帝國議會に於て必要なる法律の協賛を得て之を施行致すと共に、其他各般の措置を講じて參つたのである、幸にして是等の施設は、國民の理解ある協力の下に所期の効果を收め、我が經濟界は事變の擴大せるに拘らず、貿易、産業、金融、爲替、物價等各方面とも大體に於て事變下としては順調なる經過を辿つて居るのであつて、邦家の爲め洵に喜ばしい次第である。

先づ金融界の狀況に付き申述べるに、事變の當初に於ては、一時金融は相當引締りの状態を呈したのであるが、政府資金の支拂の進捗と各種方策の實施とに依り、金融の基調は次第に緩和せられて參つたのである。殊に昨年末に於ける資金の移動は近年稀に見る繁忙を呈したのであるが、極めて平穩裡に經過し、越年後の狀況も至極順調であつて、今後に於ても金融は引續き圓滑に推移するものと考へるのである。尙ほ起債市場に於ても最近金融情勢の緩和に伴ひ、其再開の機運が熟し、既に一部社債に付

いては其發行の決定を見るに至つたが、政府としては今後に於ける起債界の堅實なる伸暢を期待して居るのである。國防産業、其他時局に頼み緊要なる産業の生産力擴充に付いては、臨時資金調整法の運用上特に留意すると共に、是等事業資金の供給に付いても、政府資金を以てする興業債券の引受、其他の方策に依り其潤澤なるを期したのである。今後に於ても政府は貯蓄を獎勵して資本の蓄積を圖り、又臨時資金調整法の適切なる運用に依つて、是等事業資金の需給關係を一層圓滑ならしむる方針である。尙ほ政府は庶民金融の整備改善を圖る爲め、本議會に庶民金庫法案、恩給金庫法案及び無盡業法中改正法律案を提出することとした。

公債の圓滑なる消化を圖ることは、是が多額の發行を必要とするの際、財政上よりするも、國民經濟上よりするも、極めて重要なことと考へる。政府は是が爲め預金部資金、其他政府關係資金の運用に付き特に考慮を廻らすと共に、廣く民間各種金融機關、其他一般國民の國家的見地に立つ協力支援を要望して居る次第である。而して公債は今後とも引續き大體日本銀行引受の方法に依り之を發行し、金融の調節に資したき心算である。尙昨年實施した公債の郵便局賣出及び割増金附貯蓄債券の賣出は頗る好成績を収めたのであるが、今後に於ても時々之を行ふと共に又銀行預金、其他に依る貯蓄を獎勵して、一面國民の公債保有の慣習を涵養し、他面金融機關の公債消化力の増進に努め、以て今後に於ける公債の發行に遺憾なきを期して居るのである。

國債收支の適合を圖り、爲替相場を維持安定せしむることは申すまでもなく我が財政經濟政策の根幹を成すものである。事變以來の爲替相場の狀況を見るに、事變に依り何等の影響を受くることなく、對英一志二片の水準は微動だも致さなかつたのである。而して政府は今後とも引續き此水準を堅持する方針であつて、是が爲め政府は國際收支の全體に付き調整計畫を樹立し、一層輸出の振興、産金の獎勵を圖り、尙ほ一般物資の輸入の調整、貿易外支拂勘定の減少、金の使用節約等の方策の徹底に努め、以て國際收支の適合を圖るに萬全を期して居る次第である。

次に事變後に於ける我國物價の狀況を見るに、一般には著しき騰貴を致して居らないのである、是は主として海外に於ける物



價が低落の傾向にあつたのと、國民の間に消費節約が行はれたこと等に基づくものと認められるのである。併ながら今後事變費關係政府資金の撤布が多きを加へ、又輸入貿易調整の進行に伴つて、物價問題は重要性を加ふるに至るものと考へられるので、是が對策に付いては特に慎重を期し、以て適正なる物價の保持に努むる必要があるものと考へるのである。物價對策の基本は申すまでもなく、物資の調整を圖るにあるのであるから、政府は軍需關係物資、其他重要物資に付き、其需給の狀況を考へ、生産の増加を圖り、又消費の制限、代用品の使用等の徹底を期すると共に、是等物資の配給に付いても諸般の方策を講ずる心算である。尙ほ政府は是と共に賣惜、買占を戒め、投機を抑制し、又暴利の取締を厳に致す方針であるが、更に現在一部物品に付き實施して居る最高價格制の範圍を必要に應じ擴張する等、直接物價を調整する方面に於ても對策に遺憾なきを期する方針である。而して是等物價對策は根本に於て國民の自制に俟つにあらざれば、到底所期の成果を收むることが出来ないものであるから、此點に於て國民の眞摯なる協力を特に切望致す次第である。最近我國の經濟力は著しき發展を致して居るのであるが、今後の持久戦に備ふる爲には、益々其擴充を圖り、之を軍事目的遂行に集中する必要がある。而して此經濟力の擴充及び集中を最も効果的ならしめ而も國民經濟の維持に支障なからしむる爲には、生産力の擴充、國際收支の適合及び物資需給の調整の觀點より、政府及び民間を通ずる國家全體の經濟活動に付き、計畫性を與ふる必要が愈々緊切となつたのである。政府は是が爲め各種具體策の考究を進め、是が實行を期して居る次第であるが、其過程に於て各方面に種々の摩擦が生ずることは避け難い所と考へるのである。此點に付いては政府に於ても出來得る限り善處致す心算であるが、事變の目的達成の爲め、一般國民に於ても右は國家の發展途上に於ける一大試鍊として、進んで此困難を克服する固き心構を必要と致すのである。我國の經濟事情を詳にせざる諸外國の中には、支那事變勃發後我國經濟の持久力に付き懸念する向もあつたのであるが、其豫想に反し、我國の經濟界は諸君御承知の通り事變以來些かも動搖することなく、極めて平靜堅實に運行せられつゝあるのである。私は國民が愛國の至情より堅忍不拔、以て事變終局の目的貫徹に努力せらるゝことを信じて疑はないのであつて、我が充實せる經濟力に加ふるに此國民の一致協力を以て

すれば、事變が如何に長期に亘る場合に於ても、毫も憂慮の要なきものと確信致す次第である。

終りに臨み政府提出の豫算案に付いては、何卒速かに協賛を與へられんことを希望する。

#### (四) 杉山陸相の演説 (昭和十三年一月二十二日)

前議會後に於ける支那事變の作戰經過に付いて申述べる。昨年七月支那に對し膺懲の師が進められてから、既に六箇月餘を経過したのであるが、此間陸軍の作戰は順調に進捗して、到る處支那軍に大打撃を與へ、北支方面に於ては黄河以北は固より、舊贛黄河の渡河を敢行して濟南一帯を占據し、今や北支五省の省城悉く我が手に歸した。一方中支方面に於ても、上海戰線突破以來太湖南北の地區を併進して、十二月十三日遂に敵の首都南京を攻略した。斯の如く南に北に我軍が其威武を顯揚し、着々戰果を獲得して居ることは、偏に 大元帥陛下の御稜威の然らしめ給ふ所であるが、又熱誠なる舉國一致の御後援と、第一線將兵の忠勇、就中護國の爲に斃れた英靈の加護に依るものであつて、茲に陸軍の名を以て深甚なる感謝の至情を呈する次第である。

以下戰況經過の概要を申述べたい、先づ北支方面より申述べる。南部察哈爾、綏遠方面に於ては、我軍は有力なる部隊を以て張家口、大同、綏遠、包頭一帯の地區を警備して居るが、漸次此地方の治安を回復して、局地を除いては概ね事變前と大差のない程度になりつゝある。併ながら尙ほ五原、河曲方面、黄河沿岸地區には今尙ほ相當の敗敵が残存して居る。

山西方面に於ては、十一月九日に其省城太原を占據した後に、該地方を中心として強力なる部隊を配置し、殘敵の掃蕩、治安の回復に努めて居るが、山西省の西部及び南部一帯の山地には尙ほ有力なる敵兵が残存して、共產軍の活動と相俟つて反撃の氣勢を示して居る。

京漢線方面に於ては、我軍は石家莊、順德、彰德附近の地區に強大なる部隊を配置して、占據地域内の敗殘兵の掃蕩に任ずると共に、近く道口鎮附近に居る大敵と對峙して居る。

津浦線方面に於ては、十二月下旬黄河の渡河を敢行して、同二十七日山東省の省城である濟南を占據し、引續き南方及び東方



に敗敵を驅逐して、南方に於ては其第一線を以て、濟寧、鄒縣、蒙陰の線を占據した。東方にては、膠濟線に沿うて前進し、青島を占據し、海軍と共同して同地一帯の肅清中である。

中支方面に於ては、我軍は昨年八月二十三日上海附近に上陸以來、堅固に構築せる數線の近代的設堡陣地を占領して居る優勢なる敵に對して、克く寡兵を以て執拗且つ果敢なる攻撃を反復し、之に徹底的打撃を加へ、杭州灣に上陸した部隊と相呼應して追撃に次ぐに追撃を加へ、太湖の南北にある敵陣地を席卷し、遂に十二月十三日首都南京を攻略した。次で杭州方面に轉戦して同月二十四日には同地を陥れたので、今や蕪湖、杭州を連ねる以東の地區は我軍の手に歸したのである。又軍の一部は揚子江左岸地區に進出して、津浦線に沿ふて浦口、滁縣一帶の地を占據し、爾後の作戦を準備中である。此作戦半歳餘の間に於ける南北兩戦線を顧みるに、支那側は其出動總兵力約五十萬の概ね半部を消耗して、著しく其戦闘力を低下し、特に中支方面に於ては支那軍の中堅である中央軍の大半を喪ひ、加ふるに首都南京の陥落に依り、一層其戦意を失ひ志氣は沮喪して居るのである。然るにも拘らず、國民政府は未だに抗戦を策し南京攻陥後一箇月を経過しても依然軍隊の再編成に努めて長期抵抗を圖り何等反省の誠意を示す所がないので、遂に帝國政府は曩に重大なる決意を致したことは御承知の通りである。情勢前途の如く事變の前途は益々遠となり又國際の情勢は豫斷を許さぬものがあるので帝國の使命は益々重大を加ふるに至つた。此際陸軍と致しては、一層戦備を擴充し益々至誠奉公の誠を竭し上 大元帥陛下の御宸襟を安じ奉り、又全國民の御期待に副はんことを期して居る次第である。

#### (五) 米内海相の演説 (昭和十三年一月二十二日)

支那事變に關して、前議會後海軍の執つた處置等に付き其概要を説明する。

支那沿岸に對する交通遮斷に關しては、八月二十五日第三艦隊を以て揚子江以南汕頭に到る支那沿海に對し支那船舶の交通を遮斷する旨宣言を發したが、九月五日には監視部隊として第二艦隊の大部が加はり、交通遮斷區域を青島、香港、澳門、廣州灣

を除いた全支沿岸に擴張して、第二艦隊は海州以南の中支沿岸の交通を遮斷する宣言を夫々第二艦隊司令長官及第三艦隊司令長官より發した。其後十月二十日に至り第四艦隊が新に設けられ、第三艦隊と共に支那方面艦隊が編成せられたに伴ひ、以上の交通遮斷は支那方面艦隊を以て之に任ずることを宣言した。青島は初から交通遮斷區域より除外してあつたが、十二月十八日青島方面支那軍が我が權益財産の破壞を始めたので、青島に對しても亦交通遮斷を行ふこととなり、二十六日其旨宣言した次第であつて、今や支那汽船は勿論戎克の往來も殆ど途絶するやうな状況になつたのである。

交通遮斷の實施に當つては濫りに支那船舶を攻撃する如きことなく、又第三國船舶に對しては其の平和的通商を尊重する建前から交通遮斷をしてゐない。

次に中支方面の海軍の作戦に關し申上げれば、上海海軍特別陸戦隊は、江上艦艇及び海軍航空部隊の協力の下に陸軍部隊と呼應して、租界東部に於ては九月十三日敵が市政府掩護の據點と恃む遠東競馬場を奪取し、又陸戦隊本部北方に於ても漸次進出した、其後支那軍が閩北方面より新手を加へて屢々猛烈な逆襲を反復して參つたが、陸戦隊は之を激撃しつゝ、逐次各據點を占據し九月二十九日には閩北方面に於ては松滬鐵道沿線まで進出し、十月二十六日には陸軍部隊の大場鎮攻略と呼應し、閩北方面に猛烈なる攻撃を加へ、二十七日夕刻迄に四行倉庫に追込められた殘敵數百名を除く他閩北一帯を完全に掃蕩し、北方大場鎮方面から南下した陸軍部隊と租界の西境界線に於て聯絡するに至り、茲に蘇州河以北租界の周圍を完全に確保するに至つたのである。

一方杭州灣北岸に陸軍部隊揚陸の爲め艦隊の一部は、第四艦隊司令長官指揮の下に極めて秘密裡に陸軍輸送船團を護衛しつゝ、あつたが、十一月五日未明を期し杭州灣に進入し、陸軍部隊の上陸を海空兩方面から全力を擧げて援護し、大成功裡に上陸を完了致して、浦東及び蘇州河南岸一帯から敵を壓迫し、之を撤退せしむるに至らしめた。十一月十一日黎明陸戦隊は浦東側に上陸し陸軍部隊と協力して南市對岸並に南市の掃蕩を開始し、十三日全く南市の掃蕩を終り、茲に上海租界は完全に敵の包圍から解かれることとなつた。黃浦江上の艦艇は十一月十二日機雷の掃蕩、沈船の除去等に依り黃浦江の敵封鎖線を啓閉したが松江、金



山方面に進出せる我陸軍部隊に彈藥糧食等を急遽補給する爲十三日上海を發せる補給船を嚮導し、我海軍最初の黃浦江遡江に成功、更に陸軍作戦の進捗に伴ひ、二十四日上海蘇州間の水路を啓開し、續いて太湖方面に進出し、十二月末には更に杭州方面にも進出して陸軍部隊の作戦に協力した。

又揚子江方面に於ては、十一月十三日未明、陸軍部隊を護衛して、吳淞の上流約五十哩の白茆口附近に進入し、海空兩面より支那陣地及び部隊に對し猛烈なる砲爆撃を加へて上陸を掩護し、十二月七日には支那側が揚子江防禦の第一線と恃む江陰の要塞を突破し、機雷、閉塞船等の各種の障礙物を排除しつゝ、陸軍部隊に協力し、或は海軍單獨に兩岸の敵を掃蕩して遡江し、十二月十三日午後五時遂に南京の表立關たる下關碼頭に達し、陸軍の爲めに追はれて逃げたる所の敵に大打撃を加へた次第である。南京陥落後は南京下流の水路を掃蕩し、又兩岸の殘敵掃蕩等水路の確保に努め、又揚子江を渡河して作戦する陸軍部隊の渡河を援助し、一部は更に遡江して兩岸を掃蕩しつゝ、一月中旬には南京上流七十哩の荻港附近に達して居る。

次に航空部隊はそれ〴〵所屬部隊に在つて、以上述べた各種の作戦に多大なる協力を致して居ることは其程度公表致して居る所である。即ち全支に亘り連日果敢なる空襲を行ひ、敵の空軍基地其他作戦上の要地、軍需品工場、軍事輸送機關及び艦船部隊等を爆撃し、以て敵空軍に殲滅的打撃を與へて制空權を獲得し、全般的な作戦上多大の効果を收めると共に、陸軍部隊の作戦に直接協力し、敵陣地及び部隊に莫大なる打撃を與へ、其進出の支援に任じて居る。之を具體的に申上げれば、其使用延機数は十二月三十一日までの統計では、南京には約千二百機、廣東には約五百機、上海附近戰場には六千機、粵漢線、廣九線方面には約九百機、隴海線、津浦線には約六百六十機であつて、其他要地に對するものを合計すると、延機数は約一萬三千機、其投下した爆撃量は極めて多額に達して居る。而して今日まで支那飛行機を撃破した数は、爆撃及び地上爆破を合せて約六百六十機に達し、撃沈若くは作戦行動不能程度以上の損害を與へた艦船は支那海軍最新式巡洋艦平海、甯海を初めとして巡洋艦、砲艦等主なるもの十數隻に及び外洋航海に堪へ得るものは略々全滅して居る。

次に青島作戦に關し簡単に申述べる。青島は從來帝國と最も密接なる關係のある處であつて、在留邦人約二萬、權益約三億圓を有する地であるが、戰禍の同地に波及するを避けんが爲め、多大の犠牲を拂つて居留民の引揚を斷行せられたことは前回申述べた通りであつて、九月五日の全支に亘る交通遮斷の宣言に於ても、故らに青島を遮斷區域より除外する等、山東の和平維持に努めて參つたのであるが、十二月十八日夜以來、支那軍は我が權益を破壞するの不信的暴舉を敢てするに至つたので、十二月二十六日青島も交通遮斷區域に加ふる旨宣言致し、更に一月十日朝監視部隊の一部は陸戰隊を揚陸、青島港域を占據致した次第である。同地の作戦に當つては、在青島英米先任指揮官に對し連絡を執る等、萬全の手段を講じ、幸に何等の事件を惹起することなく、所期の目的を達成し得た次第である。

最後に第三國との間に生起した事件に關して申上げん。今回の作戦地域は前回にも申上げた通り、列國の權益及び其居留民並に警備の爲め派遣せられた各國艦船軍隊等多數存在して居つて、極めて複雑微細な國際關係を伴つて參るので、作戦遂行上此點を十分念頭に置いて居る次第であつたが、先程外務大臣の申されたやうな事件を生じたことは甚だ遺憾とする所である。中にも重大なる事件としては十二月十二日米砲艦「バネー」を爆沈し商船三隻を破損し、尙ほ英砲艦「クリケット」・スカラップ及び商船一隻を爆撃した事件である。本事件は全く過誤に基くものであつて、英米兩國としても公正明察克く事件の真相と我が方の誠意とを了解して、昨年末圓滿に解決するに至つた事は欣快に堪えぬ。以上の各事件に鑑み海軍としては今後共一層自重自戒、以て此種事件の根絶に萬全を期せんとするものである。今次事變の海軍に關する處置の概要は以上の通りである。

今や作戦は、豫期の効果を收め、北支より中支方面に亘る一帯を制し、又制海、制空の實權を全く確保した實情であるが、支那が外國の援助を恃んで、長期抗戰を策する限り、戦局の前途は、尙ほ遼遠と申すべく、國際關係の動向亦一日の儉安を許さざるものがある。此秋に方り、海軍としては全軍一體、益々操守を堅くして所期の目的達成に邁進し、以て護國の重責を完うし大元帥陛下の大御心に副ひ奉らんことを期して居る次第である。終りに臨み國民各位より事變以來、我が海軍に寄せられた絶大



の御後援御同情に對し、海軍を代表して深く感謝すると共に、出征兵士をして後顧の憂なく征戰に従事せしめ得るやう、此上英各位の御後援を御願致したい。

## 第五章 「東亞の新秩序」聲明

廣東、武漢の陥落に依り支那事變は新段階に入り、所謂長期建設の巨歩を進むべき時期となつた。依つて我が政府は、武漢攻略後の新事態に對處すべき方針に就いて議を練つた結果、十一月三日、明治節の佳節を卜して、「東亞の新秩序建設」に關する歴史的的重大聲明を行ひ、中外に、今次聖戰の目的と將來に對する帝國不動の方針を發表した。

帝國の所期する「東亞の新秩序」とは要するに日滿支三國間に政治的、經濟的、文化的ブロックを建設することであるが、ブロックといふ文字を嫌ひ「新秩序」と云つたのである。而して日滿支三國の關係を「互助連環」の關係と説明して居る。聲明全文は左の通りである。

**聲明** 今や 陛下の御稜威に依り帝國陸海軍は、克く廣東、武漢三鎮を攻略して、支那の要域を戴定したり。國民政府は既に地方の一政權に過ぎず。然れども、尙ほ同政府にして抗日容共政策を固執する限りこれが潰滅を見るまで、帝國は斷じて矛を收むることなし。

帝國の冀求する所は、東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設に在り。今次征戰究極の目的亦此に存す。

この新秩序の建設は日滿支三國相携へ、政治、經濟、文化等各般に亘り互助連環の關係を樹立するを以て根幹とし、東亞に於ける國際正義の確立、共同防共の達成、新文化の創造、經濟結合の實現を期するにあり。是れ實に東亞を安定し、世界の進運に寄與する所以なり。

帝國が支那に望む所は、この東亞新秩序建設の任務を分擔せんことに在り。帝國は支那國民が能く我が眞意を理解し、以て帝國の協力に應へむことを期待す。固より國民政府と雖も從來の指導政策を一擲し、その人的構成を改替して更生の實を擧げ、新秩序の建設に來り參するに於ては敢て之を拒否するものにあらず。

帝國は列國も亦帝國の意圖を正確に認識し、東亞の新情勢に適應すべきを信じて疑はず。就中、盟邦諸國從來の厚誼に對しては深くこれを多とするものなり。

惟ふに東亞に於ける新秩序の建設は、我が盟國の精神に淵源し、これを完成するは、現代日本國民に課せられたる光榮ある責務なり。

帝國は必要なる國內諸般の改新を斷行して、愈々國家總力の擴充を圖り、萬難を排して斯業の達成に邁進せざるべからず。茲に政府は帝國不動の方針と決意とを聲明す。

右の聲明中「國民政府と雖も從來の指導政策を一擲し、その人的構成を改替して更生の實を擧げ、新秩序の建設に來り參するに於ては、敢て之を拒否するものにあらず」との一節は一月十六日の「國民政府を對手とせず」の聲明を多少緩和したかの感を與へた。然し政府の説明に依れば一月十六日の聲明には何等の變更なく、蔣介石政府を對手に全面的の講和を商議するが如きことは有り得ない。聲明の前段に於て「國民政府は既に地方の一政權に過ぎ



ず」と断定せる所に重點がある。但し同政府が人的構成を改め、新政權の傘下に來り參ずるに於ては敢て拒否しないと云ふのである。

尙ほ近衛首相は、十一月三日AKのマイクを通じて政府聲明の内容を敷衍し、帝國の向ふ所を明確にすると共に時局に對する國民の徹底せる理解と認識とを要望した。

この放送中近衛首相が「今や支那を如何様に處理するともその鍵は全く日本の手にある」と述べた點は、我が意を得たりとして、國內に於て大好評を博した。次に放送當時あまり注目を惹かなかつたが「過去の諸原則が、事實上不均衡なる現状の維持を鐵則化し、固定化するにあつた」と述べたことは、我が國の外交關係から見ても重要なポイントである。政府はこの見地より出發して、支那に關する九國條約を現狀に適用し難き時代遅れの條約と見做すのである。實際「新秩序」の建設と九國條約とは兩立し難いものであると云ふことが出来る。有田外相が十一月十八日、米國大使に與へた回答の末段に於て、古き原則は新事態に適用し難しと述べ、九國條約破棄の工作に乗り出し、英米との間に大論戰を開始したことは別項記載の通りである。

近衛首相の放送全文は左の通りである。

**近衛首相の放送** 本日茲に同治節を迎へ、同治天皇の御盛徳を偲び奉るに際し、天皇の御偉業たる東洋平和の確立に關し政府の所見を開陳するは私の最も光榮とする所であります。

今や廣東陥落に引續いて支那内地の心臓漢口も亦わが有に歸し近代支那の全機能を支配する七大都市の全線を抱擁する膨大な地區即ち所謂中原は全く日本軍の掌中にあるのであります。中原を制するものは即ち天下を制す、蔣政權は事實において一地方

政權に顛落し終つたのであります。日本は一方において外部からの干渉を排撃するに足る十分の精銳なる戰鬪力を保留しつつ、餘裕綽々としてこの戰果を獲得したのである、これに偏へに、陛下の御權威の下、忠勇なる將兵の奮闘に依るものであります。日本國民の感激は比類なきまでに高潮したのであります。この輝しき戰果を思ふにつきましても國民の感謝は先づ何よりも數萬の戰歿者と負傷者に向つて捧げられねばなりません。吾々はこの尊き犠牲に對し二つの義務を感ずるのであります、第一はこれ等犠牲者の志をついで戰の目的を飽迄も貫き通すことであり、第二はこれ等犠牲者の遺族、家族に對してこれに報ゆる事を忘れてはならぬといふ事であり、今や支那を如何やうに處理するともその鍵は全く日本の手にあるのであります。併しながら日本が眞に希望するところのものは支那の滅亡にあらずして支那の興隆にあるのであります、支那の征服にあらずして支那との協力にあるのであります、日本は東洋人としての自覺に覺めたる支那國民と相携へて眞に安定せる東亞の天地を築かんことを欲するものであります、實に支那の民族的情熱を認識し支那の獨立國家としての完成を必要とする事において日本程切實なるものはないのであります、等しく東亞に相隣りする日本と滿洲と支那との三大國が各自の個性を存分に活かしつゝ、東亞保全の共同使命の下に堅き結合をなすべき關係にある事は將に歴史の必然であります、然るに日支兩國の間におけるこの理想の實現は國民政府の過れる政策のために阻止せられたる事は獨り日本のみならず全東亞のために遺憾の極みである。抑々國民政府政策の基調は歐洲大戰後の反動期における一時の風潮に便乗したる淺薄のものであります、これは斷じて支那國民本來の良知良能に根ざしたるものではなかつたのであります。殊に政權維持のためには手段を選ばず、支那の共產化並に植民地化の勢を激成して顧みなかつたことは、新支那建設のため身命を賭して戦ひたる幾多愛國の先輩に對する反逆であると言はなければなりません。これ日本が東亞における二大民族同文相搏つる悲劇を演ずるを欲せざるに拘らず、なほかつ蔣政權打倒のために矛を取つて起つに至りました所以であります。日本は今や支那の覺醒を望んでやまざるものであります。

支那における先憂後樂の士は速かに支那をして本來の道統に立還らしめ更生支那を率ゐて東亞共通の使命遂行のために躍起す



べきであります。既に北京、南京には更生の氣運脈々たるものあり、又蒙疆には蒙古復興の氣が漲つて居るのであります。五千年の長き歴史を通じ幾度か世界文化史上炬火を點したる支那民族は、その偉大性を發揮し、眞に新東亞建設の大業を分擔することにより、世界文化に新たなる光暈を齎し、祖先に恥ぢざる歴史を残すべきであります。國民政府と雖も、この支那民族本來の精神に立寄り從來の政策と人的構成とを改め全く生れ變りたる一政權として支那再建に來り投ずるに於ては、日本は素よりこれを拒むものではないのであります。

世界各國は又この東亞に於ける新情勢の展開に對し明確なる認識を持つべきであります。從來支那の天地が帝國主義的野心に基き列強角逐の犠牲となり遂にその平和と獨立とを脅威せられつゝありしことは歴史に徴し明白であります。日本は今日以後斯くの如き事態に對し根本的修正の必要を認め正義に基き東亞の新平和體制を確立せんことを要望するものであります。固より日本は列國との協力を排斥するものではありません、また第三國の正當なる權益を損傷せんとするものでありません、若し列國にして帝國の眞意を理解しこの東亞の新情勢に即してその政策を講ぜんとするにおいては帝國は東洋平和のためにこれと協力することを惜しむものではないのであります。日本が夙に共產主義と闘ひ抜かんとする熱意を有することは世界周知の事實であります、コミンテルンの企圖するところは東洋の赤化であり世界平和の攪亂であります。

日本は蔣政權の所謂「長期抵抗」の背後に盲動する赤化の根源に向つて斷乎これが絶滅を期するものであります。幸ひにして防共の盟邦ドイツ及びイタリイは日本の東亞における意圖に共感し今次事變に對し兩國の寄せたる精神的援助は我が國民を鼓舞するところ大なるものありしは我々の深く多とするところであります。我々は事變を通じこの盟約を愈々緊密にする必要を痛感するのみならず進んで共通の世界觀の下に世界秩序の再建に協力せんとするものであります、實に現下の世界に必要なは眞に公正なる均衡の上に平和を築くことであります。

過去の諸原則が事實上不均衡なる現状の維持を鐵則化し、固定化するところにあつたことは否むべくもありません。聯盟規約

の如き國際條約がその權威を失墜したことは實にこの不台地にその根本原因があるのであります。國際正義をして一個の美文たるに止まらしめず、通商、移民、資源、文化等の人間生活の各部門に亘りこれを綜合したる見地に立脚し、現實に即應しつゝ、歴史の發展に併行する新平和體制が創造せられねばならぬのであります。然して以上の諸條件を完備することが現下の一般的危機を屈服する唯一の手段であることを確信するものであります。

戦場の勇士を絶對に信頼しつゝ黙々として銃後生産に従事し、長期戦の姿勢を終始しつゝある全國民の姿は將に日本人本來の面目を現在に再現したるものであります。日本の消長發展が常に國體に對する自覺と相併行するのは日本歴史が如實に證明する所であります、わが皇室の御軫念あらせらるゝところが常に東洋永遠の平和確立に存することを拜察し奉る時、吾等臣民たるものは道徳的使命の重かつ大なるに恐懼感激せざるを得ないのであります。今や日本國民は襟を正して自らに課せられたる責任を直視せねばなりません、東亞諸國を連ねて眞に道義的基礎に立つ自主連帯の新組織を建設する任務が、如何なる意義を有し如何なる犠牲を求め如何なる用意を必要とするかについて、徹底せる理解を持ち斷じて認識を誤ることがあつてはならないのであります。若し漢口、廣東の攻略を以て一轉機とし、秦平の時代が直に到來するが如き思想を抱くものありとせば、斯の如きは今次事變の重大意義を理解せざるものにして、天下これ以上の危険はないのであります。新らしき東亞の建設を擔當すべき日本は、その國民生活の全分野において新らしき創造の時代に入つたのであります。この意味において、眞の戦は今始まつたのであります。眞に偉大なる歴史的國民たらんが爲めに、吾々は上下一致堅き信念と決意とを以て内外の整備建設に邁進しなければならぬのであります。



## 第六章 「對支國交調整方針」の聲明と其の反響

### (一) 近衛聲明

近衛首相は十二月十一日大阪に於て對支國交調整方針に就き演説を行ふ豫定であつたが、その前日に至り突然近衛首相の大阪行は取止めとなり、對支國交調整に關する政府の方針發表は一時延期された。

爾來政府は之が發表の時期、方法、内容につき諸般の準備と、情勢を考慮しつゝあつたが、十二月廿二日首相官邸に板垣、米内、有田の三相の參集を求め、四相會議を開いて、之が内容時期について協議した結果、同日午後九時廿分、近衛首相談の形式を以て重大聲明を行ひ、日支國交調整に關する帝國政府の根本方針を中外に闡明した。

此聲明は東亞新秩序建設に關する帝國不動の方針を確立し、之を明示した十一月三日の聲明に續いて、建設段階に入つた東亞の新情勢に對應すべき、帝國の方針を顯現し、同時に事變處理の具體的方策を示したものである。此の意味に於て劃期的重要性を有して居る。

即ち帝國政府は同聲明に於て、東亞新秩序建設は共同の目的に繋る日滿支三國の結合によつて達成さるゝものであることを明確にしたる後、支那に於てこの東亞新秩序建設の帝國の眞の意圖を理解して、之に協力せんとする具眼の士とは相共に携へて、東亞新秩序の建設に邁進するの帝國の態度を明示した。次に帝國が支那に求むるものは

一、支那と滿洲國との國交回復

二、日支防共協定締結

イ、同協定繼續中特定地點に於ける帝國軍隊の駐屯

ロ、内蒙地方を特殊防共地域とすべきこと

三、日支平等の原則に立つ日支經濟提携の實現

イ、帝國臣民の支那内地に於ける居住、營業の自由

ロ、北支及び内蒙地域の特殊性を認むること

の三原則にあるものであつて、帝國としては、支那に對して、領土の割讓を要求するものに非ず、又戰費の賠償を要求するものでもなく、帝國としては、支那の主權を尊重するは素より、支那の獨立完成の爲に必要とする治外法權及び租界の返還に關しても、積極的考慮を拂ふものであることを率直に聲明してゐる。之が全文は次の如くである。

**聲明全文** 政府は本年再度の聲明において明かにしたる如く、終始一貫、抗日國民政府の徹底的武力掃蕩を期すると共に、支那における同憂具眼の士と相携へて東亞新秩序の建設に向つて邁進せんとするものである。今や支那各地においては更生の勢澎湃として起り、建設の氣運愈々高まれるを感得せしむるものがある。是において政府は、更生新支那との關係を調整すべき根本方針を中外に闡明し、以て帝國の眞意徹底を期するものである。

日滿支三國は東亞新秩序の建設を共同の目的として結合し、相互に善隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧げんとするものである。之がためには、支那は先づ何よりも舊來の偏狹なる觀念を清算して、抗日の愚と滿洲國に對する拘泥の情とを一擲するこ





とが必要である。即ち日本は支那が進んで滿洲國と完全なる國交を修めんことを率直に要望するものである。

次に東亞の天地にはコミンテルン勢力の存在を許すべからざるが故に、日本は日獨伊防共協定の精神に則り、日支防共協定の締結を以て、日支國交調整上喫緊の要件とするものである。而して支那に現存する實情に鑑み、この防共の目的に對する十分なる保障を擧ぐる爲には、同協定繼續期間中、特定地點に日本軍の防共駐屯を認むること及び内蒙地方を特殊防共地域とすべきことを要求するものである。

日支經濟關係については、日本は何等支那に於て經濟的獨占を行はんとするものに非ず、又新しき東亞を理解しこれに即應して行動せんとする善意の第三國の利益を制限するが如きことを支那に求むるものにも非ず、唯飽く迄日支の提携と合作とをして實効あらしめんことを期するものである。即ち日支平等の原則に立つて、支那は帝國臣民に支那内地に於ける居住營業の自由を容認して日支兩國民の經濟的利益を促進し、且つ日支間の歴史的經濟的關係に鑑み、特に北支及び内蒙地域に於てはその資源の開發利用上、日本に對し積極的に便宜を與ふることを要求するものである。

日本の支那に求むるもの、大綱は以上の如きものである。日本が敢て大軍を動かせる眞意に徹するならば、日本の支那に求むるものが區々たる領土に非ず、又戰費の賠償に非ざることは自ら明かである。日本は實に支那が新秩序建設の分擔者としての職能を實行するに必要な最小限度の保障を要求せんとするものである。日本は支那の主權を尊重するは固より、進んで支那の獨立完成の爲に必要とする治外法權を撤廢し且つ租界の返還に對して積極的な考慮を拂ふに吝ならざるものである。

### (二) 蔣介石及び陳誠の反駁聲明

近衛聲明は國民政府内部に強き反響を與へ、同政府内部に重きをなす汪兆銘は佛領印度支那の隱家に於て、和平聲明を發するに至つた。かゝる動搖を防止するため、蔣介石は十二月二十六日總理記念週に際し近衛聲明に對する

反駁聲明を發し、陳誠も十二月二十八日重慶よりラヂオ放送を行ひ、徹底的抗戰を力説した。其の要旨は左の通りである。

蔣介石の反駁聲明 同志諸君、我等の抗戰は新段階に到達した。過去十八ヶ月が第一期の抗戰であつたことは屢次に亘つて指摘したが、之は抗戰の前期であつて、今より後の第二期抗戰は抗戰の後期と呼ぶべきものである。現在我方の南北各戰場に在る前線の勇士が戰鬪精神極めて旺盛であることは、開戰以來未だ曾てなき程である。各地軍民の意志は愈々堅く固まり、齊しく國家の危機を認識し、萬衆一心最後の勝利に向つて刻苦努力を續けてゐる。此間近衛首相は談話を發表、更生中國との國交の調整を行ふべき旨を聲明したが、その内容は陣腐濫套であつて我國家、我民族を滅亡せんとする計畫陰謀を暴露せるものに過ぎず、便宜上左の四點に分つて見れば這般の事情は自ら明白とならう。

- 一、東亞新秩序の建設 東亞新秩序なる言葉は屢々用ひられてゐるが、所謂新生中國なるものは、要するに獨立の中國を消滅せしめ、奴隸の中國を生産せんとするものに外ならない。赤化防止に名を藉りて中國の軍隊を抑へ、東洋文明擁護に名を藉りて中國の民族文化を亡し、經濟的障壁の撤廢に名を藉りて歐米の勢力を排斥し、獨り太平洋に覇を唱へんとするものに外ならない。
- 二、東亞協同體の理論 東亞協同體といふも、或は日滿不可分といふも、或は日滿支互助關係といふも、政治經濟文化の各部門に亘り、日本が治者となり、滿支を被治者となさんとするものに外ならない。
- 三、經濟單元の強化 經濟單元或は經濟集團の強化は、事實上經濟的併呑の手段に過ぎず、北支開發、中支振興兩會社の創立、日滿支經濟懇談會の開催の如き、着々それが實踐に移されつつあるが、これは要するに中國の關稅金融を操縱し、中國の生産と貿易を壟斷するものに過ぎない。我等民族の生存を消滅するものに過ぎない。
- 四、興亞院の成立 此の間にあつて興亞院が設立せられたが、これ中國を滅亡せしめんとする計畫を擔當する綜合機關であり、



日支事變の最後目的を達成せんがため、中國の滅亡を長期に亘つて執行せんとするものに外ならない。更に近衛首相の談話の裏を考へれば、表面の字句は霧散し、共同防共といふも目的は本來防共非ず、防蘇に非ず、實はこれに名義を藉りて中國を亡さんとするものなること明白である。又中國が若し東亞新秩序と日滿支共同關係を承認すれば、中國の領土全部は日本の所有する一大租界と化し、實際上には日本と合併される事となるであらう。

**陳誠の放逐** 近衛首相の談話は唯單に九ヶ國條約を繞る歐米各國の憂所を見んとするに他ならず、日本の目的は東洋に覇權を獲得することであり、國民政府の抗戰能力を減退せしめるために、内訌の種子を蒔かんとするものに他ならぬ。蘆溝橋事件勃發の當初、蔣介石は支那は弱國であるが一度日支間に戰が勃發せば最後までこれに抗しなければならぬと述べた。それ故現在の段階においては、問題は戰爭か平和かにあるのではなくして、正に勝利か敗北かにあるのである。世界を欺かんとする近衛首相の談話は要するに支那民族に對する侮辱であり、何人と雖もこれに欺かれるものはないであらう。

### (三) 汪兆銘の和平聲明

十二月十八日重慶を脱出し、印度支那の海内に身を隠してゐた汪兆銘は、近衛聲明に呼應し、十二月二十九日附を以て和平聲明を發した。右は同三十日の香港新聞に發表せられ、内外に一大センセーションを起した。汪は又十二月二十八日附を以て中央常務委員及び國防最高會議宛和平に關する書面を提出し、同書面は一九三九年一月八日發表された。聲明及び中央宛書翰の全文は左の通りである。

**聲明全文** 一九三八年四月開催された臨時全國代表大會において發せられた中國現在の抗戰理由に關する部分に次の如き一節があつた。

「一九三四年塘沽停戰協定締結の後凡ゆる屈辱を忍んで日本との交渉に應じて來たのは一に軍事行動を避け、次の二事業を平

和的方法によつて遂行せんと願つたからに外ならぬ。即ちこの二事業とは第一は北支諸省の安全を保障し、第二に東北四省の懸案の合理的な解決を實現せんとしたのである。即ち政治的に我々の要求する最小限の條件は、我が國に於ける外國權益の不受害、獨立の保障、領土の安全にあり、他方經濟的には我々の指導方針は互惠主義と平等にあつた。然るに一九三七年七月、蘆溝橋事件の勃發により、支那は上記の如き平和解決への希望の到底實現し得ざるを知ると同時に、武器を執つて抵抗せざるを得ざるに至つた。」

然るに日本政府は去る十二月廿二日の聲明において、日支國交再調整に關する日本政府の根本方針を闡明した。右方針に於て強調された第一の點は善隣並に友好の主義である。即ち右聲明は日本は支那に對し領土をも賠償をも要求するものにあらず、日本は支那の主權を尊重するも、しかし支那の完全なる獨立を確保するためには、日本は日本が明治時代に於て實行せる政策の例に倣ひ、日本人が支那に於て自由に生活し且商業を營み得る代償として、日本は支那に對して租界を返還し、且つ支那における治外法權の撤廢に同意せんとしてゐる。日本政府がかかる宣言を嚴かに發表せる以上、平和的手段によつて北支各省の安全を保障し得るのみならず、又今次事變の過程に於て失はれたる領土をも回復し得、斯て支那の領土主權、行政的獨立並に領土保全をなし得るであらう。されば我々は大會の宣言に従ひ、北支四省問題の合理的解決を得るために、我々の態度を決定し、何等かの措置に出づべきである。

第二の點は防共提携である。この問題は過去數ヶ年に亘り、日本政府によつて極めてしばしば提起され來つた。併し我々は日本とのかかる防共提携は、支那の軍事的並に政治問題の干渉にまで導く可能性ありとして、之に對し疑惑の念を抱いて來たが、日本が日支防共協定は現存する日獨伊三國防共協定成文と同様な精神において締結さるべき旨の、極めて率直なる言明をなした以上、かかる疑惑は今や撤回されても可なりである。防共協定の目的が共產黨の國際陰謀を防止顧慮せんとするものである以上この理由に基き、同協定は支那のソ聯との關係に及ぼさしむべきでない。加之中國共產黨は三民主義に従ふべきことを誓約し且



その黨組織並に宣傳工作を止め、その邊境政府を廢止すると共に又その特別軍事組織を廢止し、且中華民國政府の法律制度に絶對的に服従すべきことを誓約した。三民主義なるものは支那國民の根本主義であり、従つて祖國を防衛する我々の義務を遂行するために、我々は自動的に且積極的に、右の主義と背馳する凡ゆる組織とか宣傳とかを彈壓しなければならぬ。

第三の點は經濟提携である。此問題も亦同様、過去數ヶ年に亘り、日本政府から屢々申込があつた。而して現在まで我々は、政治的混亂が未解決の儘殘されてゐる限り、經濟提携の如きは全く問題にならぬとの見解を持して來た。然し日本政府は、今や嚴肅に、日本政府は支那の主權、政治的獨立及び領土を尊重すると言明し、且經濟的に日本は支那に對する獨占的支配を目的とするものでなく又支那に對して第三國權益の制限を要求するものでもない。否日支兩國間の經濟的協力の爲、平等主義に立つべき事を豫約して居る。事態が斯の如くであるならば、我々は原則として之に同意し、其基礎の上に、各種の具體的提案を提出せねばならない。余は慎重なる考慮の後、次の如く確信する。國民政府は上記三點の基礎の上に速かに和平回復のため日本政府と意見の交換をなすべきである。この際、去る十一月三日日本政府がその聲明において、一月十六日の聲明に述べた態度を變更したことを想起せねばならない。従つて若し國民政府が、上記三點を平和討議の基礎とするならば、商議への途は開かれるのである。支那の武力抵抗の目的はその國家的存在と獨立とを確保するためである。既に一年以上に及ぶ現在の戦ひの過程において、我が國は甚大なる打撃を蒙つた。もし我々が正義に則つて和平を再建し得るならば、國家の存續と獨立とは維持され、こゝに武力抵抗の目的は達成されるのである。而して以上の三點は平和の精神と一致するものである。

更に和平の條件については、我々はその條件の妥當性を確實ならしむるために、これに慎重な考慮を加へなければならぬ。就中、特別重要な點は、日本軍の支那からの撤兵はその全部が急速且凡ゆる方面において一齊に行はなければならぬことである。更に提案された日支防共協定の存續期間中、日本軍の駐屯すべき所謂特定地區は、たゞ内蒙の附近にのみ制限されなければならぬ。この駐兵は正に支那の主權並に政治的獨立及び領土權に影響を及ぼすものであるが、支那は以上の制限が行はれること

によつて、初めて戦後の復興と再建事業とを遂行し得るのである。

日支兩國の近隣關係に鑑み、中國並に日本の善隣と友好關係とは極めて自然なことであり、且必要なことである。正當な状態から逸脱してゐる現状は決定的に再檢討を加へる必要がある。日支兩國双方共に右に對する相互の責任を糺明すべきである。日支兩國間の恒久的平和の礎石を築くためには、支那はその教育政策を善隣主義と相矛盾せしめざるのみならず、他方日本側においても亦、支那に對する傳統的蔑視の態度並に征服思想を放棄し、その代りに親支的教育政策を樹立すべきである。これこそ東亞の福祉のために我等が努むべき所である。同時に太平洋においてのみならず、廣く全世界における平和と安定とを確保する爲に、我々は國際親善並に相互の利益増進の共通の大義の爲に、凡ゆる關係各國とも協力すべきである。余はこの機會を利用して以上述べ來つた提案をなし、且これ等の提案が容れられんことを衷心希望するものである。一九三八年十二月二十九日

**中央宛書翰全文** 本月九日(一九三八年十二月九日)余は蔣介石に對し、目下支那の當面してゐる困難は、如何にして戦争を持続するかの問題である。日本の當面してゐる困難は、如何にして戦争を終結せしめるかにある。兩國共に自己の困難を知ると共に、相手方の困難を知悉してゐる。従つて和平は決して望みなきに非ず。更に和平問題を對外關係について見るに、我々は英米佛各國の援助とソ聯の黙諾、獨伊兩國の不干渉特に日本の覺醒を期待し得るであらうと述べた。然して若し日本が武力を以てしては支那を征服し得ず、且つ東亞に於て絶對的霸權を樹立し得ずとの事實を認識したならば、和平は遂に招來し得るであらうと述べた。余のこの見解は同日列席せる同志諸君はいづれも共に聞いてゐる筈である。

十二月二十二日、日本政府より發せられた聲明を見るに、日本が支那に關する從來の態度につき反省する所なかつたとは云ひ難い。想起するに、昨年(一九三七年)十二月始め、南京陥落に先立つて、ドイツ大使が入京し、蔣介石に謁して述べた日本側の條件は、今次近衛聲明の如く明確でなかつたのみならず、且つこれに比し遙かに苛酷であつたにも拘らず、蔣介石は大局を考慮して、この條件を以て、和平の基礎として受理するに何等躊躇しなかつたのである。其後日本側は時日を遷延し、南京陥落後收



めて條件を提出したが、其條件の範圍廣漠にして、ために問題は停頓するに至つた。

然るに今日日本は、既に今次の近衛聲明に示した如く、反省し覺醒する所あつた。よつてわが國に於ても、宜しく答ふるに聲明を以てし、之を以て和平交渉の基礎として折衝に努力し、斯くして具體案について、相當の解決に到達せしめることを得ば、即ち戰局を終結せしめ、以て東亞安定の局面を確立し得るであらう。此機會は實に二度と失ふべからざる機會であるのだ。英米佛からの援助は次第に具體化しつゝあるが、かゝる援助は吾々をして和平を講ずるに、より有利なる地位に置き得るだけであつて、決して戰爭の結果に影響を及ぼし、軍事方面に於て、吾々に決定的な勝利を確保せしめるに十分なものではないのである。この事は何人も知悉する所であり、これ以上の説明を必要としない底のものである。

國際情勢に關聯して言へば、英米佛の協力を得ずしては、ソ聯も亦何等支那を助けるため、獨立の行動を取り得ぬことは明かであり、一方ドイツ及びイタリーは、我方が和平の確立に乗出せば、必ずや欣然としてわが方と協力するであらう。國內にあつては、共産黨及び支那の滅亡と國民政府の倒潰、國民黨の崩壊を希求する少數人を除き、和平解決に同情せざるものはあるまい。よつて余はこの點を沈思熟考した後、初めて中央に向つて和平解決を提議せるもので、別書を以て蔣總裁に意見を陳述せる外、謹んでこゝに卑見を披瀝し、伏して諸同志がその具誠に鑑み、枉げて賛同を賜らんことを祈る。

## 第七章 戰

### 況

(一) 十三年中に於ける戰線の擴大

聖戰第二年に入れる昭和十三年の各地に於ける戰況は、先づ山東に於ける我が軍の肅正戰に初まり、續いて山西

方面に於ける肅正も成り、五月全世界の注目を集めた事變以來の最初の大會戰たる徐州會戰が展開され、我が軍は五月十九日徐州を占領しこゝに戰局の大勢を決したのであつた。

斯くて徐州を攻略した我が軍は、更らに破竹の勢ひを以つて漢口へと殺到し、敵の意表に出でた海軍の遼江作戰と相俟つて未曾有の戰果を收め、遂に、十月二十七日、僅か作戰二ヶ月にして蔣介石が第二の首都と定めた武漢三鎮を陥し入れたのであつた。また、これと前後して、十月十二日、南支廣東に對する我が奇襲作戰が敢行され、僅々十日を以つて廣東(廣州)を攻略して、世界戰史未曾有の戰果を挙げたのであつた。

即ち、十三年初頭に於ける彼我の戰線は、略々北支に於ては、西北方は綏遠省の包頭に起り山西省の太原から、河南省の北端たる彰徳を経て、山東省の濟南に至る線であり、また中支方面に於ては、南京及び上海を中心として揚子江の北岸、天長より起つて揚子江に沿ふて南西に下り、蕪湖より南東に轉じて杭州に至る線であつた。而して戰線の擴大に伴ひ、支那側は全面的に西南方の奥地に壓迫せられ、三月乃至四月に於ける戰線は、北支に於ては、北西は綏遠省の安北に進められ、大體黃河に沿ふて南下し、潼關に於て東方に轉じ、黃河の北沿を走り、山東省の濟寧を経て青島に達する線に擴大されたのであつた。

斯くて徐州大會戰及び武漢攻略に加へて、廣東の占領によつて、更らに戰線は飛躍的に擴大され、十三年末に於ける戰線は、北は綏遠に起り、東は陝西、甘肅に達し、南は湖南、江西、浙江に達する、延長實に二千九百七十五軒に及ぶものであり、更らに南支に於て、廣東を中心として四百二十五軒の戰線があり、實に全線三千四百軒を突破する、世界戰史未曾有の長大戰線を爲して居り、その中に包括せらるゝところの地域は、察哈爾、綏遠、河北、



山東、山西、江蘇、安徽の七省の全部と、河南省の大部分、浙江、福建、江西及び廣東各省の一部で、その面積百五十萬平方料に達し、人口約一億七千萬を包容するに至つたのである。

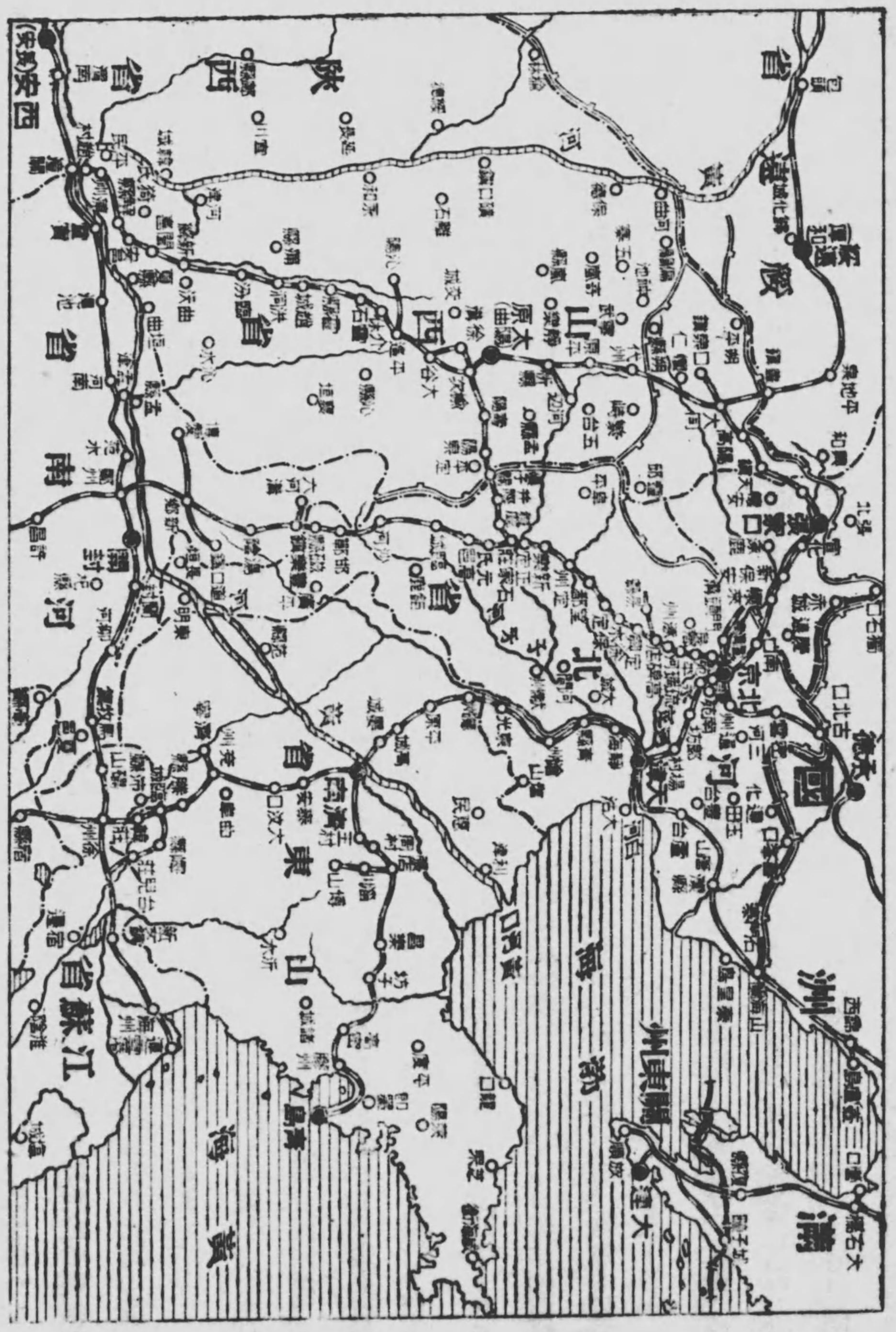
(二) 山東省の制壓

昭和十二年十二月二十六日、山東省の首都濟南の攻略成るや、引續いて津浦沿線の追撃戦が開始された。即ち、沼田及び桑田部隊は十二月三十日濟南を出發して津浦線に沿ふて南下し、三十一日、三里莊、長清を突破し十三年一月一日に肥城を、二日に界首を攻略し、更らに四日には路家庄を南進し古城を経て、五日に袁州に入つた。また、桑田騎兵部隊も快足を利用して一月二日に安駕莊、三日に東頓村を突破して、四日袁州を占領した。

一方、福榮部隊は同じく三十日、小劉莊、崗山、唐山寨を通つて南下し、元旦には支那五大靈山の隨一と稱せられて居る泰山の山麓を追ふて、津浦線の要點たる泰安を占領し、更らに南進して二日には大汶口を、三日には石橋及び孔子の生誕地として有名な曲阜を攻略し、四日早くも李庄に達した。また十二月二十七日、濟南の東方の周村から南進して淄川及び博山を攻略し大崑崙、大壓を突破した石田、松井の各部隊は、一月二日大冶に達し、三日、羊流店を通過して東南に進み四日、新泰、蒙陰の街道を突進して五日には歴山を占領した。

斯くて袁州に入つた沼田部隊は桑田部隊と協力して七日から袁寧鐵道の終點たる濟寧の攻略準備に着手し、十一日その主力を以つて攻撃を開始し、支那側は第二十九師及び砲兵一旅を以つて猛烈な抵抗を試みたが、我が軍の果敢な攻撃により脆くも同日中に陥落し、我が部隊は餘勢を驅つて十三日には唐家口を占領した。

以上の如く津浦沿線の進撃が開始されるや、青島の防戦に當つて居た于學忠、沈鴻烈等は、後路を遮斷されるこ



北支那事變要圖



とを恐れ、四日早くも青島を抛棄し自動車で諸城に遁走した。こゝに於て、豫ねて青島上陸の準備を整へつゝあつた我が海軍は、一月十日、青島港附近に上陸し、全く抵抗を受けずに青島市街を占領し、直ちに附近の殘敵掃蕩を開始し翌十一日には、李村の水源地を確保し、滄口飛行場を占領すると共に、内港外港の掃海及び水路の開發に努めたのであつた。なほ十二日には陸軍部隊も青島に入城した。

青島攻略成るや済南占領の後、膠濟線に沿ふて東進して居た長野部隊は、一月十日、濰縣を占領し、十三日東安大を過ぎ、十六日膠州に入城し、更らに進んで十九日には青島に達し友軍との連絡を完成したのであつた。これによつて、済南、青島間三百九十軒に亘る膠濟線の完全なる連絡を見るに至り、済寧の攻略と併せて、山東省制壓の大勢が決したのであつた。

膠濟線の連絡完成するや更らに山東半島北部の殘敵を掃蕩すべく、片山、沖の快足部隊は、一月三十一日及び二月一日、何れも相前後して青島を發して東北に進撃を開始し、二月一日には萊陽縣を占領し、二日には棲霞縣、福山を突破し、三日早くも芝罘に入城し、同方面に於ける肅清を完了したのであつたが、また一方、海軍も陸軍部隊と相呼應して同じ三日、海上から芝罘港を攻略したのであつた。

一方、我が軍は済南、青島その他各地を占領するや、直ちに晝夜兼行を以つて膠濟線、津浦線等の復舊に着手し膠濟線は木村部隊によつて昨山、朱劉店間の軌條敷設が二月十日を以つて完成され、十一日の紀元節を期して全線三百九十三軒が開通した。また津浦線方面に於ては大黃河の假鐵橋も、同じく木村部隊の手によつて九日に開通し、大汶河の假橋も同じく九日に竣工し、これによつて支那軍が退却に際して破壊し去つた大動脈津浦線の主要部分は

完全に復舊開通を見たのであつた。

然るに、十三日に濟寧北方十里の汶上に敵の有力部隊が夜襲し來つたが、十四日に至り支那側は三箇師以上の大兵力を以つて濟寧を包圍襲撃し來つたのを初めとして、各地に於て執拗なる逆撃が頻々として繰返さるゝに至つたので、沼田、長野、桑田、中井の各部隊は済南の西北方及び東南方の各地に亘つて肅正を行つた。また膠濟線方面に於ては、岡本部隊は蔣谷から南下し、また二十二日東南部の要地莒州を占領して南下した片野部隊と相呼應して沂州を目指して進撃し、三月二日沂州東北方の渴頭鎮を撃破し、三日獨樹頭に迫まつたが、支那側は北方に於ける隴海線防禦の最大要地として沂州附近一帯に堅固な陣地を構築し、而も我が軍が迫まると知るや、嶧縣方面にあつた雜軍二箇師を増援せしめ、張自忠指揮の下に約六萬の兵を集中して、頑強な防戦を試みたのである。

なほ、一方津浦線に沿ふ殘敵を掃蕩しつゝ南下した福榮部隊は、三月十四日界河を占領したが、續いて赤柴部隊は十七日界河南方の滕縣を占領し、更らに主力部隊は南下し、十八日滕縣南方の要衝たる臨城を攻略するや東進して臨棗を陥れ、更らに南進して十九日嶧州を占領した。また一部隊は臨城から直ちに南下して十八日山東省最南端の韓莊を攻略した。

### (三) 京漢線方面

済南及び青島の攻略以來、山東制壓の後、我が軍の行動が稍々緩漫の情勢を來すや、蔣介石は、同浦線の介休、臨汾、和順を中心として中央軍と山西、陝西及び共産第八路軍までを加へた約三十箇師の大軍を集中し、更らに京漢線方面に於ては新郷、鄭州を中心とし程潛を總指揮として精銳なる中央軍三十箇師を配備し、なほ黃河以北及び隴



海線附近にも數段に亘る堅固な陣地を構築し抗戦の態勢を整へ、また津浦線方面も除州の北方地區から、西方の曹州及び隴海沿線の歸德及び津浦線南方の宿縣へかけて、約二十箇師を集結し、南北兩方面から進撃せる我が軍を阻止せんと企てたのであつた。

斯くて二月に入るや北方から京漢線に沿ふて南下を開始して來た我が坂西部隊は、七日、河北省南部の南樂を占領、しなほも南下して八日には清豐、九日には濮陽を占領したが、これを前哨戦として十一日の紀元節の佳日待つて山西方面に於ける同浦沿線及び、京漢線に沿ふて一齊に進撃が開始されたので、これと相呼應して坂西部隊は更らに一段と猛進し、十三日には河北省最南端の長垣を占領、十五日には黄河の北岸、開封の東北方である封邱に達し、更らに西進して十六日には陽武を攻略して、京漢線を南下せる部隊と合し十七日には小吉鎮に進出し、十八日には寧郭に達した。

京漢線上の彰德に於て待機しつゝあつた我が各主力部隊及び今田戰車部隊は二月十日に彰德の西方及び西南方の馮家橋及び娘々廟を攻略して全軍を展開し、紀元節の拂曉を期して湯陰北方の陣地に對して總攻撃を開始したが、支那側はこの方面に、程潛の率ゆる精銳なる三十箇師の優勢な兵力を配置して、我が軍に徐州の側背を衝かれ、隴海線を中斷されることを防ぐために、全力を盡したのである。

斯くて二月十二日右翼部隊は湯陰を占領し、十三日には今田戰車部隊は早くも淇縣に達し、各部隊も之に續いて進撃を續け、十六日には衛輝の堅陣を攻略し、更らに京漢線に沿ふて南下、十七日には新郷を占領し、更らに各部隊共に敗敵を追及して西進し、二月二十日に新郷よりの支線の終點たる博愛を、二十一日には懷慶を、二十二日に

は濟原を占領したが、石黒部隊は北進して山西省境を越えて二十六日澤州を攻略し、西進して沁河を渡つて陽城に向つて進撃した。また森田、遠山兩部隊も黄河南岸に沿ふて西進して山西省に入り、二十八日垣曲を占領し、こゝに京漢線の東側を進撃した坂西部隊の活躍と併せて、黄河以北の敵兵を掃蕩し、黄河を隔て、隴海線を脅威するに至つた。

#### (四) 山西省の肅正

二月十一日を以つて京漢線方面に於ける進撃が開始されると共に、これに相呼應して、山西方面に於ても山西肅正戦が開始された。即ち、太原方面にあつた我が佐々木、工藤、中村、金岡、小林、森本の各部隊主力は、十一日に行動を起し、先づ佐々木部隊は榆次方面から同浦線に沿ふて南下し、十三日には平遙を攻略し、なほも南進して介休に進撃すると共に、右側部隊は平遙西方の汾河を渡つて孝義に前進し、また別に太原附近にあつた我が一部隊は二月十二日に行動を起し、十三日に開柵鎮を突破し、十五日には文水を占領し、更らに十六日佐々木部隊は東柵鎮を攻略し、續いて汾陽に迫り、同地方を死守するところの第七十一、第八十、第百十五の各師及び第八路軍に屬する敵部隊を撃破して、十七日汾陽を占領した。

斯くて河津部隊は汾陽を發して西北に向ひ、交城から進撃した部隊と共に更らに前進を續け、二月二十三日には吳城を占領し、二十四日には離石を抜き、二十七日積口鎮を占領して黄河に達した。また他の一部隊は二十四日離石の南方の寧郷を突破して、二十八日には軍渡に入り同じく黄河に達したのであつた。また、孝義から西南方に進撃した金岡快足部隊は嶮険な山地を突破して二十六日に隰州を攻略し、次いで南下し三月六日、蒲州に入つた。



同浦線に沿ふて南下せる主力部隊は、二月二十五日に靈石及び霍州を突破し、二十七日には山西南部の要地臨汾に達したが、一方、京漢線の邯鄲にあつた工藤部隊も同じく二月十一日を期して行動を起し、十二日には邯鄲西北の武寧を占領し、また中村部隊は涉州を突破して、十八日に黎城に入つたが、更らに各部隊共に西進、大行山脈を突破して臨汾に向つて進撃を続け、二月十九日には潞城を抜き、二十日に潞安を攻略し、二十三日邊塞を過ぎ、二十六日には青朴堰に達し、二十七日には遂に山西方面の總司令閻錫山の本據たる臨汾を占領した。なほこの部隊の一部は潞安から分れて北進し二月二十一日には屯留を攻略し、二十四日には襄垣を占領した。

斯くて臨汾が陥落するや、小林部隊は西進して、稷山を過ぎ三月五日河津を抜き、六日岳門口を占領して黄河に達し、また他の金剛快足部隊は西南に進撃して六日、同浦線の終點たる蒲州に達し、更らに潼關に進撃したが、また、京漢線方面から黄河北岸の敵を進撃して西進して來た石黒部隊は澤州を陥れるや、西進して三月一日陽城を占領し、二日沁水を抜き同浦線に達し、三月六日曲沃に進出し、なほ垣曲を占領した遠山部隊は、三月四日、同浦線の聞喜を攻略し、更らに各部隊は同浦線に沿ふて南下し、五日安邑を過ぎ六日解州に達し、なほも進撃を続け、八日芮城及び平陸を占領した。

また、一方この間に於て、山西北西部に於ては我が大關部隊及び蒙古騎兵第五師の主力は、二月二十六日老營堡を進撃し、二十八日偏關を占領し、三月六日河曲に達し、また千田部隊は神池、五寨を突破し、二月二十八日に保德に達し、こゝに黄河以東の肅正を完了したのであつた。これを以つて南方同浦沿線に於ける進撃と相俟つて、山西省内の敵の大部分を黄河以西に撃退したのであつたが、蔣介石は閻錫山に對して敗走軍の黄河渡河を阻止し、な

ほも山西の山中奥深く遁入して、日本軍に對してゲリラ戰術を以つて後方擾亂を行ふべきことを命じたと傳へられて居たが、二月二十七日臨汾が陥落するや、敗退せる山西、四川等の雜軍は吉州から郷寧一帶山嶽地帯に逃げ込み閻錫山は郷寧に司令部を置いて敗殘軍を指揮しつゝあつたので、我が鯉登、小林、鈴木の各部隊は、三月十八日を期して一齊にこの殘敵掃蕩を開始し、この山嶽地帯を東北南の三方面から壓迫し、十九日、小林部隊は郷寧を占領し、また鯉登部隊も和尚堂を占領し、二十日、遂に吉州を陥れたので、殘敵は四分五裂し閻錫山はなほも山中深く遁入してしまつた。

#### (五) 江北戦線の進出

南京陥落に引續いて殘敵を追ふて揚子江を渡つて江北に進撃した添田、倉林の兩部隊は、昭和十二年十二月二十日、早くも津浦線の要地滁縣を占領し、また、安達部隊は同月二十二日には安徽省北端の要衝たる天長を攻略したが、これより昭和十三年二月二日に至る間に於て、上記添田、倉林、安達の各部隊の外、岩中、四宮、田代、兩角の各部隊もこれに加はり、空軍部隊の協力の下に淮河以南の江北地區に於ける殘敵掃蕩戰が展開されたのであつた。

即ち、安達、倉林の諸部隊は、滁縣及び天長の占領に引續き更らに進撃して、一月二日、石獅子を突破し、肝胎に達したが、一月十二日より二十六日に至る間に於て、自雷橋、和縣、譚山阜、紅山集、岱山嶺、朱龍橋、大柳鎮、明光、梁家崗等の各地に於て殘敵と激戰を交へ、大いに戰果を擴大したのであつた。

更らに一月二十九日以来、左翼方面に於ける添田部隊は、大韓庄の東方から玉山に至る陣地を突破し、駕過集を通過して北進し、大范家に南下し來つた敵の大部隊と遭遇してこれを撃破し突進し、二十九日に老人廠を占領した。



また、中央方面の田代、倉林部隊は、二十九日に池河驛を攻略し、翌三十日には續いて池河驛、小綏河、池河、鳳陽の道に沿ふて進撃し、三河集、宗家舖、西江山、黃練舖の線に進出した。

斯くて津浦線に沿ふて北上を續ける田代、倉林兩部隊は稻川戰車隊及び指宿部隊の應援を得て、二月三日津浦線西側の鳳陽を攻略し、更らに突進して淮河に跨る要地蚌埠を占領し、また、添田部隊は一月二十九日小鐵河を通過し、二日一日臨淮關を突破し、二日には蚌埠西方の懷遠を占領した。

その後、三月十七日、佐藤部隊は揚子江を渡つて北岸に進出し、北岸の要地通州を占領したが、また谷川部隊は十八日、海軍と協力の下に揚子江河口の崇明島を攻略した。なほ、佐藤部隊は揚子江北岸に沿ふて進撃を續け、白浦鎮を過ぎ十九日には如皋を占領し、二十日には海安鎮を抜き、晝夜兼行、五日間に約二百料を突破して猛進撃を續け、二十一日には姜堰鎮、宗安及び海安鎮西方の曲塘鎮を占領したのであつたが、この通州及び崇明島の攻略は我が方の揚子江河口の交通の安全を確保し得たもので、爾後の作戰に大きな利益を齎したものである。

(六) 北中支各地の肅正戰の結果

以上の黄河作戰に参加せる我が部隊は、三月十二日以来、黄河以北の各占領地域内に於て殘敵の掃蕩に着手したのであるが、三月末までに主要なる交戦四十餘回に達し、交戦せる敵の兵力は小は二百より大なるは數萬に達するものであつた。而してこれを肅正戰の第一段とし、更らに四月十八日より第二段の肅正戰が開始せられ、五月二十八日に至る四十日間に於て、主要なる交戦九十餘回に達し、交戦せる敵兵力は二百より一萬五千に及び總計十三萬七千と推定された。

また蒙古方面に於ても四月十七日から殘敵の掃蕩が開始せられ、石丸部隊は百靈廟南方の銀號附近に於て馬占山軍に痛撃を與へ、また厚和の北方及南方に進出して厚和を窺はんとした傅作義、何柱國及び馬占山軍の敗殘兵等を四月三十日より五月一日に亘つて和林格爾及び大紅城附近に於て潰滅しめた。更らに厚和東南方の山陰、應州、渾源等の各地區に蟠居せる共產軍の敗殘部隊に對して、四月二十九日、我が千田部隊が奇襲作戰を以つて全滅的打撃を與へた。

また南京陥落の以後、中支方面に於ける我が占領地域内には相當の殘敵があり、時々我が軍に對して襲撃し來り或は後方攪亂を企てる等活潑な動きを見せて居るので、三月十二日以来、石井、田上、武田、川並、鷹森、星、長谷川等の各部隊によつて金壇山南方より長蕩湖の東西に亘る地區の肅正が行はれた。

更らに江南方面に於ては、大湖西側の地區に優勢なる殘敵が潛入し我が方に向つて切りに逆襲を企て、來たので岡本、竹下、高橋、佐藤、中島の各部隊によつて、三月十五日から四月一日にかけて大討伐戰が開始せられ、廣徳を中心として險難なる山嶽地帯に亘つて交戦三十餘回、交戦せる敵兵力は三萬と註せられた。

斯くて、以上の各地に於ける肅正戰の結果、支那側の第一戰區即ち京漢線及びその兩側地帯の殘存せる敵は、宋哲元軍の主力、萬福麟及び石友三軍の約二十五箇師の兵力であつたが、我軍に徹底的に撃破されて潰滅し、一部の遊撃隊が北岸に殘存する有様となり、第二戰區たる西部隴海線及び山西省内の山嶽地區は、閻錫山の山西軍、四川の雜軍及び共產第八路軍の總計三十六箇師の兵力が殘存して居るが、これまた我が軍によつて徹底的に打撃を受け指揮組織も崩壞して居り、著しく戰鬥力を失つて居る。然し、廣大なる山嶽地帯に殘存せる共產軍は依然としてゲ



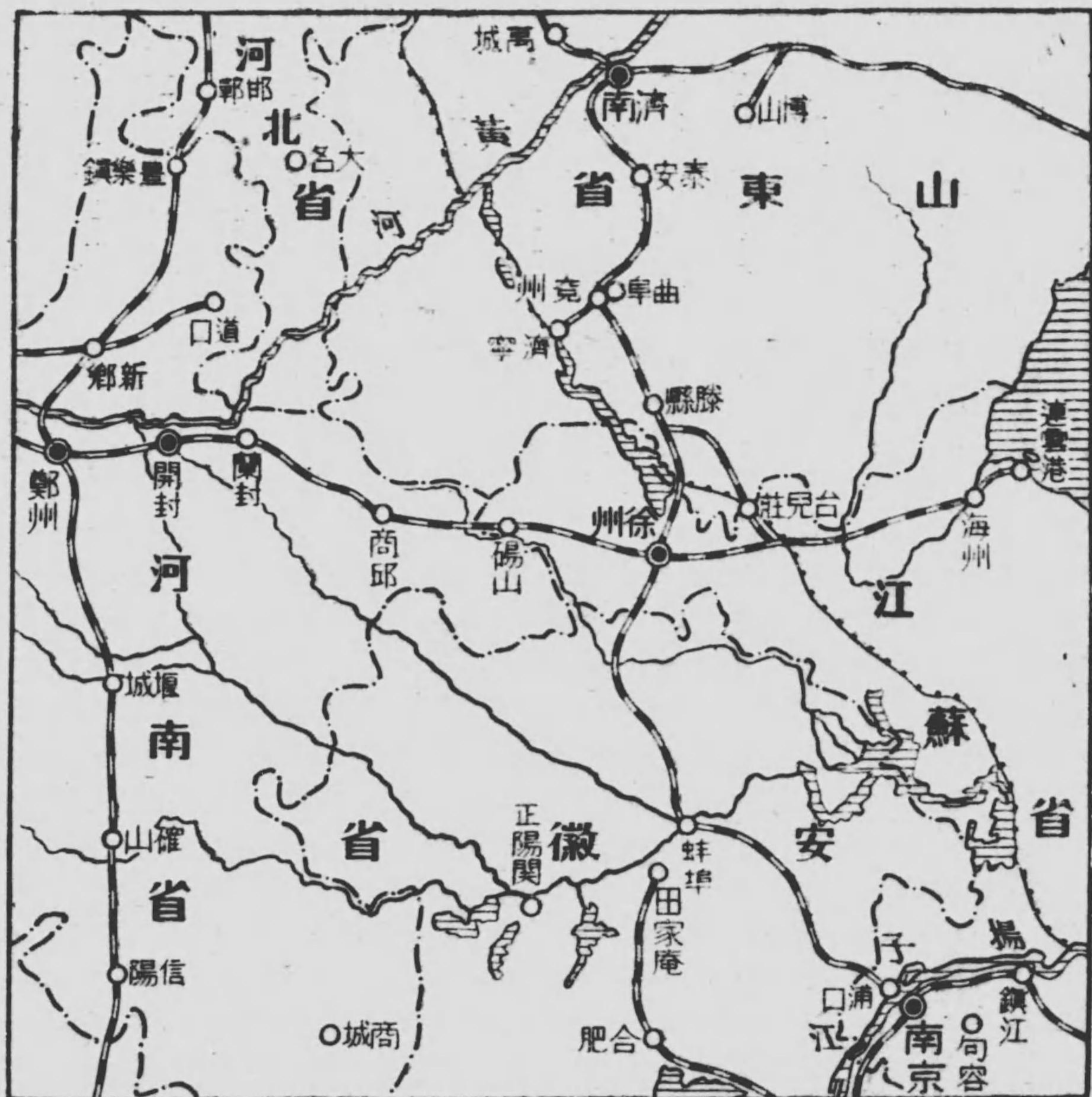
リヲ戰術によつて我が方の後方擾亂を企てつゝあり、また、第五戰區、即ち、津浦線南段及び東部隴海線方面に於ては、敵の總兵力は約十三箇師であるが、切りに頽勢を挽回すべく企圖しつゝあり、四川軍の北上、湯恩伯軍の移動等が行はれ活況を呈しつゝある事情にあつた。よつてこの各方面の殘敵に對して、依然我が軍は徹底的にその殲滅を計るべく掃蕩戰を續行したのである。

(七) 徐州包圍作戰進む

二月十一日を期して開始された津浦、京漢、同浦の三線に沿つて南下した我が各部隊の進撃は、三月上旬に於て何れも黄河に達し、西は潼關方面東は濟寧より沂州に至る線に於て隴海線を壓迫しつゝあつた。而も、海州より西安に至る隴海線は東西に走つて、我が北支と中支との戰線を兩斷しつゝあるので、こゝに於て隴海線の遮斷が爾後に於ける我が作戰の中心と見られて居たのであるが、これに對して、支那側も隴海線を死守すべく、津浦線と隴海線の交叉點たる徐州を中心として、全力を盡して堅固なる防禦を施し、約四十箇師の精銳を集中し、こゝに支那軍總司令李宗仁をして『國家民族存亡の岐路』と豪語したところの徐州大會戰が展開さるゝに至つたのである。

即ち、我が軍は五月上旬から、隴海線の南北兩方面から一齊に進撃を開始し、逐次に徐州に迫りま包圍作戰を完成したのであつた。

三月上旬以來、津浦線に沿ふ地帯を南下した主力部隊は、界河、滕州に據る四川軍を擊破し、十七日に臨城を攻略したが、その一部は分れて十九日韓莊を占領し、主力部隊は、救援のために北上した湯恩伯軍四萬を擊破して二十日臺莊に向ひ、また福榮部隊は台兒莊に進撃した。この台兒莊攻略は、徐州會戰の前哨戰として注目されたところであつた。即ち、支那側は台兒莊を中心として三箇師を配備して、堅固な陣地を構築し、我が軍の南進を阻止しやうと企てたのであつたが、福榮部隊は二十四日から攻撃を開始し、二十六日には孫連仲の率ゆる數箇師の増援を得た數十倍の優勢な敵に對して、寡兵を以つて猛烈な激戰を展開し、惡戰苦闘を續けること數日遂に三十一日、台兒莊の大半を攻略し四月三日、同南門を占領した。



徐州附近要圖

一方、臺莊東方に進撃した主力部隊は、台兒莊に於ける激戰の報に接するや、三月三十一日、主力を以つて台兒莊に急行し、また赤柴部隊は三十日、台兒莊の西北方の閻家口に



據れる孫連仲軍を撃破するや直ちに反轉し、台兒莊東側に進出し、更らに諸城から莒州を経て沂州に進撃した片野部隊は、三月十四日から十七日に亘り沂州附近に集團せる張自忠及び盧炳助軍約三箇師を撃破して沂河右岸に進出し、二十九日には嶧州に至る途上の向城から轉じて台兒莊を目指して南下して台兒莊東南側に進撃した。

斯くて四月三日台兒莊の攻略成るや、福榮、赤柴兩部隊は、六日北方に轉じ嶧州に迫り、片野部隊は十二日東進して桃園、陣嶺の線に進出し、十八日を以つて各部隊共に一齊に前進を開始し、二十六日までには大體徐州包圍陣を完成したのであつた。

また一方揚子江を渡つて海岸に沿ふて海州を目指して北上しつゝあつた飯塚、津田の各部隊は、四月二十七日鹽城を占領し、二十八日には新興場を陥れ、五月三日溝安壩を突破し、六日、江蘇平野に於ける交通商業の中心たる阜寧を攻略して海州に迫まつた。更らに、江北の淮南地區に待機しつゝあつた各部隊及び津浦線に沿ふて北上しつゝあつた各部隊共に、五月五日を以つて一齊に進撃を開始し、主力部隊は淮河を渡つて津浦線の西方地區を北進して十四日永城を占領し、引續き十六日郝寨南北の線を突破し、十七日遂に徐州防禦線の第一線たる霸王山を占領したが、一方、岩仲快足部隊は十四日、遂に隴海線に達し王集家附近の大沙河の鐵橋を爆破して、完全に隴海線を切斷したのであつた。なほ、五月十二日滄河南岸韓村集方面に進出した各部隊の主力は翌十三日滄河を渡り、白泉、灘溪口を突破し、十五日瓦子口を攻略して前進を續け、十六日蕭州を占領した勢ひを驅つて徐州に進撃した。

山東方面に於ては、濟寧方面より南下進撃を開始した部隊は、五月九日顧兒河に進出、十二日には大集義、十四日には金郷、魚台を突破して徐州へ迫り、また、黄河の北岸に待機中であつた各部隊は、十二日濮州附近に於て

黄河を渡り、南進して十四日曹州を占領し、蘭封東方に向つて進撃を續けた。なほ津浦線東方を南下した部隊は、五月十五日南澇溝を攻略、十六日には台兒莊の南方に進出して徐州に迫まつたが、之の挺身部隊は十四日、新南鎮の西方に於て隴海線を爆破切斷した。

#### (八) 徐州の大殲滅戰

斯くて津浦線を中心として南北兩方面から徐州を目指して進撃した我が各部隊は、五月十四日東西兩方面に於て隴海線を切斷し、以後、着々として徐州に對する大包圍陣を完成し、陸海空三軍の緊密なる協力の下に、十七日から全線一齊に總攻撃を開始した。こゝに未曾有の大殲滅戰は展開され、支那軍は我が空陸よりの猛撃を受け大打撃を蒙つて崩壊し、遂に五月十九日を以つて我が軍は完全に徐州を占領したのであつた。

斯くて徐州を攻略した西留、田代、倉林、添田の各部隊は、息つく暇もなく直ちに津浦線の東南方に壊走する敵の追撃戦に移り、各方面に急進し、二十一日閔子集地區に達し、二十三日には符離集、永昌の線に進出し、また徐州の西方から南進した部隊は二十一日蕭州に迫り、更らに他の部隊は宿州を奇襲してこれを占領し、大運河を越えて台兒莊の西方から追撃した部隊は、二十一日徐州に達し、徐州一帯に亘る殘敵を討滅し、また台兒莊の東側から南下した部隊は、五月二十一日には朱蘭、貢山集の線に進出し、大包圍陣東側の敵を掃蕩し、微山湖を渡つて徐州に進撃した部隊は、包圍陣の外側を南下し、二十二日には永城に達し、黄河を渡つて曹州を経て徐州に向つた部隊は、十九日より内黄を撃破し、また他の一部隊は蘭封東南方の呂館、白口を攻撃し、なほ左翼部隊は二十一日に蘭封西方の前廬村及び招討營を占領して敵の退路を遮斷し、二十三日には黄河の渡河點である陣留口を攻略し、

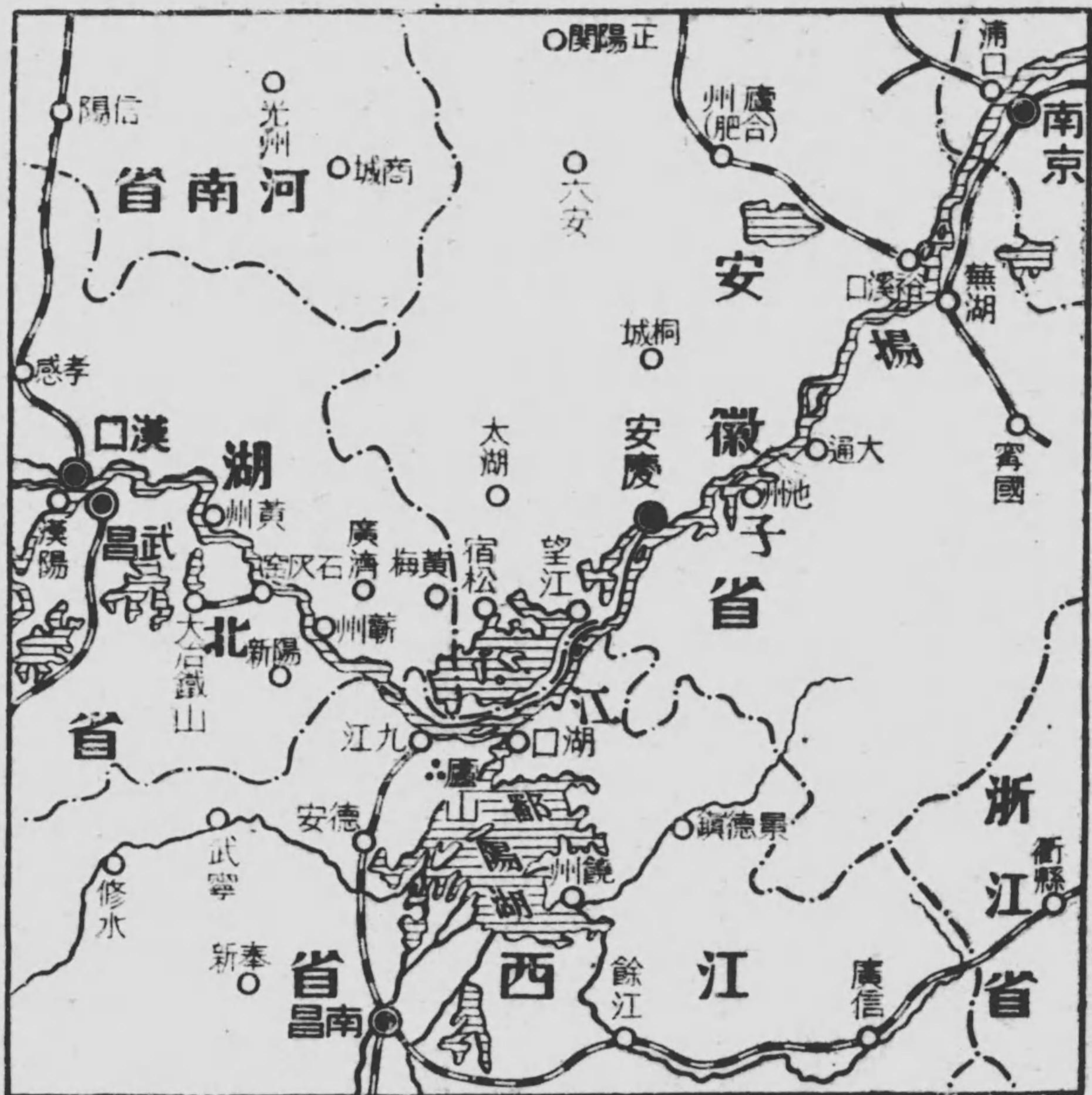


二十四日三方より一齊に攻撃し一擧にして蘭封を占領し、以東の隴海線を確保するに至つたのである。

隴海線の一帯は抗日戦線の第一線として、既に事變以前から構築せられつゝあつたところであつた。従つて徐州の攻略によつて隴海線が切断せられたことは、我が方は北支及び中支兩軍の連絡を完成して作戰上に非常に有利な立場を獲得したもので、正に劃期的な戦果であり、また、次に來る武漢作戰に重大な影響を及ぼしたものであつた。而も、五月十九日我が軍が包圍作戰を完成して以來、我が軍の包圍圈内に陥入た敵兵の数は三十個師を下らず、遺棄死體のみにも十二萬三千に達し、損害は二十四萬以上に達するものと推定され、第二十二軍長譚道源は重傷して我が軍に捕へられて死亡し、その他張自忠も負傷したと傳へられ、第二十三師長李心蕃が自殺する等、支那側の損害は莫大に上り、作戰の上にも、士氣の上にも非常な打撃を受けたのであつた。

(九) 武漢作戰の進展

徐州會戰に於て大敗を喫すや漢口の國民政府は大動搖を來し、而も我が軍が徐州を陥れた餘勢を驅つて、なほも西進を續け、長驅、漢口を衝かんとする態勢を示すや、國民政府内に早くも武漢拋棄論の擡頭を見る等、混亂を極めたが、蔣介石は共產黨の武漢死守論に引き摺られて、兎も角も武漢三鎮の抗戰を決し、徐州會戰に敗退した主力を京漢線西方に結集して整理を行ひ、大別山系の防備を強化すると共に武漢を中心直轄の中央軍四十箇師を以つて嚴重に固め、揚子江北岸の六安、霍山、黃梅、廣濟附近並びに武穴を重點として、白崇禧を總指揮として西南系地方軍三十箇師十數萬を配備し、更らに、前線の大冶、陽新、德安附近一帶の地區には、陳誠を總司令とする地方雜軍約四十箇師二十數萬を配置し、その後方に中央軍約二十箇師を配して前線を督戰せしめ、廬山附近の天險を



武漢附近要圖

利用して堅固な陣地を構築し、その他九江以西の揚子江の兩岸の地區には到るところに堅壘を設け、殊に武漢の周圍には數線に亘る複廓的堡壘を連設して、約百三十箇師八十萬の大軍を以つて頑強な抵抗を企てたのである。これに對して我が軍は、徐州會戰に引續き、揚子江沿岸の要地を攻略して、漢口作戰の準備を進めた。即ち、津浦線方面から揚子江の北岸に南下した中野、長谷川、古賀、中村、佐野、若松等の各部隊は、六月九日、舒城を抜き、尙も南下して十三日には桐城を陥れ、更らに西南に進んで十七日には潛山附近一帯



の堅陣を突破し、七月二十六日に太湖を占領するや、佐野、若松の兩部隊は黄梅に向つて、また中野、長谷川の兩部隊は、宿松に向つて進撃し、中野、長谷川部隊は八月一日宿松を、また、佐野、若松部隊は同日黄梅を夫々占領し、黄梅を中心として兵力を集結し、敵軍の北方山地方面より側面に攻撃して來るのを撃退しつゝ、戦機を熟するのを窺つた。

また一方、高橋、佐藤の兩部隊は海軍の協力の下に、六月十三日、揚子江北岸の要衝たる安慶を攻略し、更らに轉じて揚子江南岸を西進して、二十六日馬頭鎮を、また二十九日には彭澤を、七月四日には湖口を陥し、尙も進撃を續け七月二十六日九江を陥れた。九江の攻略成るや、續いて上陸した田中、木島、市川、園田、宇賀等の諸部隊は、南潯鐵道方面に向つて進撃を開始し、七月三十一日、九江西南の沙河驛にまづ進出し、また、平田、石本、中島等の諸部隊は、八月上旬九江を發して西に進み、瑞昌附近の敵陣を突破して八月二十四日瑞昌を占領した。

なほ、湖口方面に集結した飯塚、津田等の各部隊は、八月中旬に至り鄱陽湖を渡つて星子に進撃し八月二十一日星子を占領したが、同時に、揚子江北岸の大別山麓に於ては、太田、西大條、毛利、桑田、谷口、福榮等の諸部隊は廬州附近に、また里見、添田、兩角、倉林、小野、横尾等の各部隊は站城附近に、何れも八月二十日頃を以つて集結を終り、斯くて揚子江兩岸の各部隊の配置を終り、こゝに武漢攻略の作戰準備が完成したのであつた。なほ、我が軍の九江進撃に對して、蒋介石は直轄中央軍の一部を陽新、修水方面に増援して防戦に努めつゝあつた。

#### (十) 江北方面の戦況

我が武漢攻略戦は、愈々八月末から開始され、待機して居た各部隊は、夫々一齊に西に向つて進撃を開始した。

即ち、我が軍の進撃は、廬州から大別山脈の北方を西進し六安、固始、光州、羅山を経て京漢線の信陽に至つて南下する線を最北とし、舒城から霍山を経て同じく大別山脈の北方を進んで富金山を突破し、商城から南下して大別山脈を横断して、麻城附近に到つて西轉し、京漢線の河口鎮に達する線を第二とし、既に舒城から黄梅に達したる部隊は、大別山脈の南方を北西に進み、廣濟、蘄水を経て黃陂に達する線に沿ふて、また、九江方面より、揚子江の南北兩沿岸及び河流に沿ふて進撃したるものを中央とし、南方に於ては瑞昌及び星子方面から西方は龍港、金牛鎮を経て粵漢線に達する線及び南方は德安を経て西轉して龍港に至る各線に沿ふて、揚子江の河流を挟んで南北の三路から、武漢三鎮に迫まつたのであつた。

先づ最北線の大別山麓の北方に於ては、太田、西大條、福榮、毛利等の部隊は八月二十八日六安を占領し、西北に進んで九月六日固始を陥れ、十五日に主力を以つて白河及び潢河を渡り、南進して十七日光州を占領した。斯くて毛利部隊は二十日光山を占領し、太田部隊は西進して二十一日羅山を攻略したが、こゝに於て西大條部隊は信陽に直進し、毛利及び福榮部隊は羅山南方を迂迴して信陽の西南側に進撃し、また桑田部隊は信陽の南方に進み、十月六日信陽南方の柳林鎮に於て京漢線を切斷した。なほ、右の諸部隊を追ふて進んだ石井、鈴木の兩部隊は十月四日羅山北方に於ける敵を撃破して西へと向つた。

斯くの如き我が軍の信陽進撃に對して、支那側は羅山の陥落を見るや、胡宗南麾下の機械化部隊その他の精銳を増派して、信陽の東南に於て我が軍の進撃を阻止せんと企てたのであつたが、我が南方迂迴部隊は早くも十月七日京漢線に達し、十日には信陽西方の七二一・五高地を占領して信陽に迫まつたが、一方、西大條部隊は十二日以来



欄杆舖附近の堅固な敵陣地を攻撃しつゝあつたが、六日これを撃破して河津に進出し、九日には五里店を、十一日には中山舖を突破して信陽に殺倒し、また、石井、鈴木の兩部隊も十月六日に高店を抜き、十一日には信陽の北方に於て京漢線を切斷し、京漢線に沿ふて南下した。斯くて我が各部隊は緊密なる連絡を以つて三方より信陽を包圍し十月十二日これを完全に陥れた。

信陽の攻略成るや我が軍は直ちに、同地附近の殘敵掃蕩に着手したが、一方西大條部隊は南下して十六日柳木鎮に達し、また毛利部隊は南平靈關に進撃し、途中既に譚家河附近に進出した桑田部隊と協力し、二十日平靖關に迫り、なほ、太田部隊等は二十二日、平靖關の西方に於て湖北省境を突破し、更らに南下を続け、二十四日には應山附近に進出した。また岩仲挺身部隊は、二十七日羅山を發し、河口鎮を経て花園に向つて突進した。

大別山脈北方の第二線に於ては里見、倉林、添田、兩角等の各部隊は、舒城から西進して、八月二十八日、主力を以つて淠河の敵前渡河を敢行し、三十日には獨山鎮を占領し、またその一部隊は同日霍山を占領し、九月二日には葉家集に進出し富金山に迫まつたが、支那側は富金山附近一帯に數段に亘り堅固な陣地を構築し、頑強な抵抗を試みたので、我が各部隊は非常な苦戦を重ね、多大の犠牲を拂ひつゝ九月三日以來、二週間に亘る激戦を續けたが、九月中旬頃に古閑、近藤兩部隊が葉家集の北方に進出し、更らに福榮部隊が葉家集の北方の黎家集方面から樟柏嶺附近に進出したので、戦局は我が方に有利に進展し、遂に各部隊はこの堅陣を突破して商城に向つて殺倒し、十六日これを占領した。

斯くて商城を陥れた古閑、近藤、南部、山田等の諸部隊は西南方に進撃を続け、九月二十二日には大別山系の各

敵陣を突破して沙窩の南方に進出し、また、里見、倉林、兩角、添田、横尾の各部隊は南下して十月八日には新店の南方に進出して、大別山系の分水嶺を制した。然し、沙窩附近の天險に據れる敵兵の抵抗は頗る頑強を極め、我が軍は、九月二十二日以來、約一ヶ月に亘つて苦戦を重ねたが、古閑、山田、南部、近藤等の諸部隊は十月二十三日、遂にこの堅壘を抜き、小界嶺附近の湖北省境を突破し、先鋒の古閑部隊は二十四日には福田河を経て武家河附近に進出し、また新店南方に於ける里見、添田、倉林、兩角、横尾等の各部隊も二十三日以來追撃に移り、倉林先頭部隊は古閑部隊と時を同うして二十四日に武家河に進出し、各部隊は一齊に敗敵を急追して二十五日には湖北省東北部の要衝たる麻城を攻略し、更らに西南に進んで二十六日には宋準を占領して黄坡に向つて進撃した。

揚子江の北岸方面に於ける戦況は、黄梅に集結した佐野、若松、中野等の各部隊は、八月三十日に行動を起し、西方の山岳地帯に於ける李品仙の指揮する十數箇師が十數軒に亘つて設けたる縱深陣地を、激戦一週間にして突破し、西進して九月六日廣濟を占領した。恰もこの當時、武穴西方の田家鎮の要塞には敵一箇師が立て籠り、我が遡江部隊の進撃を阻止して居たので、中野部隊は九月十四日、廣濟を發し險難に據る敵陣を撃破し、背面から攻撃して、二十九日に田家鎮を攻略し、十月四日、志摩部隊と交替して再び廣濟に歸還したが、志摩部隊は一部を以て田家鎮から揚子江岸を北上し、十月九日蕪春を完全に陥れた。

廣濟攻略以來、同地を中心として各方面から逆襲し來れる優勢なる敵軍と一ヶ月餘に及んで激戦を交へて居た岩崎、佐野、若松、中野、古賀、藤村の各部隊は、十月十七日から追撃を開始し、快足部隊を先鋒として北西に向つて急進撃を続け、二十一日に蕪水を、また二十三日には舊街及び新洲を抜き、二十四日に黄坡を占領し、二十五日



には信陽の北方にある漣口に達し、同地より直ちに渡河して同日午後四時漢口に突入したのである。また、一方志摩部隊は蕪春から西北に進撃を続け、二十一日には蘭溪鎮を占領し、以後遼江部隊として、海軍部隊と共に二十四日團風（黃岡）を突破し、二十五日陽羅附近を過ぎて西進し、遂に同日午後四時十五分漢口に突入した。

#### （十一） 江南方面の戦況

揚子江南岸に於ては、七月末、我が軍が九江を占領して以来、支那側は江南地區に兵力を増加し八月末には五十數箇師に達し、その内の約三十箇師は德安及び瑞昌方面に集結して、頑強に我が軍の進撃を阻止しつゝあつた。之に對して飯野、木島、市川、園田の各部隊は廬山西麓の南潯線に沿ふ地區に構築された堅固な敵陣を逐次突破し、執拗且つ大規模な敵の逆襲に反撃を加へつゝ八月末には德安へ進出し、また、星子を占領した飯塚、津田の諸部隊も星子より西進して同じく八月末には東孤嶺の東麓に進出し、更らに、瑞昌の占領に協力した藤岡、寺垣の諸部隊は八月二十六日瑞昌の南方にある敵陣地を突破し、山嶽地帯に據る數箇師の敵の頑強な抵抗を排撃しつゝ、東南方に進み、南潯線上の馬廻嶺に迫まつたので、廬山方面の戦況は我が方に極めて有利に展開し、南潯線西方の地區を下した飯野部隊及び瑞昌方面から東進した藤岡、寺垣等の諸部隊は、九月三日時を同うして馬廻嶺附近に進出し、廬山方面の敵の退路を遮断して、敗走し來れる敵に殲滅的打撃を與へた。

斯くて、藤岡、寺垣の諸部隊は十月六日より再び反轉して瑞昌に歸還し、瑞昌占領の後、西方の揚子江南岸に沿ふて進撃しつゝある石本、平田、中島等の各部隊及び、人見、太田、小堀等の部隊と合し、石本、平田兩部隊を左翼とし、瑞昌西方の山地に據る敵の堅陣を突破して西方に進撃しつゝあつたが、更らに九月十四日、長谷川、宮崎、

岡崎の各部隊も瑞昌附近に到着し、瑞昌南方の山地に向つて攻撃を開始した。

江南方面に於ける支那軍は、湯恩伯、張發奎、薛岳等の蔣介石直系の精銳部隊を前線に配置し、その兵力は四十數箇師約三十萬に及ぶ優勢のものであつたが、上記の我が各部隊の猛攻撃に堪へず、九月十五日より全面的に退却を開始した。然し、到るところ峻峻なる山地であるがため我が軍は追撃に非常な困難を感じ、或は夜襲、奇襲、迂迴等、凡ゆる作戦を以つて連日に亘つて激戦を交へつゝ益々敵を壓迫し、石本、平田、中島等の諸部隊は十五日省境を突破して湖北省に入り、十二月二日には排市北方の富水右岸の線に進出し、また、藤岡、寺垣、人見等の各部隊は九月二十四日に陽新南方の木石港を占領し、次で十月五日には排市西南方の富水の右岸に迫り、更らに吉田部隊は十月五日、修水北岸の簪溪を占領した。

一方この間に、秋富部隊は揚子江岸を西に進み、九月十四日馬頭鎮を抜き、二十四日には富池口を攻略し、十月四日には田家鎮對岸の半壁山を占領した。また、石本、平田、中島、藤岡、寺垣、太田、人見等の各部隊は、十月十七日、富水支流を渡り、石本、平田兩部隊は三溪口の東北側の高地に進出、十八日に陽新を占領した。更らに簪溪を攻略した岡崎、宮崎、長谷川等の諸部隊は、西方に轉進し、十月七日先鋒の岡崎部隊は排市西南方の龍港附近に達し、十一日に龍港を占領し、十八日には富水右岸の辛潭鋪を攻略したが、その他の部隊も十八日辛潭鋪附近から富水を渡つて左岸に進出し、忽ちにして陽新に達した。

馬廻嶺附近にあつた木島、市川、飯野、岡田等の各部隊は九月二十五日、主力を以つて德安西方に轉進し、九月三十日には簪溪東方の揚家山附近に進出して德安を壓迫し、また飯塚、津田の各部隊は星子から西方に進撃し一帶



の敵陣地と激戦を交へつゝあつたが、九月九日に隘口街を占領し、なほも攻進を続け十八日徳安の東側に進出した。また、別動隊たる高品部隊は十月十二日、海軍の協力の下に大冶の東方の漳源口附近に上陸し、揚子江の南岸に沿ふて西方に進撃を開始し、十六日に大冶に至る鐵道の始點たる石灰窑を攻略し、十九日には石灰窑の上流なる黄石港を占領した。

斯くて三溪口附近に進出した石本、平田、中島等の諸部隊は十月二十日、大冶鐵山を攻撃し、引續いて二十一日には大冶縣城を占領してなほも西進し、一方、黄石港を占領に次いで二十二日鄂城を占領して西進中の高品部隊と合し、二十四日に華容鎮を陥れ、二十五日には葛家店を攻略し、二十六日午前八時、早くも武昌に進入し、更らに高品部隊は二十七日漢陽に上陸し、こゝに武漢三鎮の完全なる攻略が完了したのであつた。

なほ、十月十八日三溪口附近に進撃した藤岡、寺垣、人見、太田、小堀等の諸部隊は、主力を以つて金牛鎮方面に轉進し、二十五日には金牛鎮の南方に達し、岡崎、長谷川、宮崎等の各部隊を以つて陽新附近西方の敵を攻撃せしめ、主力は金牛鎮方面に反轉し、二十七日金牛鎮南方を経て咸寧の東北にある横溝橋附近に於て粵漢線を切斷したのであつた。なほ、石本、寺垣兩部隊は、粵漢線上の賀勝橋の北方の山坡に達し、また藤岡、人見、太田、小堀等の諸部隊も賀勝橋附近に進出し、また、岡崎、長谷川の各部隊も咸寧西南方の古塘角に達した。

#### (十二) 武漢攻略後の中支戰線

上述の如く、揚子江北岸を疾風の如く急進した佐野、若松、中野、古賀、藤村、岩崎の諸部隊は、十月二十五日午後四時十五分先頭部を以つて漢口の東北部に突入し、直ちに市内の殘敵掃蕩に着手し、また、揚子江を遡上せる

志摩部隊並に海軍部隊も同日夕刻漢口に到着し、また、翌二十六日午前八時三十分、揚子江南岸を進撃せる石本、平田、中島、高品の諸部隊及び海軍部隊は武昌に進入し、更らに二十七日午後五時二十分、武昌より渡江せる高品部隊は海軍と共に漢陽掃蕩了り、こゝに八月以來、僅か二ヶ月にして、武漢三鎮攻略は成り世界戰史未曾有の戰果を収めたのであつた。

武漢三鎮の攻略は、今次事變中の最大作戦であつた。従つて武漢三鎮の陥落が支那側に與へた打撃は戰局の上に於てまた精神方面に於て甚大なものがあり、徐州占領と合せて中支に於ける戰局を決定したものであるが、更らに漢口攻略と前後して行はれた、南支作戦に於ける廣東の攻略と併せて、全支那戰局の大勢を決定したものと稱すべきものである。而も、武漢の陥落に先つて蔣介石以下の首腦部は逸早く奥地に遁入し、國民政府の諸機關は四川省重慶を中心として、雲南省の昆明その他に分散されるに至り、蔣介石政權は全く一地方政權に轉落したのである。

八月の武漢作戦の開始以來、我が軍が中支に於て撃破した支那軍は、實に百三十箇師八十萬の大兵であつたが、支那軍の死傷は三十五萬を下らざるものと推定せられ、遺棄死體のみにも十四萬以上に達したのである。その他俘虜五千を超え、我が軍は多量の鹵獲品を得たのであつた。

武漢市内の掃蕩成るや引續いて二十八日、信陽方面に於て毛利部隊が敗敵を追撃して平靖關を占領したのを初めとして、永井部隊は揚子江南岸に沿ふて進撃し、三十日金口を占領し、揚子江南北岸一帯に亘る殘敵掃蕩戰が展開された。即ち、江南方面に於ては十一日福井、津田の各部隊は蚌埠市に達し、布施部隊は永修を占領し、また木村騎兵部隊は三日揚子江南岸の嘉魚を占領し、長谷川、岡崎等の諸部隊は六日崇山を占領し、更らに、西進して九日

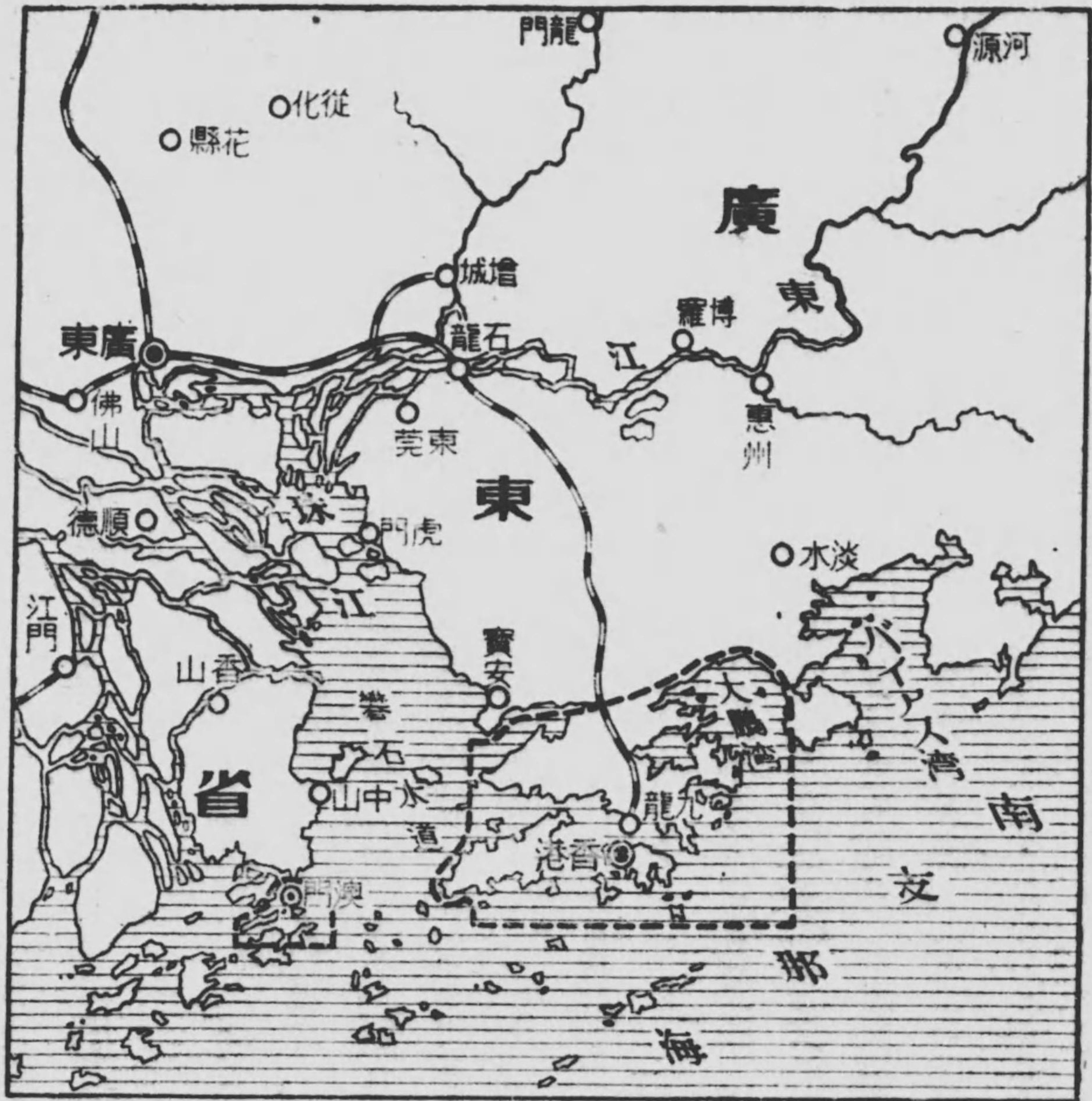


には通城を、十日には通城南方の錫山を占領した。江北方面に於ては三十日西北方に進撃しつゝあつた加藤部隊は孝感を占領し、太田、倉林等の部隊は應城を攻略し、三十一日には志摩部隊は、漢川、蔡甸、黃陵磯の線に進出し十一月一日、毛利、福榮の兩部隊は應城北方の德安(安陸)を攻略し、十一月三日には森部隊の一部は應山西方の蕪河市を占領し、各部隊は四日には應城の西方にある皂市を、また五日には德安西方の宋河鎮に進出した。

更らに、十一月七日揚子江を遡江中であつた岩崎部隊は、揚子江南岸にして且つ粵漢線の要衝である岳州の東方の臨湘附近の兩岸地區に敵前上陸を敢行し、岳州に向つて進撃を開始し、また、粵漢線南方に沿ふて進撃して來た、藤岡、寺垣、太田、人見等の各部隊も岳州を目指して進み、九日雲溪に迫り、引續き進撃を續け、遂に十一日岳州を攻略した。斯くて中支方面に於ける我が最前線は、北は京漢線に起り京漢線の西方を南下して皂市に至り東南に轉じて金口鎮の南方に於て揚子江岸に迫り、それより江岸の北方に沿ふて岳州に至り、更らに東に進んで錫山、武寧の北方を過ぎて永修に至る線に進出したのであつた。

(十三) 南支作線の展開

武漢作戰の酣なる十月十二日未明、我が南支奇襲部隊は突如として廣東州のバイヤス灣の北岸及び海平半島に上陸を敢行し、忽ち破竹の勢ひを以つて進撃を開始し、十三日には早くも東は平山墟、西は惠州の線に進出したのであつた。元來、福建、廣東及び廣西方面に於ける支那軍は、余漢謀の指揮に屬する廣東軍を主體とする第四路軍で正規軍十三箇師、豫備軍二箇師、獨立旅十箇旅で約十數萬の兵力であつたが、蔣介石は我が南方作戰を輕視しその大部分を漢口作戰のために北上せしめて居り、廣東方面の防備に當つて居たのは約六箇師に過ぎず、殊にバイヤス



廣東附近要圖

灣附近には僅かに一箇師程の兵力に過ぎなかつた。故に、我が奇襲部隊のバイヤス灣上陸の報到るや蔣介石は極度に狼狽し、中支方面の一部の兵力を割いて南下せしめんと企てたが、武漢の戦局が危機に迫まつて居たのと、早くも粵漢線が我が軍のために切斷されて居たので、如何とも施す策が無かつたのである。

即ち、我が竹下、長谷川、野副、馬淵、小池等の諸部隊は、十二日午前四時過ぎバイヤス灣の下浦圩西方の海岸及び小鎮附近に上陸し長野、納見等の各部隊も時を同うして鹽灶背南方の海岸に、また富



田、古賀、河崎、乾、湯屋の各部隊も續いて玻璃廠と上松園の間に上陸し、海岸にありし小數の敵を攻撃しつゝ一齊に進撃を開始し、更らに十三日平海半島の西岸に上陸した他の一部隊は直ちに主力を以つて王家村に向つて進撃した。

斯くて、竹下、長谷川、野副、馬淵、小池等の各部隊は、十三日惠州の南方に兵力を集結し、十四日より惠州の包圍攻撃を敢行し、十五日に惠州を占領し、餘勢に乗じて前進を續け、十六日には博羅を攻略し、更らに西進し、十九日には早くも増城を陥れた。惠州方面から敗退した敵は増城の西方地區に集結し、寶安及び從化方面から増援した兵力を加へて約三萬の兵力を以つて、東江右岸に於て我が軍の進撃を阻止せんと企てたのであるが、我が軍の疾風迅雷の如き進撃に會して、忽ちにして敗走するに至つたのである。斯くて、我が軍は増城方面から敗走する敵を急追して廣東（廣州）に向つて進撃を續け、早くも二十一日午後三時三十分、先頭の戰車部隊は廣東に突入したのであるが、バイヤス灣に上陸以來僅かに十日であつた。

また一方、北方に迂迴せる長野、納見の兩部隊は十四日横瀝墟に達し、顯村墟、梅州園、平陸墟等を突破し、二十日材河を渡り、二十一日に永漢圩を陥れ、二十二日には派潭墟を攻略して從化に進出したが、更らに、富田、古賀、河崎、乾、湯屋等の諸部隊は、十四日平山墟を過ぎて西進して惠州に達し、二十日増城附近から北方に轉じて二十二日和市に進出して、從化より廣東に通ずる通路を遮斷したのであつた。

二十一日、廣東市に突入せる各部隊は引續き二十二日には市内の掃蕩を終つたが、片野、坂田、山田の各部隊は二十一日、バイヤス灣を出發して大珠江河口の角頭島に上陸して忽ち同島を占領したが、更らに二十三日には海軍

と協力して虎門砲台の攻略を敢行した。なほ虎門砲台を抜いた我が軍は、三水口に向つて遡江し、二十五日三水を占領した。

この廣東奇襲作戰は、敵の虚を衝き而も神速果敢な我が進撃によつて、バイヤス灣上陸以來僅か十日にしてこれを攻略したことは、戰史に未曾有なことで、これが支那側に與へた影響は、漢口作戰の上に於ても大なるものがあったが、更らに、蔣介石政權が唯一の供給路と頼んで居た粵漢線の大動脈を切斷したことによつて、以後の支那側の作戰上に與へた打撃は誠に甚大なるものがあつた。

#### (十四) 海軍の活躍

我が海軍の活躍は、事變發生直後の昭和十二年九月以來、全支沿岸二千數百哩に亘る大規模なる航行遮斷を敢行し、支那艦船を封鎖するの大事業に従事しつゝある傍ら、陸軍部隊と緊密なる協同作戰に従事し、更らにその精銳なる航空部隊を以つて、南京の大渡洋爆撃敢行以來、全支に活躍して、支那空軍を壊滅し、完全に全支の制空權を掌握するに至つたが、また封鎖部隊及び陸戰隊を以つて單獨にても、一月十日山東省の青島を攻略したのを初めとし、一月十九日には、遠く南支の海南島の榆林港の敷陣地を襲撃してこれを崩壊せしめ、二月三日には山東省の芝罘を占領した。

その後三月十五日には中支の大湖に於て敵船を撃沈し、同十七日には陸軍部隊に協力して揚子江口の北岸及び崇明島の攻略戰に参加したのを初めとし、揚子江沿岸の殘敵の掃蕩及び揚子江水路の啓開に努力した。次で五月十日より、福建省に於ける抗日の根據廈門を奇襲し、十二日には胡里山の砲台を占領し、また廈門の要衝を完全に占領



し、十三日を以つて厦門島の全部を攻略した。続いて十四日には厦門島對岸の大髯角砲台を占領した。更らに二十日、江蘇省の北部隴海線の海州に連る連雲港及び東連島に敵前上陸を敢行し、僅か二日にして同港附近一帯の敵兵を掃蕩した。

航空部隊は前年に引続き一月三日以來連日、北支に於ては徐州、海州を初め隴海線の各主要地、津浦、京漢兩線の沿線に於ける各地に對して、陸軍部隊の進撃と相呼應して爆撃を敢行し、徐州會戰に至るまで緊密なる協力を續けたが、また中支方面に於ては、一月四日、漢口の敵飛行場に大空襲を行ひ、地上の敵機十四機を爆破し、次いで同六日には漢口及び南昌の敵飛行場に大空襲を試み、地上の敵機十數機を爆破したが、更らに翌七日にも南昌の空襲を續行し、敵機十機と空中戦を交へ遂にその五機を撃墜せしめた。爾來、引續いて連日に亘り、漢口、南昌、孝感、衢州、宜昌、玉山、麗水の各地飛行場に對して空襲を反覆し、地上の敵機を爆撃し、或は空中戦を交へて敵機を撃墜したが、その結果、蘇聯製の飛行機に蘇聯飛行兵の塔乗せるのが暴露されたことが屢々あつた。以上の飛行場以外にも、寧波その他各主要地點の軍事施設その他を爆撃した。

南支に於ては、一月三日、廣東の虎門砲臺並に自動車路を爆撃したのに初まり、連日間斷なく、粵漢線及び自動車路並びにその線上の主要地點に於ける軍事施設、武器及び軍需品を輸送中の列車、自動車等に對して、巨彈の雨を降らせたのであつた。これは嚴重なる海上封鎖にも拘らず香港を經由して輸入される武器が専ら粵漢線及び自動車路によつて漢口に輸送されつゝある事實に鑑み、この大動脈崩壊を計る目的の下に猛烈なる爆撃が執拗に繰り返されたもので、遂には流石の粵漢線も各所に於て切斷され、輸送不能に陥つたのであつた。更らに、五月末から六

月にかけて、廣東市内の軍事施設乃至軍事據點に對してこれまた連日猛烈な爆撃を加へ、南支に於ける抗日據點の徹底的破壊が行はれたのであるが、この爆撃は支那軍をして戦慄せしむると共に、聯盟等に於て、所謂、無防備都市爆撃問題が起つた程に大きなセンセーションを巻き起したものであつた。

五月二十日突如として艦艇飛行部隊の協力の下に行はれた海軍陸戰隊の連雲港並びに東連島の占領は、隴海線の沿線に作戦する陸軍部隊の兵站線の要衝を確保する意味に於て、徐州作戦に對する大なる協力であつた。更らに航空部隊は陸軍部隊の作戦の進展に伴つて津浦、隴海兩線を中心とせる廣大なる地域に亘つて連日、大爆撃を敢行して陸軍部隊の進撃を援助するところ多大なるものがあつた。

次いで武漢作戦に對しては、陸軍側の進撃部隊と緊密なる連絡の下に、六月十一日、江上進攻戦を列國に通知して揚子江遡江作戦を開始した。斯くて近藤少將の率ゆる遡江部隊は兩岸の敵陣地を制壓しつゝ、支那軍が水路に敷設した水雷その他の危險なる障害物を除去しつゝ、凡ゆる苦心を重ねて遡江進撃を續け、十二日には陸軍部隊の安慶東方地區の敵前上陸と相呼應して安慶の攻略を遂げ、十三日も引續いて安慶附近江岸の飛行場その他を占領したのであつた。爾來、陸軍部隊の進撃と緊密なる連絡の下に引續き遡江進撃を續けると共に、一方、航空部隊も揚子江兩岸の敵陣地に對して連日猛烈な爆撃を反覆して目醒しき活躍を示し、上海より岳州に至る七百八十哩の長大水路を確保したのであつた。

また、南支の奇襲作戦に對しては、陸軍奇襲部隊輸送の大任を果したのみならず、十月二十二日以來の珠江作戦に於て、陸軍側と協力して大角頭島を占領し、翌二十三日には虎門要塞の攻略に協力し、艦艇並びに航空部隊は虎



門、川鼻角砲臺に對して猛烈なる砲撃を加へ、海軍陸戰隊は亞娘鞋島砲臺下に敵前上陸を決行し、陸軍部隊と協力して虎門要塞の攻略を完成したのであつた。更らに引續き各艦艇は珠港の江口各地の機雷原の掃蕩を開始し、沿岸の敵を制壓しつゝ珠江を遡り、二十五日これに達したのであつたが、また一方潭州水道を遡江した艦艇も二十九日珠江四十五哩を突發して廣東の前面に達したのであつた。

(十五) 結 語

昭和十三年に於ける戦局は、武漢の攻略及び廣東の占領の後、これに引續いて、中支及び南支の各方面に於て殘敵の掃蕩が行はれた。また蒙疆及び北支方面に於ても、各所に於て殘敵乃至ゲリラ戰部隊の掃蕩が行はれたのであつたが、同年末に於ける我が第一戰は、北は綏遠の安北の西方から大體黄河に沿ふて南下し、潼關に於て東に折れ黄河に沿ふて開封に至り、京漢線に沿ふて南下し揚子江岸の岳州に達し、東に轉じて南潯線の永修を過ぎて抗州に達する線であり、南支に於ては廣東を中心として、西は大角頭島から西に進んで三水に至り花縣、從化の北方より平陵墟の北方を迂迴して平海半島に達する圓弧の線を確保するに至つたのである。

而して支那軍は徐州會戰に於て、また武漢作戰に於て、その他各方面に於ける肅正戰に於て非常な打撃を受け、事變以來十三年の十一月末までの調査によれば、判明せる遺棄死體のみにも八十二萬を突破して居り、その全損失は少くとも二百萬に達するものと推定される。また海軍は事變勃發直後に於て潰滅され、空軍は我が海軍に撃破された飛行機だけでも既に千四百機を突破し、全く潰滅の状態にあり、制空制海權共に完全に我が軍の手に歸したのである。

然しながら支那側は、未だ北方の寧夏の第八戰區には三ヶ師約三萬、綏遠から陝西及び河南の黄河西岸の第二戰區には三十一箇師約十三萬、河南の隴海線の南方から京漢線の東側にかけての第一戰區には二十四箇師約十萬、河南より湖北にかけての京漢線の西側、第五戰區には四十三箇師約十七萬、長沙から南昌に至る南方の湖南から江西にかけての第九戰區には七十四箇師約三十萬、南京及び抗州の南方、江西から浙江へかけての第三戰區には第十九箇師約十一萬、その他重慶を中心として四川には四川軍六箇師約五萬、福建から江西にかけて第四戰區に十箇師約九萬、福州、厦門、廣東等の各方面に若干、總計二百數十箇師約九十萬の兵力を各方面に配備して我が軍に抵抗しつゝあり、國民政府はなほ盛んに補充に努めつゝあるのみならず、我が占據地區内にも北支方面に於て約三十萬、中支方面に於て約十五萬の共產匪、土匪等が蟠居して居り、また時々ゲリラ部隊が潜入して我が後方の擾亂を企てつゝあるので、我が軍は隨時各方面に於てこれが掃蕩肅正に努めつゝあるのである。

## 第八章 廣東の空襲と其の反響

### (一) 事實の真相

我が海軍航空隊は五月末より連日に亘つて廣東の空襲を敢行し、支那軍事施設に多大の損害を與へたが、支那側は實力ではかなはんから口先で來いと云ふわけで、例の得意のデマ宣傳を行ひ、列國の同情に訴へた。



元來飛行機に依る戦争は最近の發達にかゝるもので、之に關する國際法は未だ確立したとは云へないが、歐洲大戰以來「軍事目標」に對し空襲を加へることは正當と認められ、その「軍事目標」が人家の中心にあつても之を攻撃することは差支へないことになつて居る。その爲めに非戦闘員に損害を與へても止むを得ないのである。飛行機の現在の發達の程度に於て、爆撃の正確を期することは、技術的に困難であるから、「軍事目標」を民家近くに置くことに依り非戦闘員に損害を及ぼすのは、これを民衆と隔離することを怠つたか、又は故意に隔離しなかつた政府の責任である。

一九三七年九月二十日長谷川司令長官が南京空襲の宣言を發するや、支那の宣傳と英國のトリックに依り、世界的に大反響を起したことは「昭和十二年の國際情勢」第二十一章に記載せる通りであるが、今回の廣東空爆も之に劣らぬ反響を呼んだ。問題は廣東が無防備都市なりや否やと云ふこと及び我が飛行機が故意に非戦闘員を目標として爆撃したりや否やにある。斯の如き事に就いては殆ど辯解の必要さへなき位であるが、各方面の非難に鑑み、我が大本營及び外務省は六月一日それぞれ左の如く發表して、我が公正の態度と支那の詭計とを明かにした。

#### 大本營海軍部當局談

我が海軍航空部隊は五月二十八日以來廣東市内外の軍事施設、軍用官衙等を爆撃し甚大なる損害を與へつつある所、支那側は之を以て無防備都市に對する無差別空爆なりと宣傳しつゝあり、廣東が重要なる軍事資源地なるは言を俟たざる所にして、敵は多數の高角砲臺を備へ陸、海、空軍を集中して抵抗を試みつゝあるを見るも防守せられたる都市なること明白なり。而して國際法規及び慣例は一般に防守せられたる都市に對する攻撃は之を許容しあるに拘はらず、我が海軍航空部隊は依然軍事的目標に對してのみ攻撃しつゝある情況にして、特に一般民衆並に第三國權益に危害の及ばんことを慮り猛烈なる砲火

の裡に於ても綿密なる照準を行ひ、若し目標附近に第三國々旗を認め、或は一般市民に及ぼす危険大なる際には直ちに爆撃を中止する等の處置を講じつゝあるものなり。然るに支那側が殊更に高角砲陣地等を密集せる市街地の中央に構築せるは附圖の示す如くにして、之が爲め彼等自身の防禦砲火に依り、或は目標に對する爆撃炸裂の餘波を受け附近住民が損害を蒙り、又は軍需品工場、各種輸送機關の攻撃に際し、従業員等に犠牲を生ずることあるべきは實に已むを得ざる所にして、其の多くは彼等自身の招ける結果に外ならず、之を以て我が航空隊が非戦闘員殺傷を目的として攻撃せり等の言辭を爲すは誣ふるも甚だしと言ふべきなり。又支那側は我が空爆に依る軍事的損害を秘匿すると共に、其の非軍事的損害を誇張宣傳しつゝあるも、嘗て我が海軍機の南京空襲に際し、支那當局が數千人の非戦闘員死傷せりと公表せるに拘はらず、實際死傷は累計二百人に達せざりし事實を想起する次第なり。

#### 外務省情報部長談

連日に亘り廣東市内外の軍事施設に對し行はれたる我が海軍航空部隊の爆撃は、軍需補給の最大重要據點と化したる廣東の軍事的活動に致命的打撃を與へることを期したのであつて、砲臺、飛行場及び直接の軍事施設は勿論、飛行機組立工場及び軍需關係工場に對しても行はれ、支那の抗戰能力の根源に徹底的損害を與へんとしたものであつたわけ、之が支那側と與へた衝動も甚大であつたことは固より當然であつた。然し日本飛行機の攻撃目標が現に軍事的性質を有するものに限られてゐたことはいふまでも無い。たゞ支那當局が日本空軍の爆撃を恐れ軍事的諸施設を都市住民區域に分散し、第三國權益の近傍に選定し、我が空爆を回避せんと企てたが、日本側は此の奸計を察知し飽くまで純然たる非軍事的性質のものに對し深甚の注意を拂つたことは正確無比を以て定評ある我が海軍軍戰士の手腕に信賴して誤りなき所である。然るに事實上非戦闘員に損害があつたとすれば、夫れは決して直接爆撃の被害ではなく、上海に於ける米國軍艦オーガスタ號の例の如く、支那側の高角砲彈亂射の結果、砲彈の破片層が廣東都市の上空を覆ひ其の落下彈片が住民區域に思はざる被害を與へたのであつて、廣東市民は支那側の前記詭計の爲め、却つて其の防禦砲火によつて甚大なる損害を被ることとなつたのである。然し支那側は昨年の廣東爆撃のデ



「宣傳が公平なる第三國人目撃者の談話により粉碎せられたる事實に懲りもせず、非戦闘員の損害を誇大に宣傳し、無差別的空爆を泣訴する常套手段に出るが、公正なる第三國人は支那のデマたることは容易に看破し得るであらう。」

### (二) 支那聯盟に訴ふ

廣東空襲に關し聯盟支那代表胡世澤は、六月一日聯盟事務總長アヴノールに對し左の通牒を手交した。  
過去數日間日本軍の飛行機は支那の最も人口稠密な都會の一つである廣東を連續的に空襲し、軍事施設からは遠く隔つた地帯を爆撃、銃撃し婦女子を含む約千名の市民を殺傷した。支那政府は無防備都市の空爆を嚴肅に非難した一九三七年九月廿八日の總會議決を想起し、かゝる日本軍の集團的殺戮行爲を阻止する爲に聯盟が速かに有効な措置を講ずるやう要請するものである。右に對しては我が方では直ちに反駁を加へたが、支那側は六月二日國際勞働局に對しても工業都市空襲に關する決議案を提出し、國際勞働總會に附議方を要請した。然し事務局は勞働會議に於て政治問題を討議することを好まず、之に反對したので、支那代表は同案を撤回した。其の後支那代表は更に手を變へ品を變へ、何等かの形式で勞働會議をして日本非難の決議を採用せしめんと努力したが、それは失敗に終つた。それは勞働局、殊に同局長がよく日本を理解し、斷然支那の盲動を制したからである。

### (三) 各國の動きと我が反擊

廣東空爆問題は英國の議會に於て保守黨、勞働黨の議員から質問の形で盛に非難攻撃する所あり、チエンバレン首相は六月三日下院に於て、日本政府に對し抗議的申入れを行ふに決定した旨を言明したが、六月四日駐日クレギー英國大使は我が外務省に堀内次官を訪問し、口頭をもつて「日本の爆撃は多數の非戦闘員を殺傷、英國始め各

國權益に被害を與へつつあり、かゝる行爲は日英兩國關係に惡影響を及ぼすものではないか」と本國政府の意圖を傳達すると同時に、廣東共同租界沙面上空の飛行問題に關し抗議をなしたが、右に關し河相情報部長は六日外國新聞通信記者團との會見に於て記者團の質問に答へ左の如き帝國政府の見解を表明した。

廣東は無防備都市にあらず完全なる武装都市であつて市内の高射砲陣地は卅ヶ所を超え、その中に裝備された高射砲並に高射機銃の總數は少くとも百五十門以上である。その他の軍事施設は十二、三ヶ所あり、これ等は凡て殊更に外國權益の附近に近接して設置されてゐる。右の事實は英國政府に於ても速かに廣東總領事をして調査せしめるならば自ら判然するであらう。

我が方としては廣東市内から同市外に之等の軍事施設が撤廢されるならば何時にてもこれに對する攻撃を中止する用意あり、英國政府は日本に對して申入れをなす前に、先づかゝる事實の調査と、支那側に對し廣東市内の軍事施設の撤廢勸告をなすべきである。

所謂沙面上空の日本機飛行問題は、何分極めて小地域の上空のことだから、果して日本軍飛行機が沙面上空を飛翔したか否かはかなり疑問であり、餘り問題になるまい。

米國に於ては六月三日ヘル國務長官不在のため、ウェルス國務次官より、空爆問題に關する米國政府の態度に就き、新聞記者團に對し左の如く發表した。

米國政府は從來幾多の場合に於て世界の何れかに勃發する重大戦闘は何等かの意味に於て米國の利害に影響を及ぼすべき旨の見解を表明して來た。最近極東及び歐洲の双方において戦闘行爲が行はれて來たが、米國官民はこの戦闘の凡ゆる部面に對し遺憾の念を禁じ得ぬものである。これらの戦闘行爲を行ふに當り使用される手段が無防備地域の無謀な爆撃といふ形をとり、その結果として、非戦闘人民就中婦女子の殺戮を惹起するに至つては米國の輿論はかゝる手段を野蠻なりと看做すものである。ヘル



國務長官は過去一ヶ年間數回に亘り特に一九三七年九月廿八日及び一九三八年三月廿一日の兩回において平和的業務に従事する多數人民が居住する廣大地域の全般的爆撃は法及び人道の一切の原則に背反するとの米國民の見解を表明した。

過去數日間に亘り支那及びスペインにおいては數百名の非戦闘人民の死を齎らした空爆が行はれた。米國政府は以上兩紛争に對しては不干渉の政策を細心の注意を以て恪守するものではあるが、近代文明の主要部分として發展した人道的行動の諸機運中最も基本的な原則を侵犯するが如き方法及び行爲に對しては米國民は斷乎非難せざるを得ぬ旨茲に重ねて闡明する。

ついで六月九日米國國務省は、支那における日本軍の空爆問題につき、駐日グルー大使を通じて日本外務省に申入れを行つた旨發表した。右申入れは支那における非戦闘員の財産に對する爆撃中止に關し、日本政府が至急適當の措置を採るやう要請したもので、特に六月八日廣東における米國系嶺南大學に對する爆撃に言及してゐる。

嶺南大學は廣東の郊外にあり、六月八日我が空軍の廣東空襲の際、その附近に爆弾が落下し、その震動に依り大學建物にショックを受けたが被害はなかつた。元來同大學は米國資本を以て建てられ、當時卅二名の米人、三名の英人、一名のドイツ人が教授し居たが、同校の經營に當る黨事會は支那人を以て大部分を構成して居り、純然たる米國のものとは云へず、民國十年には廣東省政府より卅萬元を出して農科大學を設置し居り、その後も毎年十萬元を支出しつゝあり、然も爆撃の際には青天白日旗を屋上高く掲揚し、明かに支那の支配權下にある旨を表明してゐたもので、從來の例に照し、支那軍事當局が防禦建物として使用してゐると推定されるので、我が爆撃の目標となるは當然と云ふべきである。

駐日アンリ―佛國大使も六月六日外務省に堀内次官を訪問して本國政府の訓令に基き、廣東空爆に關し、口答を以

て抗議的申入れをなしたが、同次官は我が空爆の合法性を説明して之を一蹴した。

骨稽にも駐日蘇聯代理大使も、六月十七日外務省に對し、空爆禁止の申入れを爲して來たが、堀内次官は之を一蹴し、同日左の當局談を發表した。

十七日午後五時スメタン代理大使は堀内次官を來訪、ソ政府の訓令に基くとて「昨年七月以來日本軍は支那の平和の民及び無防禦の都市に對し飛行機其他の武器を組織的に使用し廣東の如きは二週間に亘り爆撃を受け多數の犠牲者を出し居り、斯様な日本空軍の行動は凡ゆる文明國及びソ聯の輿論の憤激を買つて居る、ソ政府は自國民の要請に基き日本軍が空撃を中止する様強く要望する」旨を述べた。右に對し堀内次官は「ソ政府は如何なる根據に基き、又如何なる權利に依つて右の様な申入れを爲すや」と反問し「第一にソ聯民が自國政府に何を要求しようとそれは勝手だが、ソ政府が日本政府に向つて斯かる要求をなす謂れはない。第二に我軍事行動殊に空爆に關する點は全然事實に反し廣東、南京、漢口等は何れも堅牢な防備を施して居り、殊に廣東に於ては全市に亘り防備施設が散在して居る。第三に我空軍が支那の非戦闘員を目標として攻撃したやうな事實はない。要之ソ政府は我軍の行動を曲解して居るもので遺憾に堪へぬ、この點強くソ政府の注意を喚起する。ソ政府が西班牙に多數の飛行機及び飛行士を送りたる事は世界周知の事實であり、更に支那へも多數の飛行機、飛行士を供給し、我方に對する戦闘行動に参加せしめて居る事は、支那自ら誇り顔に宣傳して居るのを見ても明かである。之は甚だ不都合な事であつて、我方は其中止を嚴重に要求するものであると共に、右の様なソ聯の對支援助は事變を永引かせ徒らに支那民衆に苦痛を與ふるもので、茲にソ政府の猛省を促さざるを得ない」と強く逆襲した處、スメタン代理大使は言葉を濁して答へなかつたのであるが、ソ聯の斯かる申入れは的外れも甚だしいものと云ふの外はない。

以上の如く我が廣東空襲が各國に於て問題となり居る際、皮肉にも印度に於て英國空軍が土族の討伐に際し多數



の良民を殺戮した事實があり、これが英國議會に於て問題となり、チエンバレン首相は六月十六日下院に於て「空襲を受けた住民は適當に逃げる事が出来ると思ふ」と苦しい答辯を行つた。

我が外務省の河相情報部長は印度に於ける英國空軍の行動を捉へ來り、八月六日外人記者團との會見に於て、左の如き談話を試み、我が空軍に對する非難に對し反撃を加へた。

河相情報部長談 今日まで日本空軍の攻撃目標は、常に敵の軍隊、砲臺、兵工廠、軍需品工場其他の軍事施設のみに限られ、是等に對しては、刻下の廣東空襲に於て見るが如く徹底的に爆撃を加へるが、非戦闘員たる一般良民を攻撃目標とするが如きは我空軍の斷じて爲さざる所であつて、良民の安全の爲には作戦上の利益をも犠牲にするといふのが我皇軍の精神である。日本空軍が廣東の非戦闘員を多數爆殺したなど恰も非戦闘員を空襲の目標としたかの如く傳へる海外報道の根據なきことは今更説明する迄もあるまい。我空軍は敵の武装都市に對しては攻撃の手を緩めぬ所か、局外者の非難抗議などには躊躇せず、今後益々猛烈なる爆撃を加へて對支膺懲の目的貫徹に邁進するのみである。

英國の輿論は頻りに我空軍の活動に對し理由なき攻撃を行ひつつあるが、その英國は如何にと云ふに、英國空軍が印度西北邊境のワジリスタン地方ワのシリ族討伐に際し多數の良民を惨殺したので印度民衆を憤激せしめてゐる問題がある。即ち昨年五月廿八日アラハバードに於て印度の回教徒及びコングレス共同主催のワジリ族討伐反對示威大會が開催せられたる際、現地調査の爲め派遣せられて居つた調査委員から英國側の不法行爲に對する報告あり、就中英國空軍が戰場に近いワジリ族部落を爆撃して非戦闘員たる婦女子良民を多數惨殺した事實につき詳細なる報告が爲され、又空襲された地域の土人も出席して生々しい事實を告げた爲め、前期大會は全會一致を以て英國に對し抗議を發するに決し、且五月廿八日を英國空軍の暴虐行爲に對する抗議日として記念し、毎年全國的に猛烈なる反對示威運動を起すこととなつたのである。

河相情報部長は更に六月十四日、支那のデマ宣傳に關し、左の通り反撃した。

情報部長談 皇軍の廣東空襲に付き、敗戦支那は各國の同情を得る爲め、殊更に非戦闘員の被害を誇大に宣傳し、香港の諸新聞によれば、國民政府當局は六月六日のみの廣東空襲により死傷者千五百、破壊家屋一千、五月二十八日以来の累計死傷者七千と公表し、諸外國に於ても右宣傳に眩惑せられて、皇軍が非戦闘員を故意に爆撃してゐるかの如く非難したのであるが、全廣東省警察局長李潔之が「空襲の教訓」と題し、六月十一日の廣東中山日報に發表せる記事によれば、同警察局管内たる廣東市の被害は、昨年八月十八日の第一次警報以來現在まで警報回数三百二十餘回、日本機の投擲數三百餘回、爆死者凡そ二百七十餘名、負傷者七百餘名、爆破家屋四百餘戸に過ぎない。右の如く支那側の信すべき筋の報告により従來の支那側のデマが暴露され、皇軍の空襲による非戦闘員の死傷が極めて少量なることが立證せられたことは、注目すべきことであると同時に、支那側の宣傳に躍らされた諸外國に對しては時宜を得た項門の一針といふべきである。

## 第九章 黄河の決潰

徐州を屠つた我が軍は餘勢を驅つて西進を續け、長驅漢口を衝かんとする態勢を示した。かくて鄭州の運命旦夕に迫ると見えたが、京漢線と隴海線の交叉點に當る要地鄭州が皇軍の手に歸すれば、武漢と西安の連絡を斷たれ、武漢の防衛は絶望となるを以て、支那軍は鄭州の防備に死物狂ひとなり、六月十二日遂に京水鎮、蒲灘、三柳寨等の地點に於て黄河の堤防を破壊し、黄河南方河南省平原を濁流の氾濫に委した。黄河は恰かも増水期に當り、水勢



強大にして「嵐の河」の本性を發揮し、流速一秒間一米五十に及び、濁流滔々第一日には大孟寨、第二日には中牟、第三日には朱仙鎮、第四日には尉氏に達した。第四日目即ち六月十五日朝に判明したところでは浸水地面积七十平方里、被害部落二千、人口三十萬に達し、内五萬餘が行方不明となつた。

支那側では黄河の堤防決潰は日本軍の仕業であると宣傳を試みたが、日本軍は未だ決潰地點迄進出してゐないので、支那の宣傳を信用するものはなかつた。然し支那側は日本軍は爆弾を以て決潰したのであると、尙も執拗に宣傳を試みた。

元來支那には堤防破壊の戦術が昔から存してゐる。支那歴史に依れば、宋の杜充は金の大軍が宋の國へ迫つた時、黄河の堤防を決潰して其の進撃を阻んだ。今回蒋介石は杜充の故智に倣つたものである。現に蘭封の一线が我が軍のため危ふからんとした時にも、同地北方の黄河堤防を切つて、洪水戦術を實行せんとしたことは、當時いち早く電報の傳ふるところであつた。然し當時は未だ雨期でなく、黄河の水嵩も低かつたので實行に至らなかつたものと思はれる。

右の如き暴虐な洪水戦術は一時我が軍の進撃を困難に陥れたが、近代的戦争に於てこれが大局に影響することは有り得ず、我が軍は揚子江戦線に移行して、武漢の本據に驍進した。窮餘の窮策とは云へ、蒋介石の洪水戦術は其の目的を達せずして、却つて多數無辜の農民を犠牲とし、人類の敵として桀紂もたゞならぬ怨恨を民衆から買つた。右に關し六月十四日我が大本營陸軍部及び上海軍當局は左の談話を發表した。

#### 大本營陸軍部當局談

鄭州の占領並に漢口方面に向ふ我が軍の進撃を極度に恐れた支那軍は、遂に自國の利害休戚を顧みる

のいとまなく、豫て計畫せし通り、開封西北方開市口、灘蒲間十數ヶ所及び鄭州北方許家堤附近數ヶ所において、黄河の堤防破壊を執行した。わが軍は該地附近堤防の決潰が過去において河南、安徽、江蘇三省の住民に恐るべき水禍を齎した事實を知悉しをるがため、迅速なる作戦行動により、この災害を未然に防止せんとしたが、蔣政権の非人道行爲遂にこゝに至つたのは、かへすくも遺憾な事である。これがため幾に戦禍を免れ得た三省の沃野幾百里、住民幾千萬が永きにわたり蒙らんとする痛苦と損害は如何ばかりか測り知るべからざるものがある。かねて「焦土」戦術或は「清野」の策に名を藉りて、あらゆる暴行の限りを盡した蒋介石軍として、自國良民を水災苦に陥れるが如きは何等意に介せざる所であらうが、廣東空襲による僅なる民衆の犠牲を第三國の同情に訴へんがため、誇大に吹聴しある事實とあはせ考慮すると、矛盾もまた甚だしいはねばならぬ。我軍の一部は今や濁流滔々たる黄河々畔において、必死の作業を繼續し、神人ともに許さざる蔣政権大暴虐より、無辜の支那民衆を救済せんとして懸命に努力中である。由來蔣政権側は、あらゆる非人道的行爲を日本軍の所行として、中外に宣傳する常習者なるをもつて、右に關しても、牽強附會の宣傳に努むる虞があるが、わが軍が聖戰の意義に徹して、破壊個所の修復に全力を傾注してゐるといふ嚴然たる事實の前に、蔣軍一流の虚構も全然無力であるといはねばならぬ。

#### 上海軍當局談

支那側は目下頻りに黄河堤防決潰は日本軍の所爲なりと宣傳に努めつゝあるが、決潰地點と稱される京水鎮には未だ日本軍は進出して居らず、また支那側は、日本が爆撃により堤防を破壊したと稱してゐるが、幅三百メートルもある堤防は到底爆撃では破壊し得るものではなく、その虚構なること明かである。目下汜濫せる水流は京水鎮より中牟を経て開封西南方の朱仙鎮方面に向ひつゝあり、此のため開封附近では却て減水を見つゝある。併し中牟附近における水深は二メートルで人の丈が立たず、水速毎秒一メートル五〇といふ有様で、皇軍將士の困難は固よりであるが、支那農民の被りつゝある惨害は言語に絶するものがある。この堤防破壊は支那側の計画的行爲に出たものであること明かであつて、曩に徐州戦前支那側スポークスマンが「いざとなれば支那は黄河堤防を破壊して日本軍進撃を阻止すべし」と言明せることによりても察すべきである。國民の損害を



顧みない行爲は鬼畜に等しきものである。尙ほ支那側は、日本の機械化部隊が水害のため殲滅したといふやうな宣傳を頻りに行ひつゝあるが、之は全く虚構な事實で、皇軍將士が氾濫のため多少の困難は受けつゝあつても、之により我が漢口進撃に支障を受ける様なことは全然あり得ない。

## 第十章 支那旅客機の遭難事件

### (一) 桂林號事件の真相

中國航空公司の大グラス機桂林號は乗客支那人十五名を乗せ、米國人操縦士が操縦して八月二十四日香港發漢口に向つたが、途中我が海軍機の追撃を受け、廣東省中山縣に不時着、乗客中死傷十二名を出した。死者中には浙江財閥の重要人物徐新六、胡筆江の兩名があつた。

中國航空公司飛行機の遭難は蔣政權に非常なショックを與へた。蓋し蔣政府の對外重要折衝は多く香港に於て行はれ、従つて要人の漢口、香港間を往復すること頻繁で、而もこれら要人は殆んど航空路に依つて往來したからである。

前記グラス機の不時着は我が海軍機の不法攻撃に依るものであると、支那側に依つて宣傳されたが、上海の我が海軍出先當局は其の真相を八月二十五日左の通り發表した。

廿四日午前九時半頃、我が空襲部隊が珠江上空を飛行中、双發單葉の一怪飛行機を發見敵重爆機と認めてこれを追撃したところ、該飛行機は斷雲を利用、逸早く逃走、珠江馬尾洲に不時着をなした。わが方は更に該飛行機を確む可く低空飛行を試みた結果、同機の體に「郵」の字を發見した爲め、郵便機と認め攻撃を中止し歸還したが、右は支那の旅客機なるにも拘らず、何等明確なる目印しをつけぬのみか、本日の我が廣東爆撃に明かに戦闘區域となつた珠江上空に、自ら求めて飛來したものであり、明白な記號の無いところに、折柄の悪天候で斷雲多く、わが方は全く敵重爆機と誤認したものであつた。従つて同機が旅客機なること判明すると共に、直ちに攻撃を中止し歸還したもので、わが方としては敵性を帯びざるものに對しは、決して攻撃を行はぬと云ふ方針を堅持してゐるものである。

### (二) 米國政府の申入れと我が回答

右中國航空公司旅客機の遭難に關し、米國政府は、操縦士が米國人たること、同公司には米國權益の存すること其の他の理由を以て、八月二十六日駐日グルー大使を通じ、帝國政府に抗議して來たが、我が政府は八月三十一日左記回答を發し、其の見解を明かにした。

#### 對米公文の正文

以書翰啓上致候陳者本月廿六日附貴翰を以て本月廿四日澳門附近に於て中國航空公司所屬商業用航空機が帝國海軍機に依りて不當なる攻撃を受け、その結果右中國航空公司機は全壞し非戦闘員たる乗客中に死者を生じ、又米國人操縦士の生命を危険ならしめたりとの趣にて米國政府の訓令に依りその名に於て抗議する旨御申越相成閣悉致候

査するに本件は我方作戦行動區域内に於て別記の通りの事情の下に支那軍用機と紛はしき行動を採りたる中國航空公司所屬の航空機が帝國海軍機に依りて敵機と認められて追躡及び攻撃を受けたるに因り發生したるものにして、その結果米國市民たる同公司所屬操縦士が危難に遭遇し、又非戦闘員たる乗客乗員に死傷を生じたることは遺憾とする所なるも、叙上の事情に顧み帝國



政府としては我海軍機の採りたり行動は不當にあらずとなすものにして、又右航空機の所屬會社が支那國の法人たるに鑑み、直接第三國との間に問題を生ずべき事案に非ずとの見解を持つる次第に有之候。

但帝國政府に於てその有する報告所載の事實と貴輪に記載せられたる操縦士の所述との間に相當の懸隔あるに顧み、念のため何故に此の如き懸隔を生じたりやの事情につき再應調査を命じ候處、その結果は廿六日貴大使館内次官を御來訪の際同次官が當日までに接到せる報告に基き述べたる所と略同一にして、即ち別記の通に有之候については右に依り嗣了知相成度候。右申進旁々本大臣は茲に重ねて閣下に向つて敬意を表し候。 敬具

昭和十三年八月卅一日

調査の事實

本月廿四日帝國海軍機五機は粵漢線方面に向ひ進航中偶々午前九時卅分淇澳島上空に於てその北方約二千米の邊に突如高度約二千米を以て西方に向ひ飛行中の標識不明の大型陸上機を發見せるを以て之を確認すべく近接行動を執りたり。

然るに右大型機は我が海軍機の近接を認むるや急に方向を西北方に轉じ全速力を以て斷雲中に逃避せり、叙上近接行動は該機確認の目的を以て爲されたるものなるが、右の如き逃避運動を見るに及んで、我が方は既往數次の事例に鑑み、之を以て我艦艇攻撃乃至偵察の目的を以て來襲したる敵機に相違なしと判斷し、雲の上方に二機下方に三機を配し、右敵機を攻撃するの姿勢を執りたり。

間もなく下方に待機中の我海軍機は右敵機を前方に發見したるを以て直ちに之を追躡しつゝ、攻撃を加へたるに、同機は尙も盛に斷雲を利用して逃避せんと試みたるも、我方の追躡急なりし爲め遂に澳門溪口の西方十六軒の中洲の南側江中に着水するに至れり。我飛行機の最初大型陸上機を發見してより其逃避するを敵機として追躡し、遂にその着水するに至る迄概ね右敵機の後方に位置し居りたる爲め、視認状況不良にして終始該機を敵機と認め居りしものなるも、右敵機が着水するや、我海軍機は状況確認のため下降し、該機の上空に近接し、その機種を判別し得る情況となりたる處、その機種に疑義を抱くに至りたるを以て、直ちに攻撃を中止したり。

情況右の如く、該機着水後、我方がその機種につき疑惑を持つに至りし迄には多少の時間ありしを以て、其間(極めて短時間)引續き攻撃を加へたる飛行機あるも、其後に於ては絶対に射撃を行はざりしものなり。次で我海軍機は高度を廿米迄下げて着水敵機を偵察せる處、初めて該機が金屬製ダグラス型旅客機にして、何等の塗粧標識を有せず、唯「郵」記號を右翼上面及び右側胴體に記入せられるを認めたるを以て其儘引揚げたり。尙ほ着水機上には操縦者一名と後方客席入口附近に乗客二、三名あるを認めたるも、着水地位が陸岸に近かりしより見て、之等人員は對岸に泳ぎ着き得るものと推定したる次第なり。

(三) 旅客機に對する我が態度表明

桂林號事件に關連し、我が作戰區域内に於ける第三國飛行機及び支那旅客機の安全が懸念され、デマを放送するものがあつたので、九月二日我が外務當局は左記談話を發表し、右に關する我が態度を明かにした。

一、日本軍は支那の非軍用機なる限りこれを攻撃する意圖全然なきも、わが軍飛行機の行動する地域においては支那非軍用機の飛行に對しその安全を保障することは出来ない。右は

(イ)空中に於ては機種の判明極めて困難なること(ロ)非軍用機と雖も偵察その他の軍用目的を遂行し得ること(ハ)支那飛行機は從來わが艦艇の攻撃並に偵察のため屢々來襲し、かつその標識も一定しをらざること等の理由により當然なりと認める。

二、第三國の旅客機に對しては、その航空路等に對するわが方の要望に従ふ限り、その安全に對しては十分注意するであらう。本年二月ブリテイッシュ・イムペリアル・エアウェイズ會社に對し、その所有航空機の香港發着に關し、日本側の希望する航路を指定し、爾來同社はわが方の要求に應じたるため、一度も不測の事件を發生しなかつたことはこの好例である。

(四) 歐亞機の遭難



九月五日歐亞航空公司のエンケル機が、香港より昆明に向ふ途中、廣州の北方に於て我が海軍機より射撃を受けガソリンタンクに弾丸命中、ガソリンが噴出するので、廣西省柳州に不時着し、應急修理の上、機體乗客共に無事昆明に到着した。

右に付き、在香港獨逸總領事から同地の我が中村總領事に申入れがあつたが、我が外務省は五月六日、左の通り發表した。

五日午前十時源潭上空に双發動機の敵重轟撃機らしきもの一機西方に進行するを認めたるを以て、我戦闘機四機は之を追撃し攻撃を加へたる上、接近したところ機翼に「歐亞一五」嗣に「郵」の字及び歐文字「ユーラシア」と書いてあるを認めた。同機には操縦士、電信技手三名、乗客四名合計七名、いづれも西洋人が座席で兩手を舉げてゐるのを認めたので、直ちに攻撃を中止したる所、同機は進路を變へず西方に飛去つた。我方ではかねて香港總領事から航空機のコース、發着時間、操縦士の國籍について事前に通知ありたき旨を歐亞航空公司に對し申入れてあつたが、今日に至るまで右につき通知接受の事實はなく、しかも同機が平常のコースを飛行するや否やも判然してゐない。なほ本月三日東京駐在ドイツ大使館附武官から帝國海軍宛、歐亞航空会社航路の保護につき申入れがあつたが、我方では航空機の安全保障は困難なる旨をはつきりと回答したる事情もある。従つて飛行機が安全に航空せんとせば事前に周密なる手配をしなければならぬと云ふべきである。

歐亞機の遭難に關し海軍當局も左の通り發表した。

大本營海軍報道部長談 九月五日午前九時廣東省源潭方面に於て猛烈なる敵砲火を冒し粵漢鐵路を爆撃中、同地上空に於て我海軍機は敵重轟撃機（双發動機附）の西航するを認め、之を追躡しつつ短時間攻撃を加へたり。然るにこれに近接するに従ひ、その上翼に「歐亞一五」及びその胴體に「郵Eurasia」の標識あるを發見せるを以て、直に攻撃を取止めたる所、該機は針路高

度を變ずることなく、そのまゝ西方に飛行するを認めたり。その後我方は香港總領事より該機が柳州に着陸し乗員には異常なかりし旨の報告に接したり。抑も我飛行機の行動する地域に於ては、支那旅客機の飛行に對し、その安全を保證する能はざること、九月三日外務省より帝國政府の見解として發表せられたる所にして、右は空中に於ては旅客機と軍用機との識別極めて困難なること、支那飛行機は從來屢々廣東灣その他の方面に於て我方を攻撃、偵察したること並に旅客機と雖もそのまゝ軍用に供し得ること等に鑑み、當然のことなりと認む。帝國海軍は勿論支那旅客機を故意に攻撃する意志なきも、既往二回の經驗により、旅客機と軍用機との識別殆ど不可能なるに鑑み、支那旅客機の安全に關しては前記帝國政府の見解に據るの外なきを痛感する次第なり。

#### (五) 歐亞機更に遭難

九月七日歐亞十七號機の撃墜に關し、我が中支軍當局から左の如く發表された。

六日武漢制空中の陸軍飛行隊は午後四時ごろ大型飛行機を認め斷雲の中にこれを追躡し、午後四時卅分ごろ武漢西南方約四、五キロ上空に於て、これを撃墜し、後右は歐亞十七號なることを認識せり。而して我方に於て右飛行機の行動に關し豫め通知を受けをらざるにつき、右を軍用機と判斷せるものならんか、尙詳細調査中なり。

軍の作戰區域内を飛行する飛行機に對し、攻撃を加へることの正當なることを強調し、我が軍報道部當局は又左の如く語つた。

軍の作戰區域内を飛行する飛行機を敵機と看做すことは當然であつて、漢口は勿論今次の作戰の中心地域であるから、この附近を飛行する飛行機を認めた我軍が、これを敵機と看做し、時を移さずこれを攻撃したのは當然の措置であるといへる。右に關しては八月卅日我方は聲明を發表して、豫め通知なき時は、敵機と認めて措置する旨を闡明してをるから、全責任は戰區内を無



斷で飛行した飛行機にあるといはねばならない。

## 第十一章 長沙に於ける英艦爆撃事件

十月二十四日午後、在京英國海軍武官より、我が海軍當局に對し、長沙在泊中の英砲艦サンドパイパーは同日午前十時頃、日本飛行機六機により爆撃せられ、船體上部構造物に損傷を受けたるも、人員には死傷なき旨の通知があつた。茲に於て我が海軍は直ちに事件の調査を命じたが、二十八日正午、大本營海軍報道部は調査の結果を左の如く公表した。

十月二十四日發生せる長沙事件に關する調査の結果左の如し。

武漢戦線の敵は全面的潰亂に陥り、陸路水路に依り、續々敗走中との報に接したる海軍航空隊は、十月二十四日早朝之が追撃に向ひたる所、午前九時頃（地方時）爆撃機六機より成る飛行機隊は、長沙市陸洲東方江上に、相互に南北約六百米を隔て、二團の戎克大群の存在するを發見せるが、從來同方面に於て右の如き多數戎克を認めたることなかりしを以て、飛行機隊指揮官は是等は當然敵軍使用中のものと判斷し、之が攻撃を決意せり。然るに南方の戎克群近傍には、英國旗らしき標識を附せる商船を認めたるを以て、我飛行機隊は右商船に危害を及ぼすを慮り、北方大集團のみを攻撃することとし、爆撃針路に入らんとせる際、偶々附近に小型汽船三隻（形體略大型戎克と同様）を認めたるが、是等小型汽船には何等第三國艦らしき標識を認めざりしも、慎重を期して更に之を避け、右岸寄りの戎克群のみを爆撃せり。彈着は良好にして克く目標を覆ふを見たり。

爾後英國支那艦隊より、同時刻長沙に在りし英國砲艦サンドパイパー（排水量約百八十五噸）は日本軍飛行機の爆撃目標となり、上部構造物に若干の損害ありし旨我方に通告し來れるが、恐らく右戎古群を目標とせる爆撃破片が、偶々同艦に跳飛せるものと推定せらる。尙我方は、第三國當局よりの通告により、長沙附近には當時第三國艦船は全然存在せざるものと豫期し居たるものなり。而も指揮官は爆撃實施に當り、英國旗らしき標識を有する商船並に標識を認めざる小型汽船三隻を避け、且平常外國艦船の碇泊する陸洲寄の水域をも避けて、戎克群を目標として爆撃せるものにして、斷じて英國側の言へる如く、サンドパイパーを目標とせるものに非ず。又本爆撃に先立ち長沙方面を偵察せる我飛行機（前記飛行機隊と所屬を異にす）も亦英國砲艦ありと判定すべき何等の標識を認めざりき。

## 第十二章 第三國人の生命財産に對する注意

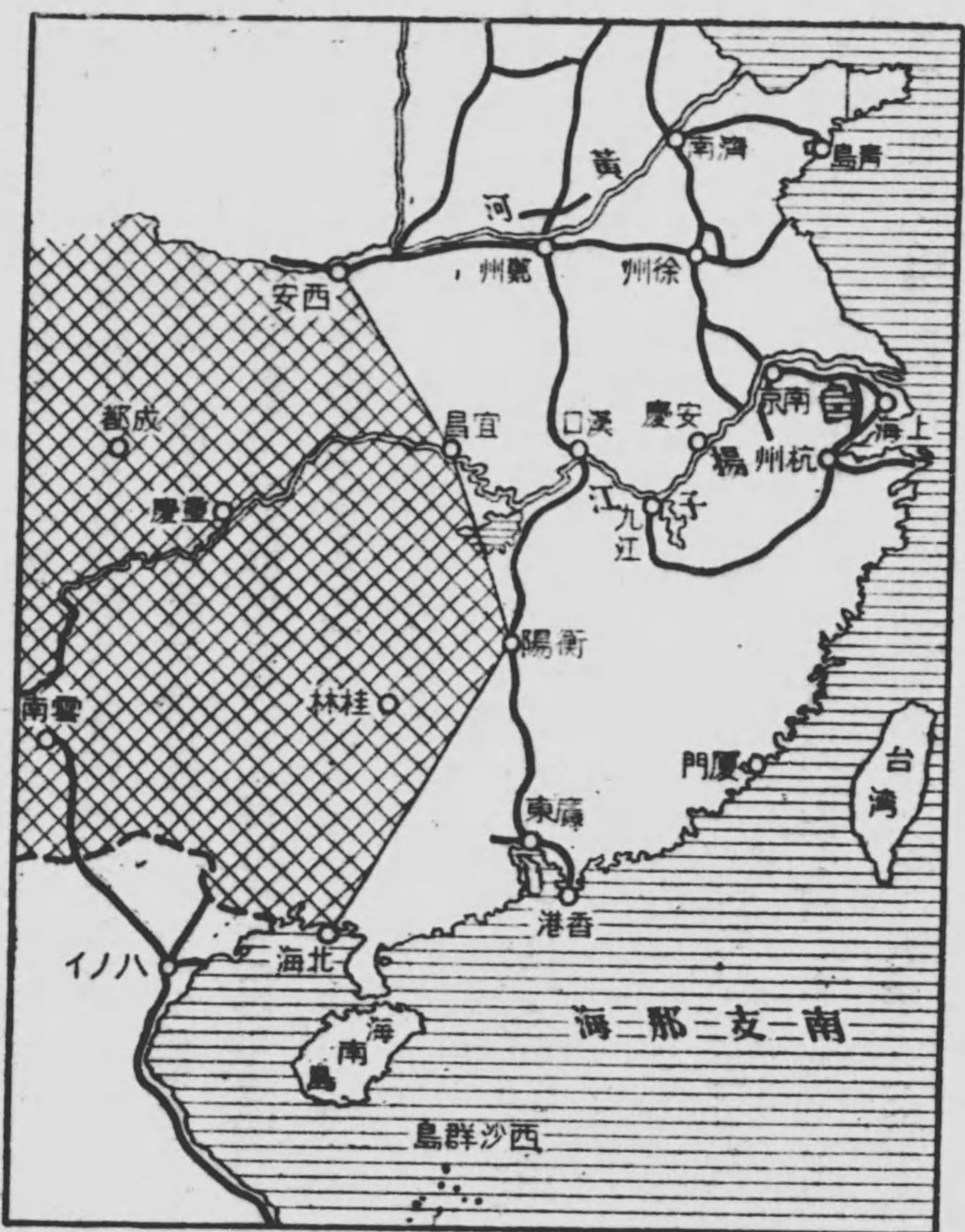
皇軍は支那に於て死力を盡して戦闘に従事して居るのであるが、第三國人の權益、生命財産の保護には細心の注意を拂ひ、時に作戦の不利を忍び、生命の危険を冒しても其の萬全を期して居るのである。我が飛行機が敵の要地に爆撃を加ふる場合にも、その附近にある第三國の權益に危害を及ぼす惧れある場合は、それが敵の奸計に依ると知りつゝも、爆撃を中止する等の處置に出でて居るのである。然し戦争である以上如何に注意しても第三國人の生命財産の絶對安全を保障することは固より不可能である。依つて我が方では豫め外交機關を通じ、戦争の危険區域にある第三國人に警告を發し、支那側の軍事施設に接近せざること、其の財産には明瞭なる標識を施すこと、出來



得れば外國人は戰鬪區域より立退くこと等の注意を加へた。

(一) 六月二十日の宇垣外相通告

六月二十日宇垣外相は、在京各國大公使に對し、公文を以て、黃河以南、西安、宜昌、衡陽、北海を連ねる線以東の外國人に警告を與へるやう左の通り要請した。



戰 争 地 區

支那に於ける戰局の擴大に伴ひ、日本軍占領地域、第三國領土、租借地及び租界を除く黃河以南、西安、宜昌、衡陽、北海を連ねる線以東の地域は、戰鬪區域となる恐れ大なる次第なるが、帝國政府に於ては之等地域にある外國人及びその財産が、日支兩軍交戦の卷添を受け、不慮の被害を蒙ることを出來得る限り防止し度き意嚮なる處、此の際右趣旨の達成を一層確實ならしめんが爲には、前記區域内に在る外國人並に外國人財産の管理者に於て

- (イ) 前記區域内に殘留する外國人及び外國艦船等は支那側の軍事施設に接近せざること
- (ロ) 前記區域内所在の外國人財産は空中及び地上に對し明瞭に標示すると共に之を速かに出先日本官憲に通報すること

(ハ) 支那軍にして戰鬪區域内の外國人財産を利用する場合に於ては、日本軍は已むを得ず之を攻撃するの餘儀なきに至るべく日本軍に於て之が保護の責任を執り得ざるに付、支那軍をして該財産を利用し又は之に接近せしめざるやう取計ふことの各項を實施すること最も望ましき次第と存せらるゝに付ては、右至急關係者に示達方配慮あり度し。

尙帝國政府に於て之を強要する次第にあらざるは勿論なるも、前記地域内に在住する外國人にして、立退き可能なる者が、出來得る限り現實の戰鬪區域より、安全なる地域に立退くことは、外國人に對する不幸なる各種事件の發生を防止する意味より、最も望ましき次第なることを茲に附言す。又前記地域外に於ても、支那側各種重要軍事施設に對して、日本軍に於て爆撃を實施する必要があるにつき、外國權益にして未だ通告なき分については、其の所在位地を通報すると共に、上空に對する標識を明瞭ならしめられ度く、且外國人は支那軍事施設に近接せざる様示達せらるれば幸甚なり。なほ從來帝國軍の經驗に徴するに、上空に對する標識中には、往々不明瞭なるものあるに付ては、一層之を明瞭ならしむる様配慮せられ度し。

以上申進の次第は、今後軍事行動の進展に伴ひ、在支外國臣民及び財産に不慮の災難波及し、其の際不愉快なる事件の發生する恐れなからんことを期せんとする、帝國政府の眞摯なる希望に基く次第なるについては、此の點十分諒解の上至急何分の配慮を得度し。

(二) 十月十二日の通牒

帝國政府は南支作戦に當り、十月十二日在京各國大公使に宛て左記公文を發した。

以書翰啓上致候陳者

一、帝國政府は第三國人權益保護の見地より、曩に六月廿日附公文を以て、帝國政府の要望として將來陸上作戦地となる恐れ大なる地域即ち黃河以南、西安、宜昌、衡陽、北海を連ねる線以東の地域に於て

(イ) 第三國人は支那側の軍事施設に接近せざること

第十二章 第三國人の生命財産に對する注意



(ロ) 第三國人財産は空中及び地上に對し明瞭に標示すると共に之を速かに日本官憲に通告すること  
(ハ) 支那軍にして戰國區域内第三國人財産を利用する場合に於ては日本軍は已むを得ず之を攻撃するの餘儀なきに至るべくこの場合日本軍に於てはその保護の責任を取るを得ざること  
(ニ) 第三國人は出來得る限り現實の戰國區域より安全なる地帯に立退くことは各種事件發生防止の見地より最も望ましき次第なること

等を通告せる次第ある所、今次南支方面に於ける作戰實施に當り、帝國政府は更めて右通告に關し閣下の注意を喚起すると共に、特に左の諸點に關し、貴國政府の適切なる處置を要請するの光榮を有し候

二、上海、九江に於ける戰國の經驗に依れば、支那軍は故意に第三國財産の至近距離に防禦陣地を構築し、或は第三國財産に據りて日本軍に抵抗したる爲、日本軍は第三國財産の保護に極めて困難を感じたる實情に有之、従つて帝國政府は今次南支方面作戰に於ては、支那軍をして右の如きことを爲さしめざるやう、貴國政府に於ても有効適切なる處置を講ぜられんことを要請致すものに有之候

此點に關し帝國政府は、若し支那軍が第三國財産の至近距離に存在する場合に於ては、その被害に對する責任は當然支那軍に於て之を負ふべきものなりとの見解を持するものに有之候

尙帝國政府は萬々無之次第とは存するも、貴國側に於て日本軍をして貴國が支那側に好意を與へつゝありとの疑惑を抱かしむる如き一切の行動を避けらるゝやう、特に配慮あらんことを切望致候

三、帝國政府は日本軍の今次南支方面作戰中、汕頭より北海に至る南支一帯の支那領土、領海及び領空において、第三國の軍隊、艦船及び飛行機の行動することは、帝國軍隊、艦船、飛行機との間に不慮の過誤を惹起する恐れあるに付、當該國において出來得る限り之を避けられんことを要請するものにして、若し已むを得ず貴國軍隊、艦船及び飛行機が右地域を行動する場合は、

通信連絡の關係上、成可く十數日の餘裕を以て、帝國官憲に通告せられ度候

四、最後に帝國政府は支那軍に於ては第三國の領土、領海及び領空を利用せんとすることあるやも圖り難きに鑑み、貴國政府に於て、かゝる支那軍の企圖は絶対に之を許容せられざるべきことを確信し、且要請致すものに有之候  
右申進旁々本大臣は茲に重ねて閣下に向て敬意を表し候 敬具

(三) 南支軍指揮官の通告

バイアス灣に敵前上陸を敢行した我が南支方面最高指揮官は、十月十五日在香港帝國總領事に對し、左の通告を列國使臣並に政廳當局に通達する様電報した。

近く廣東周圍二百キロ、汕頭周圍百キロの圓形内に激戰が豫想されるを以て、第三國自動車はその圈内に入らぬ様注意された。右はヒューゲッセン大使の例の如く、上空より車上の標識判明し難く、よつて安全通過は保證し難く、若し此の圈内に入らんとするものは各人の危険に於てなされたし。

よつて中村總領事は、政廳當局及び香港駐在米、佛、獨、伊各領事に文書を以て之を通告した。

(四) 十月二十二日の通牒

中、南支に皇軍の武威愈々振ひ、廣東もわが手中に歸し、武漢攻略戰また進展を示し、武漢防衛の支那軍は大動搖を來し、漢口付近において揚子江を渡河、倉惶として移動を急ぎつゝある十月二十二日、谷公使は左の覺書を以て各國大公使に申入れをなし、同時に日高總領事からも各國總領事、領事に對し同様申入れをなした。

覺書 (漢口關係) 一、支那軍漢口付近において盛んに揚子江を渡りつゝあり、日本軍はこれを爆撃することあるべく、特に夜間においてもこれを爆撃するの必要を豫期せられるところ、その付近に第三國艦船ある時は、これに不慮の危害の及ぶ恐れ



あるについては、互に希望せざる不愉快なる問題の發生を防止するため、漢口付近にある第三國艦船は、十月廿三日午前零時以後漢口の上流十裡付近に碇泊する如く御取計ひ相願ひ度し。

二、前項記述の碇泊地に碇泊せる艦船並びに已むを得ざる事情により前記時刻までに右泊地に轉錨し得ざる艦船ある時は、右艦船名及びその行動を速かに且つ詳細に通知あらんことを要請す。

覺書（廣東關係）

一、帝國軍隊が破竹の勢ひを以て廣東に迫りたる結果、珠江一帯は十月廿二日以後激戰場となりたるにつき、現在珠江及びその連接區域にある第三國艦船は、速かに洋上又は遙かに廣東を距れたる上流方面に避退方御配慮願ひ度し。

二、珠江方面における第三國艦船の所在及び行動は、出來得る限り速かに通知方相成り度し、またこれ等艦船は、空中及び帝國軍艦又は軍隊より、明かに識別し得る如く、標識を付けられ度し。

三、支那側が珠江に設置したる閉塞線を帝國海軍が占領し、わが作戦上に必要な軍用通路を啓開すべきところ、右開通路はわが艦隊司令長官において、作戦上差支へなしと認むる時期までは、帝國軍用艦船以外の一切の艦船の通航に對し、之を開放すること能はざること、馬頭鎮閉塞線の前例と同様なる儀と御承知相成り度し。

四、艦隊司令長官は、列國との間に不愉快なる問題の發生を防止せんとする眞摯なる希望を有するところ、各國側においても、右眞摯なる希望に對し、誠意ある協力を與へられんことを願ふものなり。

（五）十一月二日の通牒

武漢攻略後、帝國政府は、武漢を占領した皇軍が息つく暇もなく敵を急迫、戦果を擴大しつゝあるに鑑み、揚子江上において第三國との間に不祥事件の發生を豫防する目的を以て、左の覺書を十一月二日、駐支後藤大使館一等書記官から、各國大使宛に發送せしめ、同時に、日高總領事からも上海總領事團主席宛に送達した。

一、漢口攻略戦中、その上流長沙付近に至る水域は激戦行はれたるが、漢口攻略に伴ひ、今後沙市長沙に至る揚子江及びこれに連接する水域一帯は、戦闘地區となり、且つ激戦が豫想せらるるを以て、右水域にある第三國艦船は、その上流出來得る限り遠くに避退方取計らひありたし。

二、漢口上流揚子江並にその連接水域にある第三國艦船の所在及び行動を迅速に在上海帝國海軍先任指揮官を通じ通知ありたし。

三、從來第三國との間に不幸なる事件發生を防遏せんとするわが方の努力と希望に對し、列國の協力ありたるはわが方の多とする所なるが、艦船通報等に關し、未だ協力を與へざる國に對して、わが方屢々の申入れに鑑み、今後一層の協力を望む。從來わが方よりの申入れにおける「某地より上流揚子江における艦船所在通報」とは、某地より上流全水路にある艦船の通報を求むるものにして、今日帝國飛行機の行動し得ざる港灣水域は、支那全土の何處にもなき次第につき、距離の遠近を論ぜず、艦船の所在及び行動の通報を求むるものなることにつき注意を喚起したし。

（六）十一月七日の有田外相通牒

帝國政府は廣東、漢口を攻略せる以後の作戦進捗に伴ふ第三國との不祥事件發生を防止するため、有田外相は十一月七日付を以て、文書で、在京列國大公使に對し、通告を發した。通告の内容は左の如くであるが、帝國政府がさきに西安、宜昌、衡陽、北海を結ぶ地域を以て戦區たる旨通告せるより更に擴大して、中部支那の陝西、湖南、湖北、廣西の四省を戦區とせるもので、第三國においても、右地區において、自國民の生命財産保護に關し、適當の措置を講ずべきことを要望したものである。

近き將來に於て、戦闘地域は陝西、湖北、湖南及び廣西の全省（廣東省は當然之を包含す）を含むに至るべく、又右地域以外に於ては、肅州、巴塘、大理を連ねる線に至る支那領域内の軍事目標は、日本飛行機により攻撃を受くることあるべきに付き、關



係國側に於ては、これ等地域内自國民の生命、財産保全のため、至急左記諸項に關し適切なる措置を執られんことを要望する。

一、支那軍は第三國製民間機を軍用に利用しつゝあるに鑑み、前記線以東の地域に於ける、第三國關係航空機の飛行は、之を禁止する處置を執ること

二、同上地域における第三國人の旅行は旅行者自らの危険に於てなざるべきこと

三、同上地域内居住の第三國人にして、立退きの可能なる者は、出來得る限り他の安全なる地帯に立退くこと

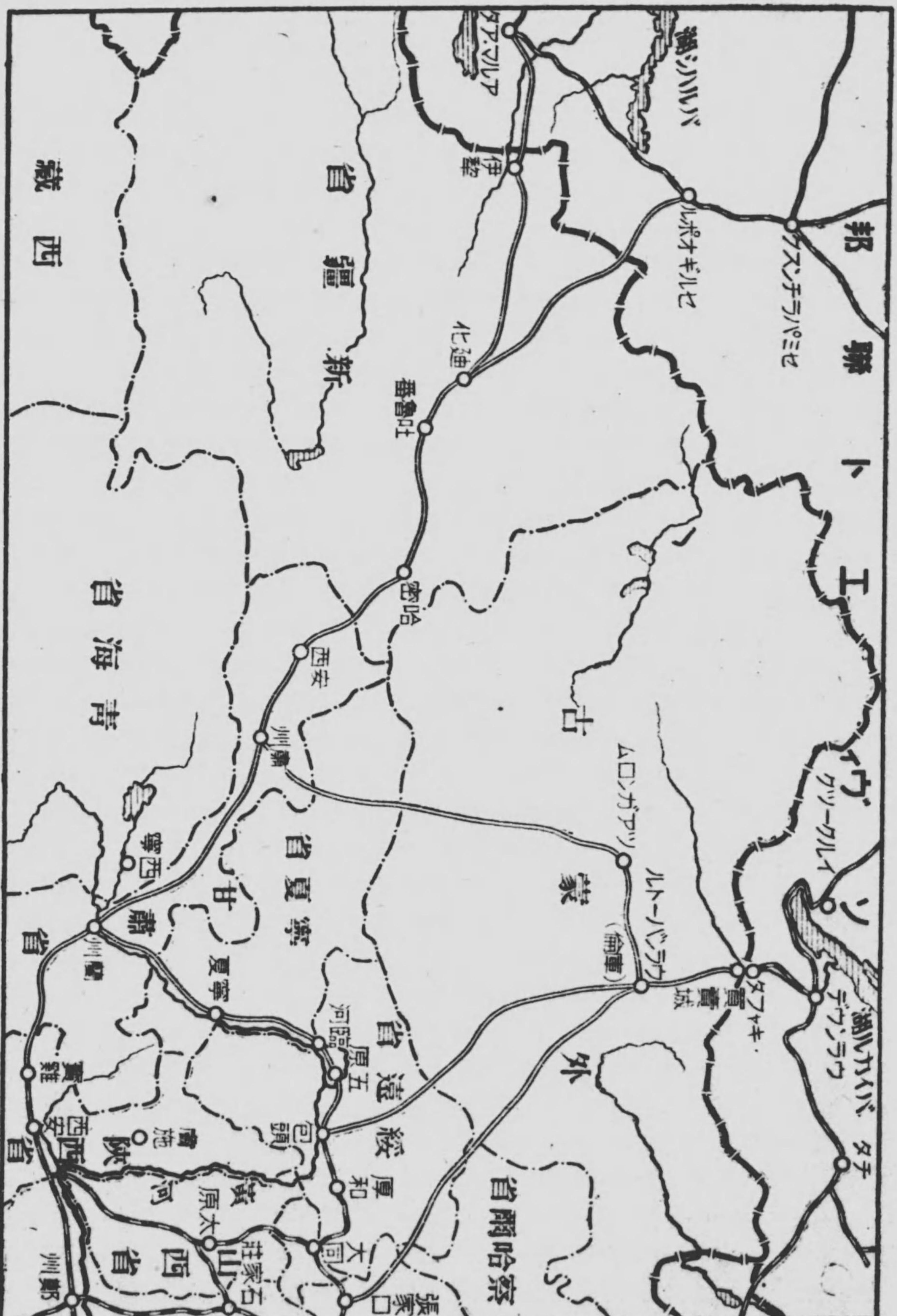
四、同上地域内の第三國人權益は、相當の時日の餘裕を以て、帝國官憲に通報し、且右權益には、上空及び地上に對し、極めて明瞭なる標識を付せしめられたきこと

尙支那側の公有若くは個人財産の、悪意による第三國人への名義變更は、一切之を認めず、支那軍の利用若くは近接し居る第三國權益に關しても、日本軍は之が保護の責に任ずること能はざる旨併せて通告する。

### 第十三章 蘇聯の對支援助

#### (一) 赤色ルートの建設

蘇聯が支那事變の當初より支那に對し露骨に軍事援助を與へてゐることは天下周知の事實であるが、その武器輸送の通路、所謂赤色ルートの主線は、トルクシブ鐵道の中間驛セルギオボルから塔城を経て迪化に至り、哈密、



赤色ルート



州を経て蘭州に至るものである。

蘇聯は一九三〇年トルクシブ鐵道を完成しシベリアとトルキスタンを結び付けた。同鐵道はシベリア鐵道の一驛ノヴォシビルスクから南下して中央亞細亞のトルキスタンに至るもので、新疆省の外側に沿ふて、これを遠巻きに包圍して走つて居る。

蘇聯の新疆、蘭州ルート強化工作は事變勃發とともに着手されたもので、一九三八年初頭既にトルクシブ鐵道のセルギオポール驛から塔城を経て迪化へ、又同鐵道のアルマアタ驛から伊犁を経て迪化へ、二條の自動車道路が完成したと云はれた。

迪化は新疆省の首都で烏魯木齊（ウルムチ）とも呼び、相當の町で大なる回教の寺院がある。新疆の實力者は盛世才で邊防督辦として迪化に駐屯するが、現在では、この方面は蘇聯の勢力強く、邊防督辦公處の如きも有名無實の機關と化し、盛は蘇聯の傀儡となつてしまつて居る。

ルートは迪化から吐魯番を経て哈密に至るのであるが、哈密は軍事上、政治上の要地である。一九三〇年から五年間に亘りこの地を中心として回教徒の叛亂があり、回教軍首領馬仲英は回教軍二千を率ゐて甘肅からこの地に入り、回教獨立の旗を擧げた。馬仲英は二十一歳にして師長となり、軍事の天才と謂はれたが、後盛世才の爲め蘇聯領に追はれ、赤軍の爲め莫斯科に送られた。其の後新疆に歸つたとも傳へられる。

哈密から東方は高い山脈に沿ひ高原を通つて甘肅省に入り安西、肅州（酒泉）を経て蘭州に至るのである。

迪化から蘭州までの道路は本年初めから蘇聯の技師に依り數萬の土民を強制使用して、晝夜兼行で工事が急がれ

本年夏までに竣工し、今や塔城より蘭州まで四千軒の道路は數臺のトラックが横に並んで疾走し得るといふ。蘇聯はこの道路を以て對支援助の第一幹線とし、多數のトラックを運轉して武器軍需品を供給して居るが、これが援蔣ルートであると同時に對支侵略ルートであることは勿論である。

然しこの赤色ルートの通過する新疆及び甘肅の地は回教徒の勢力範圍であり、回教徒は由來漢人を敵視してゐるから、赤色ルートに依り、漢人の爲めにどしどし武器の運ばれるのを見て、内心不満を抱いて居る。彼等に依り赤色ルートが何時遮斷せられ、武器が横取りせらるゝか、不安は絶えないのである。回教軍の指揮者馬鴻逵、馬鴻賓、馬奇芳、馬步青、馬仲英、馬麟等の所謂五馬、六馬の要人達は近來露骨に反共態度を示して來たといふから、蘇聯及び蔣介石政府の不安は一層増大したわけである。

赤色ルートに依り蘭州に送られた武器軍需品は、蘭州から寶鶏に運ばれ、隴海線に依つて西安に送られるのである。支那は寶鶏、蘭州間の鐵道建設を急いでゐたから、一九三八年末までには少くとも一部分は通ずるやうになつたのではないかと思はれる。

右の新疆ルートは幹線であるが非常な遠廻りであり、又回教徒の叛亂も氣遣かはれるので、別のルート建設が考へられて居たが、十一月十日厚和からの通信に依れば、新たに外蒙ルートが建設せられ、既に相當大量の武器彈藥がこれを通じて支那に輸入されつゝあると云ふ。新ルートはシベリア鐵道のバイカル湖東方ウランウデ驛から外蒙首府ウランバートルに至り、それより西方に迂迴し、ツアガンロム經由肅州に至るものであると云ふ。ウランウデより蘇蒙國境恰克圖（キヤフタ）までは、既に鐵道が通じて居り、國境よりウランバートルに至る鐵道も、今年内



には開通の見込みであると報ぜられた。

右の外事變前に於てはウランバートルより包頭に至る線及びウランバートルより張家口に直通する線があつたがこの二線は我が軍の進撃に依つて完全に切斷された。

赤色ルートの終點蘭州は蘇聯勢力侵入の中心地となり、今や赤軍一旅團が此處に駐屯してゐると云はれ、百機以上の收容力ある大飛行場が構築せられ、蘇聯との間に定期航空便が通つて居る。而して延安を中心とする中國共產軍と連絡して盛んに此の方面の人民及び軍隊の赤化工作が行はれ居り、一方回教徒に對しても巧妙な宣傳に依つて赤化が計られつゝある。前記五馬、六馬の連中も強力な蘇聯勢力の東漸に對し今のところ手も足も出ぬ模様である。

#### (二) 蘇聯飛行士の對支援助

四月四日駐蘇聯重光大使はリトヴィノフ外務人民委員を訪問し、蘇聯飛行士の對支援助に對し、嚴重抗議を提出した。

蘇聯政府は同日タス通信社を通じ、我が方の抗議に對するリトヴィノフの答辭として、大要左の如き見解を發表した。

飛行機その他武器の對支賣却問題に關するソヴィエト政府の見解は一般に承認された國際法の標準に一致するものであるが、この點については既に東京駐劄スラヴィツキー大使をして、直接廣田外相にお話せしめた所である。従つてこの問題に詳しく立入る必要を認めない。況や各國からの武器の供給は支那のみならず同時に日本に對しても行はれてゐる實情を考へるとき尙更その必要は認められない。日本軍に捕へられたソ聯飛行士の供述なるものについては、ソヴィエト政府の全然關知せぬ所である。

この點に關してはソヴィエト政府は日本に對し何等の義務をも負ふものでなく、又國際法によつて毫も束縛されるものではないが、事實上にもソヴィエト政府は對日戰に参加せしめるためソヴィエト軍隊乃至兵士を支那に送つたことは全然ない。ソヴィエト聯邦の特殊な國家機構に對する言及は全然この問題と關係のないもので、之に言及するものは單にこの機構に對する無理解を表示するに過ぎぬ。何れにせよソヴィエトの國家機構は國內問題であり、他の國家に對する特殊な義務をソヴィエト政府に負はせ得るものでは全然ない。日本政府は各國から支那に到着した外國義勇兵が現に支那軍に従軍しつゝあることを御承知の筈である。然るに日本政府は現在までのところ、之まで支那軍に従軍し又は現に従軍して居る外國義勇兵の母國たる如何なる國に對しても抗議を提出されたことを聞いてゐないが、以上の事實から見ても日本政府が義勇兵問題は何等斯る申入れの法律的根據とならぬことを充分承知されてゐることは明かである。日本當局の言明に従へば、現在支那には戰爭は存在せず、日本は支那と戰爭をしてゐない由で、現在支那に於て起りつゝある事態は多少とも偶發的性質を有する「事變」と表現され、兩獨立國家間には戰爭状態と稱し得べき状態は存在しないとのことであるが、斯る見解に従へば日本政府の抗議は益々意味がわからなくなる。

蘇聯政府が右の如き詭辯を以て、我が抗議を拒否したので、我が外務省は四月五日左の當局談を發表して之に應酬した。

外務當局談 支那事變勃發以來ソ聯邦の對支援助は、或は中國共產黨を通じ、或は直接武器の供給に依つて行はれて來たが、昨今益々露骨となり、ソ聯邦政府は赤軍將士を支那に派遣して直接支那側の作戰に参加せしめて居る事實が明瞭となつた。

其の實例の一二を擧ぐれば、一月二十六日支那軍航空隊南京空襲の際、我軍に依つて撃墜せられた飛行機と共に墜死した塔乗者二名は、其所持品等に依つて、ソ聯邦人であることが明かとなつたが、更に三月十四日蕪湖上空に襲來し我軍に撃墜せられたエス・ビー型爆撃機乗組員で我軍の捕虜となつたダウン・ミハエル・アンドレーウイチは、レニングラード航空隊附航空兵中尉で、客年十月中旬十數名の同僚と共に、ソ政府の命により支那に派遣せられたものであることが判明した。



外國人の入國滞在すらも極度に警戒して實質上鎖國に近き状態にあり、増して政府の命に依らざる自國人の外國行を嚴禁して居るソ聯邦の軍人が、支那軍に参加することは所謂義勇兵なりとの論を以て辯解しても何人も之を信するものはないであらう。又ソ聯邦に於ける軍事航空、民間航空共にソ政府の統制下にあり、ソ聯邦飛行士は軍人飛行家たると民間飛行家たるとを問はず、義勇兵と看なすことは出来ないのである。

ソ聯邦は我官憲の取調べを受けてある船舶や滿洲國の北鐵代價金支拂停止の問題をとり上げて、自己の對支援助行為を辯護して居るが、見當違ひも甚しい。ソ聯邦の對支援助がソ政府直接の命令指導の下に行はれて居ることを疑ひを容れず、ソ聯邦の其場限りの辯解如何は我方として最早問題とするに足りぬ。

其の後我が外務省は日蘇懸案調整の交渉に當り、四月十一日この問題に觸れて先方の注意を喚起したが、先方は一向誠意を示さなかつた。之に關し外務省は、五月三日左の如き當局談を以て從來の経過を發表した。多少重複の嫌ひあれどもその全文を掲げる。

ソ聯邦が昨年十月頃から本年の四月中頃までに支那に送つたイ十五型、イ十六型驅逐機、エス・ペー爆撃機等は總數約五百機に上り、ソ聯邦飛行士、機關士は約二百人に達して居ると見られる。而して右飛行機の大部分は我航空兵力の爲に擊墜又は爆破せられたから残存するものは僅かに百内外であらうが、此一例に於ても明白なる通りソ聯邦の支那に對する武器人員の供給は今後も根強く繼續されるものと認められる。

去る一月二十六日南京を空襲し我軍の爲に擊墜された飛行機の塔乗者二人(墜死)がソ聯邦人であつたこと、又三月十四日蕪湖に襲來し是亦我軍の爲に擊墜された飛行機がエス・ペー爆撃機であり、その塔乗者にして我軍のため捕虜となつたものが、本人の陳述により、レニングラード航空隊附航空兵中尉であつたこと等、ソ聯邦對支援助に關する確證が擧つたことは疊に發表の通りで

あるが、廣田大臣は去る三月二十八日在京ソ聯大使と會談の際、嚴にソ側の注意を喚起すると共に、在ソ重光大使をしてソ政府に嚴重申入をなさしめたのである。

重光大使は四月四日リトヴィノフ外務委員に面會し、前記の如きソ聯邦對支援助の確證事實を詳細に述べたる後、斯の如き對支援助はソ聯邦の實情並に制度に鑑み、同政府直接指揮の下に支那を通じて我方に對し行はれるソ聯邦自體の敵對行為と認めざるを得ない。茲に政府の訓令に基いて、斯る行為に由て生ずることあるべき事態に對してはソ聯邦政府に於て一切の責任を負はねばならぬと申入れた。此の申入に對しリトヴィノフ氏は支那に武器を賣込み居るはソ聯邦のみに非ず、ソ聯邦軍隊又は個々の軍人を戰闘行為に参加せしむるため支那に送つては居らない。前記捕虜飛行士の陳述なるものは信憑するに足らぬ、支那軍中には種々の外國義勇兵があるに拘らず、日本はこれ等に對して何等苦情を云はぬ等と、勝手な言譯をしたので、重光大使は貴下は本使今日の申入の重大なる意味を誤解されて居る様であるが、支那に於ける事態は議論する迄もなく御承知の通りであつて、此の重大なる場面に於て、ソ聯邦の現役軍人が政府の命令に依つて、支那に赴き、在支日本軍に對し敵對行為を爲すことに對し、日本政府が本日の如き嚴重なる申入をなすは當然である。ソ聯邦の制度に依れば、義勇兵など言ふ様なものは有り得ないので、皆政府の命令に依つて飛行機、飛行士とも外國へ赴くもので、現役軍人が政府の命に依つて支那に赴き、對日戰闘に参加するが如きことは外の國に付ては考へられない。若しソ聯邦と同様の行動を取る國がありとすれば、日本政府は斯る國に對しソ聯邦に對すると同様の態度に出るものかと考へると反駁し、ソ政府の猛省を促した。

ソ聯邦の對支援助に付ては其の後日ソ諸懸案解決方の交渉に際し、四月十一日井上歐亞局長より、在京ソ聯大使館參事官に對しソ聯邦飛行機及び飛行士が支那軍中にあつて我軍に敵對行為を繼續して居ることは、日本國民の到底看過し得ない重大問題であることを指摘し、重ねてソ側の深甚なる注意を喚起した次第である。今次支那事變發生以來ソ政府が今日迄物質的精神的に支那を助け又我國に對し恰も敵國に對するが如き輿論を喚起しつつあることに對しては、我國民擧つて重大なる關心を有するものであ



る。吾人はソ聯が帝國の東亞に於ける地位を正解し、早きに及んで其對支態度を改めん事を強く要望する。

(三) コミンテルンの反日指令

支那事變勃發以來盛んに抗日戦線強化を策してゐたコミンテルンは、愈々本格的に對蔣援助に乗出し、各國の共產主義者を號令して、反日氣勢を煽ることゝなつた。即ち八月五日發行された國際共產黨機關紙コミニスト・インターナショナルは、コミンテルン執行委員會が、支那共產黨の國共合作政策を正式に承認すると同時に、國際的反日運動を組織して、支那を援助する旨の決議を採擇、各國支部に左の如き指令を發した旨報じてゐる。

- 一、支那に對する同情を示威する國際運動の強化
- 一、對日抗議運動の組織
- 一、日本品ボイコット、日本向貨物積出拒否等の經濟制裁の組織
- 一、對支援助金募集
- 一、ソヴェエト聯邦その他の各國より國民政府激勵を目的とする代表團の派遣

## 第十四章 英國の對支援助

### (一) 英國民の排日感情

支那事變の進展につれ日本に對する世界の輿論は悪化の一路を辿つた。然し各國に於ける排日の理由は必ずしも

一樣でない。蘇聯は共產主義の強敵として、主義上より我が國を憎み、殊に防共協定締結以來、我が國を仇敵視するに至つた。米國は主として人道論、條約尊重論、門戶開放論、デモクラシー擁護論等の立場から我が國を攻撃した。英國は支那殊に中南支に重要利権を有する關係より、蔣介石政府が倒れ日本の勢力が進出すれば、英國の權益が侵害せられ、其の勢力が東洋より驅逐せらるゝに至るであらうとの懸念から、飽くまで蔣介石を援助し、日本の發展を妨害せんとするのである。殊に英國の排日の悪質なことは、自力だけでは日本の發展を喰ひ止め得ざるを知り、列國殊に米國を引込んで日本に當らしめんと策し、種々の機會に米國人の對日反感を刺激する如き悪宣傳を行ふことである。然し米國政府としては容易にその手に乗らず、英國の爲めに火中の栗を拾ふの愚を爲さざる様に注意して居るやうである。

英國では政府も人民も總て反日である。政府殊に外務省がひどく反日的であると言はれた。獨逸が在支大使を引揚げしめ、伊太利が新任大使の信任狀捧呈を差控へしめて居る態度に比し、英國の新任支那大使カーの言動は注目を惹いた。彼は飛行機に依り或は漢口に或は重慶に屢々往來して蔣介石に面接し、各種の助言を與へ、英國政府は蔣介石を飽迄信頼し支援する旨を述べて蔣を激勵したと信ぜられる。

之に反し英國政府は我が國に對しては、揚子江航行問題、廣東空爆問題等を始め、各種の問題に就て抗議し來り、又海南島問題に就ては佛國と共同して申入れを爲し來り、更に支那の門戶開放問題に就き、十二月三十日米國政府が我が政府に對し強硬の申入れをなし來るや、期を逸せず英國政府も同問題に就き一九三九年一月十四日附を以て同じやうな強硬な通牒を提出して來た。



左に一九三八年中の英國內に於ける排日運動及び出先英國人の反日言動中主なるものを摘記する。

英國消費組合の日貨不買 會員七十萬を有する英國消費組合は、各方面の要求に基き、遂に日貨ボイコットを實行するに決し、一月十日全會員に檄を飛ばし、代用品で間に合ふ日本商品の不買を指令した。更に組合は會員八百萬を有する卸賣消費組合に對し、同様日貨ボイコットの手段を採用するやう注意を喚起した。

標名丸英港で積荷不能に陥る 鐵鋼積載のため一月二十一日ミドルスプロー港に寄港した郵船標名丸は、荷揚人夫のボイコットで積荷不能に陥つてゐたが、労働組合首腦部の努力も効なく、荷揚人夫はあくまで荷役を拒絶したため、同船は已むなく二十三日夜積荷なしで出港、そのまゝアントワープに向つた。卅日ロンドンに入港したところ再び共産黨員がピラを撒布し「標名丸はブラックリストに載つた船だから荷役をシャットアウトし空荷で歸せ」と煽動し、仲仕連もこれと合流、標名丸の荷役は遂に絶望視されるに至つた。

帝國大使館では英國外務省に對し善處を要望したが「取締りの方法がない」と撥付けられ、標名丸は二月四日遂に積荷なしに歸航の途についた。

國際平和團體の反日大會 二月十二日、十三日に亘りロンドンに於て支那援助、對日ボイコットの爲めの國際平和團體會議が催され、二十一ヶ國よりの代表者約八百名が參集した。十三日夜オペラハウスに於てセシル卿司會の下に民衆大會が開催せられ、出席者二千五百名、在佛支那大使顧維鈞も出席して演説した。排日決議を採擇し、寄附金を集めたが、その場で三百五十磅集つたと傳へられた。満員のため溢れ出たもの約一千名は別の劇場で大會を催した。

國際聯盟協會聯合會 國際聯盟協會聯合會の理事會が前記國際平和團體の反日大會と併行して、二月十三日から三日間ロンドンで開催せられ、二月十五日左記決議を採擇した。

- (イ) 聯盟各國に對し日本の侵略を阻止するため必要なる外交上、財政上、經濟上一切の措置を執るやう要請する。但し各國の集團的行動が確保されることを條件とする。
- (ロ) 聯盟各國に對し、支那に凡ゆる援助を與へると共に、支那の一般市民に食料、醫藥等を供給するやう要請する。
- (ハ) 各國はよろしく日本品ボイコットの範圍を擴大すべし。

労働黨主催の反日大會 労働黨議員アレキサンダー司會の下に、四月廿四日ロンドンに反日大會が開かれたが、之に對し蒋介石は電報を以て、支那は飽くまで長期抗戰の決意を有するに付き、英國は支那を援助すべきだと申送つた。

上海英國商業會議所總會 英國人の對日反感は上海に於ても仲々強く、それが各種の機會に露骨に發表せらるゝことが多い。四月七日上海英國商業會議所の年次總會に於て、會長マーシャルは日本が支那の門戸を閉鎖することを慎るゝ旨の左記演説をなした。

日本政府は繰返し支那の領土的行政的保全を保障し又第三國の利權に對して不干渉を強調してゐるが、過去八ヶ月間の各種出來事を見ればこれを満足することは出来ない。北京の中國臨時政府及び南京の中國維新政府の建設は理論上に於て中國の行政的保全を破壊するものでないが、將來臨時政府及び維新政府から特權を得て鐵道、電信、電話、鑛山、電氣事業その他基本産業の一部を統轄、日本人商社が創設せられるに於ては、斯の如き獨占は當然英國の利權にも重大な影響を齎すものといはねばならぬ。英國の支那における利益は貿易であつた、英國の利益は門戸開放及び機會均等に依存してゐた。而して日本は門戸開放政策の意



義を強調してゐるが、開發事業その他商工業において、必ずしも第三國に機會均等を享有せしめんとの意圖は有せざるもの、如く、この點最も關心事たるを失はぬ。

**青島に於ける國旗凌辱事件** 八月十七日青島に於て泥酔せる英國水兵の帝國々旗凌辱事件があつた。青島に於ては日英人間に豫て不愉快な感情あり、殊に同地英國系新聞青島タイムスは屢々不遜の記事を掲げ、日本人の感情を刺激してゐたので、右水兵の泥酔の上の行爲も、英國人の對日感情の發露として重要視せられ、大鷹總領事は英國側に嚴重抗議し、先方をして犯人の處罰その他我が要求全部を容れしめて問題を解決した。

### (二) 英國の對支借款問題

英國々民は前記の如く、英國政府が支那に援助を與ふることを要望して居り、支那も頻りに援助を求めて居るのであるが、援助の具體的方法として考へられることは、香港經由武器の供給の外、支那に借款を與ふることである。然し英國もさるもの、戰敗の支那に金を貸しては元も子も無くなる處れがあるので、借款談は屢々噂には上つたが容易に具體化に至らなかつた。

借款成立説の屢々傳へられたのは、雲南ビルマ鐵道新設借款であつた。蓋し支那側は廣東陷落し、香港よりの武器輸入が遮斷された曉、ビルマより雲南省昆明に至る道路を以て、外國武器輸入の幹線となす計畫で、右鐵道建設費の借款を熱心に希望したからである。

右借款の交渉は本年初頭より香港及びロンドンに於て行はれ、その金額は一億二千萬元であると傳へられ、それが或は成立せりと云ひ、或は失敗せりと報ぜられたが、十二月十五日に至りアヴァス通信社は愈々一千万磅の借款

談が纏つた旨左の通り報道した。

英支兩當局は雲南、ビルマ間鐵道の建設のため借款交渉を進めてゐたが、英國側は最近擴張された輸出信用保證制度に基き、一千万ポンドの借款を供與するに原則的意見の一致を見たと言はれる。右の内六百萬ポンドは鐵道建設に、残りの四百萬ポンドは鐵道材料、トラックの購入に當てられる筈で、英國側がかく鐵道建設の全般に亘り獨占的に融資せんとしてゐることは注目を惹いてゐる。尤も右借款契約はまだ調印を了してゐない模様である。

對支借款問題に關する英國政府の態度に就ては、英國議會に於ける質問應答に依りほと明かである。七月十四日英國下院に於て、對支借款問題に就き左の如き質問應答があつた。

△グリーンウッド議員(労働黨) 政府は國民政府より借款の申込を受けた事實があるか、若し有りとなればその申込みは受諾されたか。

△サイモン蔵相 國民政府は英國で借款を得る目的を以て種々の提案をして來た事は事實である。これに對する英國政府の態度は去る四月十四日ヘンダーソン議員にお答へした様に、國民政府が現在の状態で英國の金融業者から借款を得ることが可能でありこれに對する許可を政府に求めて來るならば、政府はこの問題に好意的な考慮を與へるであらう。政府自身が對蔣借款に應じ又その保障を引受けるには特別の法律を制定する必要があるが、現在の情勢ではかかる法案を上程する餘地はないと思ふ。

更に七月二十六日チェンバレン首相は下院に於て、議員の要求に應じ左の如く言明した。

日支紛争は本當の戦争と殆ど區別出來ない程度にあらゆる恐怖を隨伴しつゝ依然繼續されてゐる。昨年十一月のブラッセル會議は日支紛争には聯盟國の干渉を含む如何なる提案も紛争當事國によつて受理される望みのないことを明かにした。以上の事態に鑑み、英國政府も單獨でかかる役割を演ずることは出來なかつた次第である。政府は直接支那に借款を供與し或は對支借款に



保證を與へるとして、これに必要な法律を議會に提出すべきかを久しく慎重に考慮して來たが、結局假想的價値を擔保とし、且つ所期の目的を擧げ得るか否か明かでないやうな借款を與へることは安當でないとの結論に達した。併し政府が對支借款供與乃至その保證を與へ得なかつたことは、その他の方法による經濟的乃至各種の援助を不可能とするものではない。その後支那政府からは借款の場合に起る困難を含まない新たな形式による各種の援助案を申出て來た。これ等の提案は目下關係當局に於て慎重に攻究されてゐる。更に政府は若し事態が好轉し我々の努力が成功するチャンスありと考へた場合には、極東に於ける騷擾行爲を終熄せしめる爲め喜んで盡力する用意をもつてゐる。

右の如く英國政府は政府として支那に借款を與へなかつたが、その他の方法に依り支那に好意を表し、他方我が國に對しては各種の問題に就き抗議を提出して反日態度を示した。

## 第十五章 佛國の對支援助

佛國の對支援助は時と共に積極的になつた。一九三七年十月、佛領印度支那を經由して、多量の武器が支那へ輸送せられつゝあると云ふ報道に對し、佛國政府がかゝる事實なしと言明したることは「昭和十二年の國際情勢」第三十章に記載の通りであるが、事實は海防に多量の武器が荷揚げせられつゝあつた。佛國政府が如何に打消しても、この事實は明瞭で、爲めに我が國民一般の對佛感情が悪化し、海南島占領要望の聲が民間に高まりつゝあつた折柄、宇垣外相が六月十七日外人記者團との會見席上、當時専ら傳へられた佛國の對支鐵道借款成立の噂に關し、同借款

の成立は遺憾であると述べたので、佛國筋では之を氣に病み、佛國政府代辯者ベルチナックスは七月十七日政府の意向を反映して次の如き見解を發表した。

フランスの對日政策には何等變化はない。フランス政府は昨年十月日本政府に對し雲南鐵道を軍需品の輸送に利用せしめぬ旨確約したが、印度支那政廳に對してもこの約束を嚴重遵守するやう訓令してゐる。諒山、南寧間の南寧鐵道建設計畫は、國民政府との二ヶ年に亘る交渉の末、去る四月權利を獲得したものであるが、ボンネ外相は友好的精神に基き杉村駐佛大使との間に同鐵道の建設中止に關し協議を行ひ、その結果同鐵道の建設を一時中止すること、並にこれにより兩國關係が好轉すべき意見の一致を見た。フランス政府は極東に於ける紛争回避を希望し、一九〇七年の日佛協約の規定が海南島、西沙群島等に關しても遵守されんことを期待してゐる。

ボンネ外相は又六月廿日外務省に駐佛杉村大使の來訪を求め、佛國の對支援助説は全く事實無根である旨次の如く釋明した。

最近日本當局者からしばしばフランスが支那を援助してゐるとの非難を聞くが、殊に宇垣外相自身からかゝる言明を聞くことは意外である。フランス政府は漢越鐵道經由軍需品輸送阻止に關する昨年十月の日本政府との約束を嚴重に實行してをり、支那に對して軍需品を輸送してゐる事實はない。

海防に軍需品が山と積まれてあるのが、日本人には見えなと思ふのか、佛國政府が飽くまで事實を否認するその心理状態は理解出来ない。陳誠も六月二十日外人記者との會見に於て、佛國の對支援助を確認して居る。

佛國が支那に與へた借款と云ふのは、四月二十二日佛國銀行團と漢口政府代表者との間にパリで調印せられたもので、投資の目的は河内、南寧間鐵道の完成にあり、現在河内より廣西省境鎮南關迄通じてゐる佛領印度側の既設



鐵道を、廣西省明江を経て南寧迄延長せんとするものであると云はれ、金額は一億五千萬法で、借款の條件は左の如くであると傳へられた。

- 一、借款金額 鐵道建設材料一億二千萬法、現銀三千萬法
- 一、擔保 同鐵道收入並に鹽稅
- 一、利率 年七分
- 一、支拂期間 十二年(四ヶ年据置)

一、建設方法 支那人を社長としフランス人を取締役とする佛支合辦建設會社を組織し之に當らしめる

十月二十八日近衛兼攝外相はアンリ駐日フランス大使の來訪を求め、佛國政府において對蔣武器輸送禁止について適切なる措置に出でざる場合、帝國として自衛上必要なる手段をとるべきことある旨を通告すると共に、杉村駐佛大使に訓電して佛國政府に對し同様趣旨の申入れをなさしめた。右に關し外務省では同日情報部長談の形式で左の如く發表した。

**情報部長談** 昨年十月フランス政府は自發的に、印度支那を經由して支那へ送られる武器の輸送禁止を決定したので、其の好意的態度は日本政府に於ても之を諒とし、其の實行に付きフランス政府の誠意に信頼したのである。然るにその實行振りに付き兎角遺憾の點がある様見受けられたので、その後屢々フランス當局の注意を喚起し、本年に入つても二度に亘り嚴重佛側の反省を求むる所があつたのである。

右に對しフランス政府はその都度禁止の勵行を約したが、我方の入手する確實な情報に徴すれば、右フランス政府の回答と一致せざる情勢が依然現地に於て繼續せられつゝある様認められる。殊に廣東攻略後香港との連絡が繼續した結果、インド支那は外國武器の最も重要な輸送路として残ることとなり、支那側としては既に此點に關し活躍を開始したとの情報もあり、我方としては今後の成行に付き重大關心を有する次第である。帝國政府としてはフランス政府が此際武器輸送禁止を眞に有効ならしむる如きの確なる手段を執り、曩に確約せる禁止の實効の擧ることを要請し、若し佛國政府にして右様適切なる措置に出でられざる場合には、帝國政府としては已むを得ず、自衛上必要と思惟する手段を執るが如き事態に立到るべき旨を佛國政府に申入れるやう、杉村大使に訓電すると共に、本二十八日近衛兼攝外相より在京佛蘭西大使に對し右の趣旨を申入れた。政府の訓令により駐佛帝國大使館宮崎參事官は、杉村大使病氣のため大使代理として、十月二十八日午後フランス外務省を訪問、フランスの對蔣武器援助問題につき申入を行つた。

## 第十六章 佛國の西沙島占領問題

佛國政府は日支事變の成行、殊に海南島の運命に對し多大の關心を有し、各方面より其の態度を注視されてゐたが、果然佛國政府は去る七月四日非公式に西沙島占據に關し次の如く言明した。

西沙島は十九世紀初頭舊安南王國によつて占據されたもので、爾來安南王國の屬領となつてゐる。最近印度支那政府は西沙島沖の航海の安全を圖る爲め同島に恒久的な燈臺と氣象觀測所を建て少數の安南人の警官が其の保護に當つてゐる。

尙ほアプアス通信社の倫敦情報に據れば、佛國政府は七月三日英國政府に對し、前記聲明と同様趣旨を通告したとのことであるが、本件に關しロイテル通信社も亦次の如く傳へてゐる。



英國政府は西沙島の占據に關し佛國政府より正式通告に接した。倫敦の佛國官邊でも占據の事實を確認してゐる。佛國は海南島を以て事實上佛國の保護領と見做して居り、今回の西沙島占據は海南島一帯に於ける日本軍の活動と密接に關聯してゐる。佛領印度支那は西沙島から飛行機で容易に到達し得る位地にあるので、同島が他國の手中に歸することは、佛國に取つて戰略上重大問題であるといふのが、今回の占據の直接動機といはれる。現在西沙島には恒久的軍事施設は全然ないが、將來水上機の根據地として使用されることになるかも知れぬ。

又同日アンリー駐日佛國大使は外務省に堀内次官を訪れ、口頭をもつて左の如く通告した。

最近佛領印度支那政府は、西沙群島（バラセル群島）に行政官を任命し、十數名の安南巡警を派遣すると共に、燈臺、浮標、無電燈等の施設を行ひ、フランスの同群島に對する占有を完全ならしめたが、同群島には日本人が十數年來海藻及び磷礦の採取に従事しをる處、右日本人の利益はこれを尊重する。

依つて我が外務省では海軍省と協議の結果、方針を決定し、七月七日堀内次官はアンリー大使の來訪を求め、左記要旨の覺書を手交すると共に、種々意見の交換を行ひ、特に安南人巡査の駐在は、邦人従業者との間に不測の過誤を生ずる虞れあるに付き、其の撤退を希望する旨申入れた。

**覺書要旨** 西沙群島に關しては昨年九月在京佛國大使より、覺書に依つて、佛國は同群島の領土權を主張するも、右に關しては佛支兩國間に係争中なるため、右紛争の解決前に、同群島の占有を行ふが如きことなかるべき旨を通告せられて居るが、右は從來同群島に關し、支那側を交渉相手となし來つた日本側の建前を變更するに足るものではない。佛國政府が日支間の事變最中、突如斯の如き、昨年の覺書と矛盾する措置を執り、西沙群島の占有を通告し來つたのは、その眞意を諒解するに苦む所である。客年八月以來、帝國軍は南支沿岸に對する交通遮斷を實施し居る處、帝國政府は將來右實施上の必要ある場合、または帝國臣民

の同島において有する事業上の權利保護の爲めに必要とする場合、それら適當なる措置を執ることあるべきことを附言する。佛國の西沙島占據に對し、支那側が如何なる態度に出るか注目されてゐたが、顧維鈞駐佛大使は七月六日午後佛國外務省にボンネ外相を訪問、佛國の西沙群島占據の事情を聴取するとともに、同群島は支那の主權に屬する旨を申入れたと傳へられた。

## 第十七章 米國の對事變態度

支那事變に關連し日米間に行はれた外交々涉問題に付ては、第一編第二十章乃至第二十九章に記述せるが、本章には米國政府の一方的行爲又は米支間の問題で、事變に對する米國の態度を示すもの二三を掲記する。

### (一) 在支米國駐屯軍の引揚

米國內には帝國主義者もあり、國際聯盟主義者もあり、人道論者もあるが、これと同時に所謂孤立主義の觀念が相當強く存在し、これを代表する一派は、苟くも米國を他國の戰爭に巻き込むの危険ある事柄は出來得る限りこれを慎み、歐洲のみならず東洋の紛争にも立入つて之に關與することを避けんとするのである。この一派は米國政府が權益擁護等の帝國主義的立場又は條約神聖論の如き理想主義的觀念から支那事變に深入りすることを好まず、米國は東洋から手を引くべきであると主張して居る。



パネー號事件を契機として米國內に支那駐屯軍及び軍艦の即時撤收論が擡頭し、上院議員ウィリアム・スマザーは國務長官に對し書翰を以て、米國民を危險地帯から撤收することを要求したが、一九三七年十二月十八日ハル國務長官は同議員に返書を送り、支那駐屯軍及び軍艦の引揚げは未だその時機に非ざる旨を説明した。然るにその後間もなく米國政府は、一九三七年八月上海に派遣した陸戰隊を全部撤收するに決し、本年一月三十一日海軍省から次の如く發表した。

海軍省は昨年八月サンチエゴから上海に派遣した陸戰隊千五百を來月ホノルルに移轉させることになった、上海の情勢は最早此等部隊の駐屯を必要としないからである。

更に米國政府は北支は於ける情勢の變化に鑑み、北支駐屯軍の一部を引揚げることに決定し、二月四日國務省から左の通り發表した。

米國政府は天津駐屯の第十五聯隊を撤收し、陸戰二個中隊を北京から天津に移駐せしむるに決定した。北京及び天津における米國駐屯軍は、一九〇〇年北清事變の際米國公使館が暴徒及び支那軍のため圍繞されたため、各國政府と歩調を一にしこれを派遣したのである。右駐屯軍派遣の目的は、一に米國居留民の保護に萬善を期するにあるが、最近の情勢は以上軍隊の存在を必要とせざるに至つたので、茲に天津駐屯軍を撤收するに決定した次第である。第十五聯隊兵員八百八名は三月初旬支那を出發、ワシントン州フォート・ルイスに歸還する筈であるが、今後天津及び北京に駐屯する陸戰隊員は總數五百廿七名である。右米國第十五聯隊は三月二日天津出發歸國の途に就いた。

### (二) 日枝丸爆破未遂事件

米國に於ける對日感情は非常に悪化し、米國に於て如何なる排日行爲があつても、何人も驚かないといふ状態であつたが、シアトルに起つた郵船會社の日枝丸爆破未遂事件は流石日米兩國人に一大ショックを與へた。

日枝丸は一月十九日夜シアトルに入港し、二十日グレート・ノザン波止場に横付けになつたが、波止場番人が一人の怪しい男を發見し警察に引渡した。これと前後して日枝丸の附近に男の一溺死體を發見した。これが同類で、逮捕された男はジョージ・パトリッチと云ひ、警察の取調べに對し、左の如く恐るべき日枝丸爆破計畫を自供した。

死んだ男はラルフ・フォーサイトといふ男で、自分は數日前ヴァンクラーヴで彼と會ひ、一千ドル貰つて時計仕掛の爆弾で日枝丸をやつ、ける計畫に手を貸すことを頼まれた。我々二人は十九日夜波止場へ來て爆弾をスリッケースに入れ、それを鐵道の枕木に繋いで日枝丸の方へ泳いで行つたが途中でフォーサイトは見えなくなつた。

警察當局の調査の結果、爆破事件の背後に支那の魔手が動いてゐたことが分つた。この事件の取扱ひに於て米國政府が多分の好意を示したので、齋藤駐米大使は一月二十八日、廣田外相の訓令に依りハル國務長官に對し謝意を表した。

### (三) 米國の對支融資

日支事變に關する米國民間の輿論は甚だしく我が國に對し悪化してゐたが、政府としては前項記載の如く、成るべく事件に深入しない態度を執り、政府及び資本家が支那に對し積極的の援助を與へると云ふことはなかつた。然るに我が政府が「東亞の新秩序」建設を聲明して以來、米國政府の對日態度は從來に比し更に硬化し、第二十九章記載の如き對日通牒となつたが、民間資本家に於ても米國政府の支持を得て、具體的對支援助に乗り出すに至つた。



十二月十四日米國復興金融會社は、輸出入銀行に對し二千五百萬ドルの資金融通を行ふ旨發表したが、同十五日同社々長ジェツセ・ジエーンズ氏は

復興金融會社は、輸出入銀行に對し同銀行がニューヨークのユニヴァーサル・トレーディング・コーポレーションに對し二千五百萬ドルのクレジットを與へる權限を賦與した。右資金は、ユニヴァーサル社が支那に向けアメリカ農産物を輸出し、同時に支那より桐油を輸入するに要する資金に充てんとするものである。右融資は、中國銀行によつて元利拂ひを保證される筈で、期限は五ヶ年である。

と語つた。一方ダウ・ジョーンス通信の報ずるところによると、この交渉は過般來滯米中の蔣政權經濟使節團の努力になるもので、同使節は、右融資を、初め五千萬ドルとするやう要求したと言はれ、最後にその半分で折合つた譯である。なほ右融資は政府百腦部によつて暫定的に承認を得てをり、ルーズヴェルト大統領の最後の決定を待つのみであると云ふ。

又米國財務長官モルゲンソーは七月十四日、米支銀協定を更新する旨發表したが、更に同長官は十二月十九日同銀協定を無期限に延長する旨を發表し、日本に對する政治的ゼスチュアを試みた。即ち同長官は、十二月十九日新聞記者に對し「ニューヨーク聯邦準備銀行保管の蔣政權の金準備額を的確に發表するわけにはいかぬが、相當の多額に達してをり、これによる蔣政權側の米國からの輸入決済に餘裕があるので、銀協定を無期限に延長することにしたのである」と語り「事變進行中なるが故に斯の如き蔣政權に對する財政的援助は中立法に違反するのではないか」との質問に對して「日支何れも宣戰を布告してゐないので公式には日支間に戰爭が存在せぬ事になつてゐる」

と嘯いた。銀協定延長によつて、米國側は一方において法幣に對する援助即ち蔣政權に對する財政的援助を繼續すると共に、蔣政權側の軍需品購入を容易ならしめんとするものであつて、米國側の親蔣排日の表現である。モルゲンソーはユダヤ人で、豫て親支行動を以て知られた人である。

## 第十八章 獨逸大使及び軍事顧問の引揚

日支事變に對する獨逸政府の態度の一表現として、駐支獨逸大使トラウトマンが六月廿六日漢口出發歸國した。又支那政府に軍事顧問として傭聘されてゐた獨逸人二十數名も、ヒトラー總統の命令一下引揚げることに決定、フアルケンハウゼン將軍以下全部が七月五日漢口を離れた。軍事顧問の引揚げに對しては、蔣介石政府は百方手を盡して之を阻止せんと試みたが、遂に及ばず、結局諦めて盛大な送別會を開いて一行を送つた。

トラウトマン大使引揚げ後、獨逸政府は後任大使を任命せず「蔣政府を對手にせず」の態度を示した。六月二十七日紐育に達した漢口電報は、引揚げ問題に關し左の如く報じた。

ドイツ政府はドイツ人軍事顧問の引揚に關する蔣介石の態度が煮え切らぬのに業を煮やし、遂に漢口政權に對し強硬な申入れを行ふに至つた。トラウトマン大使の本國召還はドイツ政府の決意の表明に外ならず、同大使は直ちに飛行機で本國に急行し、後には參事官ラウテン・シユラーゲル博士が代理大使として事務を管掌することになつた。ドイツ政府の態度は頗る強硬で、蔣



介石が依然フオン・フアルケンハウゼン將軍以下各軍事顧問の引揚要求に應ぜず、ドイツ側の要求する二十八日漢口發の香港行國際列車で出發することを肯ぜぬ場合には、更に一層強硬な手段に懇へることならう。蔣介石は最後まで軍事顧問の引止めを廣心し、トラウトマン大使の送別會席上やうやく引揚に同意したといはれるが、出發の時期方法については遂に確答を與へなかつた由である。しかし支那側も遂に諦めたか、軍部要人連は何れも饒別を贈り、孔祥熙も送別會を催してゐるので、引揚は既に時間の問題と見られる。なほ軍事關係以外のドイツ人顧問六名はドイツ政府の訓令中にも引揚を指令されてゐないので、引揚は漢口に止まることとなつた。

## 第十九章 伊太利の對支態度

伊太利が我が國に對し全幅の支持を與へて居ることは顯著な事實で、殊に一九三七年十一月のブラッセル九國條約會議で、伊太利代表アルドロヴァンデイ・マレスコッチ伯が我が友國代表として孤軍奮闘、遂に同會議を無結果に終らしめたことは、我が國人の忘る能はざるところであるが、獨逸が駐支大使を引揚ぐることとなるや、伊太利も駐支コック大使に歸國を命じた。後任としてフランシスコ・デ・マルキオ侯が任命されたが、新大使は蔣政權に信任狀を捧呈せず、上海に滯留して新政權の出現を待つて居ると云ふことである。而して重慶に居る大使館員は蔣政權から虐待せられ、殆んど館務も執れない實狀であると云ふ。

## 第二十章 國際聯盟と支那事變

國際聯盟が支那事變に規約第十七條を適用するに至りたる結果、我が國が聯盟との協力を終止するに至れる経緯の詳細は次章に譲り、本章に於てはそれ以外に聯盟が如何に支那事變を取扱つたかを記載する。

### (一) 第百回理事會

第百回理事會は一月十七日開會の豫定であつたが、佛國政府の都合に依り、一月二十六日から開會せられ、議長にはイラン國代表が之に當つた。

支那代表顧維鈞は、秘密四國會談に於て規約第十六條の制裁實行を要求し、蘇聯代表の支持を得たが、英佛側が制裁の實行は事實上困難な旨を説き、これに反對したので、結局左記の如き漠然たる決議を以て満足することになつた。

右の交渉は理事會とは別に英、佛、蘇、支の四國會談に於て行はれたものであつたが、四國會談作成の決議案が二月一日の理事會に上提せらるゝや、ポーランド代表は理事會外に於て少數大國のみが勝手に決定した結果を理事會に押付けんとするが如き方法には同意し難しと述べ、棄權の意を明かにした。ペルー及びエクアドル代表もポーランド同様の異議を唱へ一波瀾を起したが、英、佛、蘇各代表は釋明慰撫に努め、結局二月二日の理事會に於て、



ポーランド及びベルギーの棄権を除き全會一致で、原案通り可決された。最後に顧維鈞は、決議案は不満足であるが、規約第十、十一及び十七條に基く支那政府の提訴が依然理事會に繫續するものとの了解の下に之を受諾する旨を述べた。

決議案の要旨は左の通りである。

理事會は、極東に於ける事態を考察したる後、理事會の前回會合以來支那に於て戰鬪行為が繼續せられ、且激化せられつゝあるを遺憾とし、支那國民政府に依り、國家の政治及經濟的再建のためなされたる努力、並に獲得せられたる結果に鑑み、前記事態の悪化を特に慨嘆し

「聯盟總會が千九百三十七年十月六日の決議に依り、支那に對し精神的支持を約し、且國際聯盟に對し支那の抵抗力を對むる性質の一切の行動を差控ふべきことを勸奨し、並に各個に支那に對して援助を爲し得る程度を検討すべきことを勸奨したることを想起し

「聯盟理事國中極東に特殊の利害關係を有する諸國に對し、同様に利害關係を有する他の列強と協議して、紛争の公正なる解決に寄與すべき適切なる手段に付き検討する一切の機會を逸せざらんことを期待す。

### (二) 第一百一回理事會

第一百一回理事會は五月九日開會せられたが、これに先立ち支那代表は對日決議上提の運動をはじめ、五月五日、九日及び十三日に日支事變に關し聯盟宛通告を發した。その要旨は左の通りである。右通告中に我が軍の毒瓦斯使用を誹謗したものがあつたので、帝國政府は五月十三日聲明を發し、其の虚構宣傳なることを事實に基いて立證し、同聲明はジュネーヴに於ても發表された。

五月五日附通告は、客年十月二十七日附通報以後に發生せる日本軍の非戰鬪員に對する無差別的爆撃、殺傷其の他暴行に付通報するものなりとて、客年十月二十八日より本年四月二十九日に至る四十數件を羅列して、之を總會、理事會及び諮問委員會に送付方を求めたものである。

右通告に列記せられたる事件の大部分は、爆撃に關するもので、所謂南京及び杭州に於ける暴行及び掠奪、山西及び山東に於ける虐殺並に十月末羅店に於ける毒瓦斯の使用等を挙げ、爆撃に關しては、パネー號及びレディバード號事件並に漢陽に於ける聯盟防疫班隔離病院の攻撃（四月二十九日）の外に、第三國人關係のものとして、蘇州に於ける宣教師の死（十二月十二日）、鄭州に於ける米國メツヂスト派附屬病院の破壊（二月十五日）、伊太利宣教師の死亡（三月八日）及び臨沂に於ける獨逸教會に命中等の事例を列舉し、支那人關係としては南昌の醫科大學及び病院の破壊並に長沙の湖南大學及び清華大學の破壊の外婦女等の死亡せる多くの事例を擧げて居る。

五月九日附通告は、日本軍が山東戰線に於て毒瓦斯を使用したと云ふもので要旨左の如くである。

山東に於ける日本軍は、最近屢々毒瓦斯を使用せるが、支那政府の得たる情報に依れば、日本軍は大規模なる毒瓦斯使用の準備を着々進め居り、四月十九日神戸出帆青島に向へるモトマ中將指揮の獨立機械部隊中の二個大隊は、化學戰の爲め特別に編成せられ居り、菊地少將部隊にも化學戰隊を包含し居るのみならず、同種の部隊は續々派遣せられつゝあり。毒瓦斯使用が現行國際條約のみならず、人道的考慮に反することは勿論であるから、本件通告を直ちに聯盟總會、理事會及び諮問委員會に送付し其の注意を喚起せられ度い。

五月十三日附通告は、十二日附廣東市長來電として、十二日、日本空軍が廣東の住居地域を爆撃し、婦女子を含む非戰鬪員を殺害せることを通報し、此の種爆撃を國際條約及び總會決議に違反せるものとして誹議したるものである。

右の覺書の提出を前提として、五月十日の理事會に於て顧維鈞は左記趣旨の演説を行った。



支那政府は聯盟諸國が聯盟の決議を實行せぬ爲め、茲に再び本件を提起せざるを得ぬ。客年十月の總會、本年一月の理事會の決議は、唯一の例外を除き、之を實施するものはないか、之は支那を失望させるのみならず、一般平和に有害である。

最近戦況は支那側に有利に展開し、日本陸軍は台兒莊に於て大敗北を喫した。其の結果日本軍は無差別的爆撃、非戦闘員に対する暴行殺戮等の手段に出で、最近は大規模の毒瓦斯使用の準備を進めて居る。此の點に付理事會に於て直ちに必要の措置を執られんことを希望する。日本の侵略行爲は一點の疑もなく、之に對し中立と言ふことはあり得ぬ。日本が非聯盟國であることは他國に於て行動を執らぬことの口實とはならぬ(規約第十七條に言及し)、支那の望む所は物質的援助と有効なる協力を得て、速かに侵略を終止させることである。従て規約の義務を履行したとて第三國に迷惑が及ぶことはない。極東の事態は歐洲にも波及するから支那は單に自國の爲めのみならず、第三國の爲めに戰つてゐると言へる。最近流行の所謂現實に立脚した政策の結果、日本軍は益々侵略の猛威を逞ふしつつある。日本の侵略を阻止し、聯盟の原則的勝利を齎らすため、理事會に於て規約を適用し、總會及理事會の決議を具體的に實施することを要望する。

五月十三日の理事會は秘密會を開いて、他の問題と共に、日支問題を取上げ、顧維鈞は規約第十七條の適用を希望したが、結局起草委員會を設け、決議案を審査せしむることになり、右起草委員會は同日午後より夜にかけて審議の結果、左の決議案を作成した。

第一部 聯盟國が總會理事會決議勸告を實効的ならしめるため最善を盡し、且右決議に基く支那の要請には眞剣な同情的考慮を拂ふやう要請する。支那が日本の侵略行爲に對し獨立、領土保全に努力しつゝあること並びに支那國民の困窮に對し同情の意を表する。

第二部 毒瓦斯の使用は國際法により禁止されて居り、その使用は世界文明の反對を受くべきものである、各國政府にして本件に關し情報を入手したる場合は聯盟に對し通報すべき旨要請する。

五月十四日公開理事會に於て、議長より右決議案を披露したるに對し、顧維鈞は立つて日本の侵略が尙ほ繼續してゐること、支那は自國の爲めのみならず世界の平和に對する義務を盡す爲め戦ひつつあること及び日本軍の毒瓦斯使用等十日の理事會で述べた所を繰返し、今回の決議は前回のものよりは幾分ましであるが、未だ充分でない、各國は對支財政援助、武器軍需品の供給輸送(事變前と同量の自由を與へられることを希望す)に付充分援助せられんことを希望すと述べた後、本件が理事會に依然として繼續するものとの了解の留保の下に、決議案に賛成することを明かにした。

續いて佛代表ボンネは支那國民の勇敢なることを賞讃した後、上海市の避難民收容地帯の設定及び防疫班派遣の例を引き、佛國は對支援助には過去に於ても出來得る限りの好意的考慮を加へたが、今後も同様である。毒瓦斯に關しては双方が斯る方法を廢止することを希望し、速かに公正なる解決に達せんことを望むと述べた。ハリファックス英外相は極めて簡単に、支那に對する同情、支那の要求を好意的に顧慮すると述べ、毒瓦斯に關する支那側の陳述は事實無根であることを希望すると言つた。波蘭代表は、曾て總會及び理事會に於て波蘭が執つた態度を變更する理由がないので、前回同様棄權すると述べた。但し毒瓦斯の點は、何人も承認する一般原則の闡明であるから、具體的問題の判定に觸れることがなければ賛成すると述べた。

スリットツ蘇代表は、決議中に更に具體的に確然たる對支援助の事項を包含させたら尙ほ良いが、兎も角支那の正當な要求に一應満足を與へるものであるから賛成すると簡単に述べた。他に發言なく、決議第一部に對する波蘭



の棄權を除き全會一致で採擇せられた。

かくて第百一回理事會は五月十四日終了した。

(三) 第百二回理事會及び第十九回總會

第百二回理事會は九月九日より、第十九回總會は九月十二日より開催せられたが、これより先國際聯盟支那代表胡世澤は七月二十六日附を以て、聯盟事務總長に對し、黄河治水工事の立案及び監督に、聯盟自ら當られたき旨を申出た。この手紙は簡單なもので、黄河の決潰に依り、支那國民が大なる被害を受け、困難に陥れる旨を記載せるも、流石に日本軍が決潰したとは書いて居らない。又技術者派遣費の一部及び支那人補助者の給料は支那側に於て負擔すると述べて居る。

右要請は八月一日より開催の交通委員會に附議せられたが、其の後審議の進められた模様はない。

胡世澤は又八月五日、八月二十四日及び九月五日附を以て、日本軍が毒瓦斯を使用して居る旨を通告した。

八月五日の通牒は英人醫師タルボットの署名せる報告書を添附せるが、右に依れば、九江下流の揚子江戦線に於ける七月二日より五日迄の戦争に於て、日本軍がマスタードガス又はクロラインを使用した證據があると云ふのである。

八月二十四日の通牒は、江西省瑞昌附近に於て、八月二十二日朝日本軍が大量の毒瓦斯を使用し、二大隊の支那兵が、僅か數人を除き、全滅した、瓦斯の種類は窒息瓦斯と信ぜられると云ふのである。

又九月五日の通牒は比較的長文のもので、前記二回の通牒に掲げたるものの外、更に多數の例を挙げ日本軍が毒

瓦斯を使用したことを立證せんと試みたものである。

支那がこの種類の通牒を發するのは、次の理事會又は總會に於て、何か問題を起さうと云ふ準備工作と見るべきである。果して支那代表顧維鈞は九月十一日、本國政府の訓令に基き、理事會が、日支問題に規約第十七條を適用せんことを要求する通告を事務總長に提出した。其の結果我が國が、聯盟の諸機關より脱退するに至つた経緯の詳細は、「我が國の對國際聯盟協力終止」の項に記載の通りである。

規約第十七條を適用することは九月十九日の理事會に於て決定せられたのであるが、顧維鈞は九月十六日の總會に於て、同條の適用を要望し、且つ日本軍の毒瓦斯使用を誹謗せる左記要旨の演説を行つた。

昨年十月の聯盟總會の決議及び同十一月の九ヶ國條約會議の宣言に拘らず、日本の侵略は引續き行はれた。日本軍のとれる戦争手段中空爆及び毒瓦斯攻撃は最も非人道的のものである。日本軍の毒瓦斯攻撃に就ては前回の理事會に於て既に注意を喚起したが、右理事會の決議に拘らず日本軍は最近特に揚子江沿岸に於て毒瓦斯攻撃を行ひ、ために屢々一大隊、一聯隊の支那軍が全滅した。日本軍の不羈の行動は第三國人の正當なる權益をも侵害して居る。斯かる事實に對し聯盟は何をしたか。僅かに三班の防疫班を支那に派遣せる外何等なす所なく、決議のすべては空文と化した。吾人は支那政府の名に於て聯盟が至急左記の措置を採ることを要求する。

一、直ちに規約第十七條を適用すること

一、總會及び理事會の各種決議を實行し、侵略國に對する武器、彈藥、飛行機及びその他戰時工業に必要な原料品を禁輸し、且信用の供與を拒絶し、他方支那に對し財政上の援助を與ふること

一、聯盟は日本に對し、毒瓦斯の使用並に無防衛都市及び市民に對する無制限空爆を禁止するに適當なる手段を探ること。この



爲めに有効なる手段としては、中立のオウザーヴァを派遣し、戦線に於ける實情を調査し且聯盟に報告せしむること  
我が國に對し規約第十六條を適用し得ることを決定した九月三十日の理事會は、同時に毒瓦斯使用問題に關する  
左記要旨の決議を採擇した。

一九三八年五月十四日採擇の決議は、毒瓦斯の使用は國際法の禁止するところにして、文明世界の非難するところなることを  
聲明し、之が使用に關し情報を得たる政府は之を聯盟に通報せられんことを要請せり。

支那代表は本件に關し屢次の通告を行ひ、中立國人より成る調査委員を組織し、之を支那に派遣して毒瓦斯使用状況を調査せ  
しむべしと要求せり。

依つて理事會は支那に代表者を有する諸國が支那に於ける毒瓦斯使用の調査を行ひ、その報告を提出せられんことを要請す。  
右決議採擇に當り英國代表は、日本軍の毒瓦斯使用に關し、英國政府の入手せる情報は曖昧且つ不完全なるに付  
き、本件に關してはその態度を留保するも、調査の第一階段として決議案の趣旨に賛成すると述べた。

## 第二十一章 我が國の對國際聯盟協力終止

### (一) 規約第十七條に依る招請

九月三十日聯盟理事會が制裁條項の對日變動に關する報告を採擇せる結果、帝國政府に於ては聯盟との協力關係  
持續を不可と認め、茲に國際労働機關及び國際司法裁判所を含む聯盟諸機關との協力を終止するに至つた。

支那事變勃發以來支那側は聯盟利用に腐心し、既に昭和十二年九月十二日之に提訴した。茲に於て理事會は滿洲  
事變の際設置せられた極東諮問委員會に事件を附託し、我が方に對しても参加を招請し來つたが、帝國政府は問題  
の解決は日支間に於て爲さるべきであると、聯盟の政治的事業には協力せざる從來の方針より、之を拒絶したので  
ある。當時開會中の總會に於ては先づ日本軍の空爆誹謗決議が採擇せられ、次で十月六日に至り、帝國の態度を以  
つて不戰條約及び九國條約違反なりとし、被侵略者たる支那に精神的支持及び援助を與ふべしとの決議の成立を見  
た。此の十月六日の總會決議は其の後の諸決議の基礎をなせるものであつて、今回の規約第十六條適用に關する理  
事會報告も、支那に於ける日本軍の軍事行動を不法と認定せる右決議を前提としてあるのである。又右決議中に於  
て、九國條約國會議をブラッセルに開催することが定められ、同會議は、結局聯盟外のものとして十一月白國政府  
に依り召集せられたが、帝國政府は、我が方に對し非友誼的決議の結果召集せらるることゝなれる會議に有効なる  
解決を期待し得ずとして、招請受諾を拒絶した。以上聯盟及びブラッセル會議の経過に付ては「昭和十二年の國際  
情勢」中に詳細記述した。其の後一九三八年一月及び五月の理事會に於ても、日支問題が上程せられ、前記總會決  
議の趣旨を繰返せる決議が採擇せられた。五月の理事會決議中には、日本軍に依る毒瓦斯使用の事實ありとせば、  
右は國際道義に反すとの趣旨が附加せられた。

叙上の如く一九三八年秋以前にありては、聯盟は積極的に支那援助に乗出すことはなかつた。尤も支那に於ける  
悪疫の流行に鑑み、防疫班三班を派遣したことはあつたが、支那側の期待に添ふには遙に懸隔があつた。然し乍ら  
支那側は目的を同じうする蘇聯と結び、凡ゆる機會を逸せず反日氣勢を煽り、其の結果各種専門委員會席上にも



其の本来の使命を逸脱して、政治的論議が試みられ、就中五月の阿片諮問委員会の如き、我が方の協力繼續の最早困難となれるを思はしむる形勢であつた。又労働機關に於ても、六月の第二十四回總會開催に際して、支那代表は各國の労働者側代表と結託し、兩三回に亘り帝國誹謗、支那援助の決議を通過せしめんと策動したが、事務局及び帝國代表部の努力に依り、決議案上程には至らなかつた。

九月の第十九回總會及び第二百二回理事會を控えて、支那代表部は、此度こそは何等か聯盟より具體的援助を取付けんと、事前工作に頻に暗躍した模様で、九月十一日には遂に規約第十七條を援用して理事會に提訴した。そこで理事會は九月十九日右提訴を審議した結果、同條第一項に基き、我が國に對し勸誘を求めて來たが、帝國政府としてはかゝる不當の干渉を甘受すべき筋合に非ざるを以て、斷然右招請を拒絶した。

九月十一日顧維鈞主席代表より聯盟事務總長アヴノール宛提出した提訴通牒は左の通りである。

將に一年前の一九三七年九月二日子は貴下に對し、日本の對支侵略を通告し、同時に理事會に對して、日本の侵略によつて生起した重大なる事態に即應するため必要な措置を講ぜられるやう要請した。この要請に基き、聯盟並にその附屬機關は、數個の決議を採擇したが、之等の決議は何れも充分なる効果を發揮し得なかつた。一方今から十四ヶ月前に開始された日本の戰爭行爲は、いよいよ重大性と野蠻性を増大するばかりである。支那政府は極東に於ける現在の事態に對して、即刻規約第十七條を援用する事が聯盟の利益であり、同時に又一般的な平和の目的に對しても利益を齎らすものである事を確信するものである。よつて予は本國政府の訓令に基き、理事會に對して、規約第十七條の即時援用を要請する。右第十七條は理事會が現在までその援用を躊躇し來つたものであるが、支那政府は現在の事態下に於ては、聯盟の有效なる行動に便する最も適切なる手段と思ふのである。

帝國政府宛九月十九日附アヴノール事務總長の招請狀は左の通りである。

聯盟國と非聯盟國との間の紛争に關する規約第十七條の規定を日支紛争に適用すべしとの支那政府の正式要請に基き、理事會は日本帝國政府に對し、右第十七條第一項に規定せらるる招請を發するの光榮を有す。尤も招請が受諾せらるる場合、日本國は第十七條に依る紛争の處理に關し聯盟國と同一の權利を有するものとす。

理事會は成るべく速かに日本帝國政府の回答に接せんことを希望す。

右に對する九月二十二日附帝國政府の回答は左の通りである。これは外務大臣宇垣一成より國際聯盟事務總長アヴノール宛に發送せられた。

一九三八年九月十九日附貴電を以て通達ありたる國際聯盟理事會の帝國政府に對する規約第十七條第一項に基く招請を接受せり。帝國政府は國際聯盟規約の豫見するが如き方法に依り、今次日支紛争の公正妥當なる解決を見出し得ざるべきを固く信ずるものにして、右帝國政府の方針は已に屢々之を明かにしたるが、今回理事會の招請も亦右の理由に依り遺憾ながら之を受理するを得ざる旨回答するの光榮を有す。

### (二) 規約第十六條の適用決定

當時歐洲に於ては、チエコ問題を廻り國際關係極度に緊張し、在壽府各國代表部も之がため異常の衝擊を受け、諸國外相中急遽歸國する者少からず、極東の事態は閑却せられてゐた際として、聯盟は支那の提訴を無視するのたゞいかと觀測せられて居たのに、至極簡単に之を取上げ、非聯盟國たる日本に規約所定の手續受諾を勸誘して來たことは、稍や意外の感を與へた。規約の運用上招請拒絶があれば、必然に制裁が問題とされるのであつて、此の頃より我が國に於ては早くも官邊の意嚮として、若し對日制裁の擧に出づる聯盟國あらば、帝國としても斷乎たる報復



措置を執る覺悟ある旨が傳へられた。帝國の拒絶回答に接せる聯盟理事會は規約等十七條第三項に依り、第十六條の制裁條項適用を審議した結果、前年の極東諮問委員會報告及び右に基く總會決議が既に戰爭狀態の存在を前提とし居る點を指摘し、帝國の拒絶に依り第十六條は適用し得るものなることを認め、但し之は聯盟各國の自由とするの議長報告を九月三十日採擇した。其の全文は左の通りである。

- 一、千九百卅七年十月六日、總會に依り採擇せられたる極東問題諮問委員會の報告は「日本が支那に對し陸上、海上及び空中より加へつゝある軍事行動は現存法律文書又は自衛權の何れに依るも是認せらるゝを得ず、又右は千九百廿二年二月六日の九國條約及び千九百廿八年八月廿七日のバリ協定に基く日本の義務に違反す」と述べ居れり。
- 二、規約第十七條第一項により紛争解決のため聯盟國の負ふべき義務を受諾せんことを勸誘せられたる日本政府は右勸誘を拒絶したり。
- 三、確立せる慣行に依れば特定の場合に第十六條及び第十七條第三項の適用に必要な條件が充たされたりや否やを鑑識するは原則として聯盟國の爲すところなれども、現に理事會に付議せられたる本件の場合に於ては、日本が支那に於て爲しつゝある軍事行動は既に上述の如く總會に依り不法と認定せられ居り、而して右總會の認定は完全に其の効力を保有す。
- 四、日本に對し發せられたる勸誘を日本は拒絶したるに鑑み第十七條第三項に依り第十六條の規定は現狀に於て適用せられ得べく、從つて聯盟國は前記認定の基礎の上に從前の如く行動し得るのみならず尙個別的に第十六條に規定せらるゝ措置を執ることを得。
- 五、前記措置の實施に於ける統制行爲に關しては、過去の經驗に徴し、必要なる總ての協力の要素未だ確保せられ居らざること明白なり。

六、總會は千九百卅七年十月六日の決議に依り、支那に對し精神的援助を約束し、聯盟國が「支那の抵抗力を弱め依て現在の紛争に於ける支那の困難を増大せしむる効果を有すべき虞ある一切の行動を差控ふべく且つ個別的に支那に援助を爲し得る程度を考慮すべき」ことを勸奨したり。

理事會は千九百卅八年五月十四日時に右決議に言及し、聯盟國に對し「總會及び理事會の從前の決議に包含せられたる勸告を効果あらしむるため、その最善を盡すべきこと並に前記諸決議に従ひ支那政府より受くることあるべき要請に對し、眞剣且つ同情的なる考慮を拂はんこと」を眞摯に慫慂したり。

七、諸政府に依り執られたる又は執らるゝことあるべき措置の統制は未だ考慮するを得ざれども、右にも拘らず支那が侵略者に對する其の勇敢なる闘争に當り、他の聯盟國の同情と援助を受くる權利を有するの事實は存在す。世界の他の部分に於て重大なる國際危局發展したりと雖も、聯盟國は支那民衆の苦惱を忘るゝことも將又支那の抵抗を弱むる虞ある何事をも爲すべからざる義務又は個別的に支那に援助を爲し得る程度を考慮すべき約束を忘るゝことを得ず。

### (三) 聯盟諸機關との協力終止

我が國は曩に滿洲事變に關聯し、昭和八年三月二十七日聯盟脫退を通告したが、昭和十年三月聯盟國たることを完全に終止した後に於ても、國際平和の増進と世界文化の發達に貢獻せんが爲め、聯盟の平和的、人道的乃至技術的の事業に對しては、進んで協力を繼續して來た。協力關係の具體的内容を示せば左の如くである(括弧内は協力終止當時の代表又は委員である)。

#### 一、聯盟本體

(イ)政府代表を列せしめ居たるもの——常設委任統治委員會(宇佐美總領事)、阿片諮問委員會(天羽公使)、社會問題諮問委員

#### 第二十一章 我が國の對國際聯盟協力終止



會(宇佐美總領事)

(ロ)個人的資格に依る邦人委員の任命せられ居たるもの——常設委任統治委員會(鮭延信造)、學藝協力委員會(姉崎正治)、阿片中央委員會(草間志亨、但し同委員會は一九二五年第二阿片會議條約に依り設立せられたもので、純然たる聯盟機關とは謂へぬが委員は理事會に依り任命せられ其の點に於て他の委員會と異なる處がない)、經濟委員會(首藤安人)、保健委員會(編見三三、但し準委員)

(ハ)本邦の参加せる機關——新嘉坡東洋傳染病情報局

二、國際労働機關

三、常設國際司法裁判所

四、聯盟主催の特殊國際會議即ち一般軍縮會議及び世界經濟會議、但し前者は形式上存続するも事實上休止状態に在り、後者は昭和八年開催せられたが名義上閉會せられてゐない。

更に人的關係としては、聯盟職員として勤務中のものに聯盟事務局政治部原田事務官、東洋傳染病情報局大内次長、國際労働機關職員四名、在東京國際聯盟通信員及び國際労働事務局支局長各一名、學藝協力國際事務局職員一名(但し同事務局は聯盟の準機關)あり、常設國際司法裁判所には長岡判事が在職中であつた。

今次支那事變發生以來、前述の如く、支那側は聯盟を利用して我が方牽制の手段に用ひんとし、蘇聯亦之に呼應して公然帝國の對支行動を誹議し、聯盟は恰も支蘇側の宣傳機關たる觀を呈し、其の結果屢々帝國に對し非友誼的な決議成立を見たのであつた。九月三十日理事會採擇の報告は、規約第十六條所定の制裁適用を義務的とせず、之を各國の任意に委せたが、猶帝國の行動に對し制裁を加へ得べきものなりとの認定を下したもので、帝國政府は斯

る決定あるにも拘らず依然協力關係を續くることは不可能であるとして、十月十四日協力の終止並に其の態様に付閣議決定、御裁可を上奏した。而て本件は、労働機關よりの離脱を含む重要案件として、樞密院に御諮詢あり、樞密院に於ては、十月二十七日審査委員會を開き、十一月二日日本會議に於て、本件政府の措置を可決し、直ちに御裁可あり、同日附在壽府天羽國際會議帝國事務局長より聯盟事務總長宛左の通告文を發した。

本官は帝國政府の訓令に依り、九月卅日國際聯盟理事會が聯盟規約第十七條第三項に基き第十六條の規定は帝國に適用せられ得べしとする報告を採擇したる結果、新たに帝國と國際聯盟との間に發生したる事態に鑑み、帝國は國際聯盟退後繼續し來れる帝國の聯盟諸機關に對する協力を終止することに決定したる旨、下に通告するの光榮を有す。

十一月二日外務省に於ては情報部長談として左の聲明を發し、同時に厚生省に於ても、労働機關との絶縁に關し左の如くその態度を表明した。

情報部長談 一、昨年支那事變發生し九月十二日支那側が之を聯盟に提訴して以來總會及び理事會は帝國の對支行動を九國條約及び不戰條約違反と認定し支那に對する精神的援助を約すると共に聯盟國に對し個別的に對支援助を勸奨し又我軍の無防備都市空爆や毒ガス使用を云々し帝國を非議する諸決議を採擇したが、今秋の理事會は更に支那側の要求を容れ規約第十七條を支那事變に適用、遂に九月卅日同條第三項に依り各聯盟國は帝國に對し規約第十六條所定の制裁措置を個別的に執り得との報告を採擇するに至つた。抑最近聯盟の活動を見るに其の創立時代の理想と離れ少數列國暗躍の温床となつたことは同様に、且今回自己の無力に目を蔽ひ帝國に對し聯盟創立以來最初の非聯盟國に對する制裁條項の適用を敢てするに至つたことは正に帝國に對する不當干渉たるのみならず又惡意ある策謀と認めざるを得ない。斯の如き聯盟の實體並に對日態度に鑑み政府は茲に聯盟諸機關との現存協力關係を終始する方針を決定し今回御裁可を経て二日附その旨天羽國際會議帝國事務局長より聯盟事務



總長へ通達せしめた。

一、昭和八年三月帝國が聯盟脱退の通告をなせる際長くも御詔書を漢譯せられ帝國の嚮ふ所を御指示あり、爾來政府は聖旨を奉體し聯盟脱退後も聯盟の平和人道的諸事業に参加して來たのであるが不幸今回の聯盟決議の結果帝國は向後之等の協力を終止することと爲つた。然し之は聯盟なる機關を通じ行はるゝ國際事業に對する参加が終止されたことを意味するに過ぎないので前御詔書の教旨は炳として存し帝國政府は之を奉體して平和各般の企圖は向後共協力して渝るなく、尙依然として人類の安寧福祉を目的とする國際事業に參與協力するに努むるであらう。

**厚生省労働局發表**　國際聯盟が著しく政治的性質を帯ぶるに反し、労働機關の事業は平和的人道的性質を有するものであるから、帝國は昭和八年に聯盟を脱退したにも拘らず、労働機關とは依然協力を繼續して來たのである。しかるに今回帝國と聯盟とは全面的に對立關係に立つに至つたので、政府は聯盟所屬諸機關との協力關係を終止することに決定し、従つて聯盟と不可分關係にある労働機關についても協力を繼續し得ざるに至つたのである。

國際労働機關との協力關係は今日以後終止するわけであるが、現下の時局に處して、國家生産力の擴充強化のため、労働力を維持培養すると共に、國民福祉の増進を圖ることは極めて喫緊の要務であるから、今後勞務各般對策を樹立實施するにつき、一層努力を致さねばならぬと考へてゐる。

なほ労働問題は思想問題その他との關係において、國際的影響を持つものであるから、協力の終止後に於いても、その國際的趨勢を常に注意する必要があることは勿論である。

協力終止通告に次いで、我が政府に於ては、天羽公使及び宇佐美總領事の政府代表の資格を免じ、任期満了直前の姉崎博士を除く他の委員は全部個々に辭任の手續を執つた。聯盟の職員たる身分を有するものに關しては、政府としては何等命令はしなかつたが、其中原田事務官及び大内次長は自發的に辭表を提出した。

國際司法裁判所規程には脱退規定無く、之より脱退し得るや否やに付ては説が分れてゐるので、根本論には觸れず、釀出金の支拂を停止し、後任判事を出さぬ方法に依り、事實上協力を終止することとされた。もう一つ注意を要すべきは委任統治であつて、曩に聯盟脱退當時も、脱退に依り委任統治に關する限り何等影響を受くるものに非ずとの見解をとり、爾來其の方針を踏襲し、規約第二十二條及び委任統治條項を遵守し來つたのであり、又南洋群島に於ける統治權の行使に付ては一九二二年の日米條約に依り、聯合國たる米國の同意を経居る事情もあり、委任統治地域の地位には變更なく、帝國政府としては單に委任統治委員會に政府代表を出さず、従つて之と協力せずとの立場を執ることとなつた。

## 第二十二章　パネー號事件の賠償支拂

一九三七年十二月十二日南京攻略の際起つたパネー號事件に付ては、我が方より早速陳謝の意を申入れ、米國側に於てもかゝる偶發事件のため兩國々交に悪影響を及ぼすことを好まず、事件の解決を急ぎ、同月二十六日我が申入れを了承せる旨回答し來り、茲に同事件は早くも解決を見たが、尙ほ賠償金の支拂ひが残つてゐた。

本年三月二十一日米國政府は二百二十一萬餘弗の賠償金を要求し、尙ほ右金額は財産に對する實際損害及び死傷事件に對する穩當なる見積りにして、何等懲罰的損害要償額を含まざる旨を申添へて來たが、之には明細書が附い



てゐなかつたので、我が方より明細書の提示方を要求し、四月九日その提示があつたので、四月二十二日我が方は要求額全部を支拂ひ、茲に同事件は全く解決を告げた。米國政府が最初の要求に明細書の添附を略したことは何の意味もなかつた如くで、米國新聞紙中には政府當局の呑氣さ加減を揶揄したものあり、一種朗かな話題を投じたに過ぎなかつた。我が外務省は本件解決に付き、四月二十二日左の通り發表した。

わが海軍飛行機による米艦パネー號爆沈事件に關しては、舊蹟中彼我の間における屢次の折衝並に書面往復により、損害賠償問題を後日に殘し、一段落を見た次第であるが、右損害賠償方に關し、在京米國大使より三月廿一日付公文を以て、(一)本件財産損害額百九十四萬五千六百七十ドル一セント及び(二)死傷關係賠償金額廿六萬八千三百卅七ドル卅五セント、合計二百廿一萬四千七百卅六セントとなることを通報して來た。よつて當省においては、關係各省筋と協議したが、經理の都合上前記賠償要求の内譯明詳表を要求することとし、在京米國大使館に對し申込をなしておいたところ、四月九日大要左の如き明細表を送付越した。よつて帝國政府においては、所要の手續を了し、四月廿二日午後五時外務省において、吉澤アメリカ局長より、米國大使館參事官ドウマン氏に對し、前記總額のハル國務長官宛小切手を手交し、こゝに本件は圓滿解決を見るに至つた。

- パネー號事件損害額明細書(米ドルにて計上)
- 一、【財産損害】(海軍省關係) パネー號損害四十五萬五千七百廿七ドル八十七セント、同艦裝備、軍需品など損害九萬七千七百六十六ドル四十八セント、(乗組員身廻品) 四萬二千六十三ドル、合計五十九萬三千七百五十七ドル卅五セント
  - 二、【郵務省關係】(郵便切手資金および補給品) 七十四ドル廿七セント
  - 三、【國務省關係】(大使館員身廻品) 六千四百ドル八十セント
  - 四、【スタンダードヴァキューム石油會社關係】(千トン前後の船舶三隻及び小型船二隻の沈没及び他の二隻の損害に對する賠償

その他の損害) 合計百廿八萬七千九百四十二ドル

- 五、【海軍、大使館乃至スタンダードヴァキューム石油會社の職員以外の米國人十三名の私有物】 五萬七千四百九十五ドル五十九セントにして、右(一)乃至(五)の全財産損害總計百九十四萬五千六百七十ドル一セント
  - 六、【死傷關係賠償額】(パネー號乗組員二名及びメイピン號船長計三名死亡並にパネー號及びその他船舶乗船者七十四名負傷に對する賠償) 總額廿六萬八千三百卅七ドル卅五セント
- 以上の總計二百廿一萬四千七百卅六セント

## 第二十三章 米國領事アリソン毆打事件

一九三八年一月二十六日南京に於て米國領事毆打事件が起り、在京グルー米國大使より同二十九日我が外務省に抗議を提出して來たが、外務省では調査の結果、一月三十日堀内次官よりグルー大使に對し、遺憾と陳謝の意を表明し、同大使は二月一日、米國政府は帝國政府の回答を了承した旨を述べ、茲に事件は解決した。右に關する軍當局談及び情報部長談は左の通りである。

軍當局談 (一月二十七日) 二十六日南京駐劄米國領事アリソン氏は某捜査事件調査のため我憲兵と同行し一支那人住宅に赴きたる所、同所は偶々我軍一小隊駐屯警備しあり、アリソン氏は同中隊長の制止するを聽くことなく無理に家屋内に進入せんとしたため一伍長のためアリソン氏及び同行の米人一名は毆打せられたり(負傷なし)、右に關しアリソン氏はこれを日本總領事館



に抗議し來り日本軍の陳謝を期待する旨述べたるを以て大隊長は憲兵と共に事實の徹底的調査をなすと共に毆打事件のみに關し取敢へず參謀を派遣し陳謝の意を表したり。これアリソン氏が日本軍に恰も檢察官的不遜の態度を以てその領事たるの職分を超越し事毎に日本軍の非を鳴らすが如き態度に出たのに基因するものにして軍の頗る遺憾とするところなり。軍は將來に亘りこの種事件の未然防止に關して萬全の注意を拂ふと共に事件の性質上地方的問題として解決すべき方針なるも、將來外國人にして日本軍の警備區域に立入らんとするものは、好く日本軍の軍律とその戰勝軍たるの威信を尊重し、事前通告を完全にし通譯を帶同し事件の防止に關し最も慎重且つ密接に我軍に協力せられんことを望む。

情報部長談 (二月三十一日) 一月二十九日午後六時半駐日グルー米國大使は堀内外務次官を來訪口頭をもつて、在南京アリソン米國領事に關する米國側の報告に基く實情を詳細説明したる後、米國政府は日本政府より適當なる遺憾の意の表明並に關係者處罰に對する十分の措置を執るべき旨の保證を期待する旨を申入ありたり。卅日午後十時堀内次官はグルー米國大使の來訪を求め本件に關する帝國政府の意向として左の點を以て回答せり。

- 一、事情の如何は別として日本兵がアリソン領事を毆打したることは誠に不幸なる出來事にして、現地でも既に本郷參謀より軍司令官の名において本件發生に對し遺憾と陳謝とを表明せる次第にして、アリソン氏はこれを受入れたる趣なるが、帝國政府としてもこゝに本件に對し衷心遺憾の意を表明す。
- 二、帝國政府としては本件の重大性に鑑み關係者の處罰につき嚴重調査の上十分の措置を執るべきを保證す。
- 三、この種事件發生の場合關係者の言分は銘々相違することあり勝にして、本件についても米國側報告と日本側報告との間には相當の不一致あるにも鑑み、真相の究明は今後の調査に俟つべく、調査の實施はこれを後日に留保することとしたし。

## 第二十四章 米國の權益擁護に關する日米交渉

一九三八年一月十日に發表されたハル國務長官より上院議長カーナー副大統領あて一月八日附書面に依ると、支那在米米國人數は約六千人で、米國人の對支投資額は二億四千二百萬弗と推算されると言ふ。

日本軍の支那に於ける作戰行動中、これ等米國人の權益が誤つて侵害を受けることのあるは已むを得ないところと思はれる。殊に南京陥落の際の如き混亂状態に於ては然りである。

南京在米米人の被害狀況に付き一九三八年一月八日米國國務省は「南京に最後まで踏み止つてみた米國人十七名は何れも無事なことが判明した。但し米人の所有財産は殆ど掠奪の厄に遭つてゐないものはなかつた。」と發表したが、その後同月十七日駐日グルー大使を通じ、我が軍の南京、杭州其の他の地點に於ける作戰行動中、米國權益を無視し、又は米國々旗に對し不當の行爲があつたといふので抗議を提出して來た。

右に對し帝國政府は二月十二日附を以て、我が方に於ては外國人權益尊重に付嚴重注意せる旨を左の通り回答した。尙ほ客年十二月二十四日附の書翰は「昭和十二年の國際情勢」第四二三頁に掲げられてある。

回答の内容 (全文) 以書翰啓上致候陳者一月十七日附貴翰第八六六號を以て南京、杭州及其他の地點に於ける最近の軍事行動中日本軍に於て米國權益を侵害せる事件發生せる趣を以て御申越相成たる次第閣下悉致候、帝國政府が既に種々の機會に於て



聲明したる通り支那に在る米國並に第三國の權益財産を出來所限り尊重保護すべきことは其堅持せる根本方針なる處、更に舊  
釀發生したる不幸なる事件に鑑み出先官憲に對して一層切實なる注意を加ふべき旨重ねて嚴命を發したる次第に付ては客年十二  
月廿四日附摺輪に依り御承知の通に有之候、然るにも不拘、前記貴輪を以て其後に尙不祥事件發生せる趣御申越に接したるは帝  
國政府として誠に遺憾に堪へざる處なるを以て、即刻出先官憲に對し之が徹底的調査を命じたる結果、今日迄に判明したる状況  
左の通に有之候

南京に於ては最近迄前線部隊の頻繁なる移動、人員の入れ換へ及敗殘支那兵、支那人不逞分子の掃蕩等の爲め外國權益の保護  
並に警備に當つる兵力の不足を來せること等の事情に依り取締充分ならざりしに起因するものと認めらるゝ案件有之たるに付、  
前記帝國政府の訓令を更に出先官憲に徹底せしむるが爲め一月十五日附及同月廿日附を以て重ねて嚴重訓令を發出すると共に  
現地に於ては夫々出來得る限り事實を闡明したる上、軍律に照し當該行爲者の處置を行ひ損害の復舊に努めしめつゝある等、帝  
國政府殊に軍最高部に於ては非常なる關心を以て本件處理に當り居る次第に有之候、尙個々の事件に付ては更に徹底的調査を要  
するものもあるに付現地に在る外務官憲、陸軍官憲共に相協力して鋭意真相の究明に努め判明するに從て被害の匡救に關しては  
出來得る限り現地において之を解決するの方針を執り、之が爲には在内地貴國官憲とも密接なる連絡を保ち居るを以て之等の事  
情に付ては既に貴方においても御承知の儀と存候

杭州に關しては客年十二月廿二日帝國軍隊之を占據したる際後方よりの補給は一時斷絶し現地に於て食糧を求むるの必要に迫  
られ剩へ住民逃避の結果徵發を行ふの已むなき情勢にありたるも、帝國軍隊に於ては杭州入城前第三國權益の保護に關し各部隊  
に嚴重なる指示を與ふると共に入城に際しても憲兵を第三國人所有家屋に派遣し布告を貼布し之が保護に付萬全の處置を執りた  
る次第なるが、當時の戦況上一部食糧の徵發は夜間に之を行ふの餘儀なかりし爲、國旗布告等を認知し得ず且つ第三國人所有家  
屋は支那人所有家屋と混在し、更に當該家屋内に所有主現住せざりし等の事情に依り徵發部隊の一部が之等に關する認知を誤り

たることは或は有り得たるやも恐れざる狀況なりしに加へて、當時支那人賤民等が混亂に乗じ掠奪破壞等を恣にする多數の事例  
もあり、事實を確知するに困難なりしことは容易に御想像相成儀と被存候、斯の如き狀況に於て假令杭州に於ける日本軍が過誤  
に基き第三國人所有家屋に進入したる事實ありたりとするも是全く作戦上必要なる食糧の徵發又は敗殘兵の搜索等を目的とした  
るものにして、軍官憲に於て嚴密なる調査を行ひたる結果は食料品の徵發はありたるも其以外の物品を搬出したるが如き事實は  
之を認め得ざりし次第に有之候

なほ貴輪中米國政府は日本兵に於て米國國旗に對し不穩當の行爲ありたるやの通報に接せられたる趣を以て抗議の次第ある處  
若し斯る事實ありたるとすれば甚だ遺憾とする所なるを以て在上海、南京等の貴國官憲より具體的事例の提示を求め我方出先に  
おいて徹底的調査に努力しつゝありたる次第なるが、客年十二月十三日日本兵が無湖に於て米國病院ジエネラル・ホスピタル所  
屬支那船より米國國旗を引御し揚子江に投じたりと傳へられたる件に付ては、當時同方面に在りたる當該部隊に付調査を遂げた  
る結果、日本兵中には此種事件に關與し又は之を承知せる者なく、一方右病院關係の米國人側に於ても當時の狀況より一應日本  
兵の所爲と想像したるも米國國旗の投棄等の事實を現認したる次第に非ずと語りたる趣にて、右に關しては既に在上海帝國總領  
事より米國總領事に通報せるを以て御承知の事と存候、尙其他の地點に於ても鋭意慎重調査中なるも今日迄確證無之次第に有之  
候、帝國政府としては今後共米國國旗に對する尊重の念を一層各部隊に徹底せしむべく、特に右目的を以て訓令を各部隊に傳達  
せしめ之が徹底を期し居る次第に有之候

敝上の如き事情に鑑み帝國政府は此種事件の再發防止に付き一層有效適切なる具體的方法にして至急實施し得べきものに付鋭  
意攻究中にして、既に實施中なる諸措置の勵行を傳達する一方、不取敢(一)軍中央部より高級將校を現地に派遣し敝上屢次の命  
令の徹底を計り(二)現地主要各地に外國權益事項處理の爲め新に專任武官を配置すること、し既に一部之が實現を見たる外(三)  
軍憲兵の増加配置を企圖する等最善の努力を竭し居る次第に付ては右の次第貴國政府に御傳達相成度此段回答申進旁本大臣は茲



に重ねて閣下に向つて敬意を表し候 敬具

## 第二十五章 占據地内英米人財産返還問題

戰爭中諸外國人は戰爭區域から一時立退いたが、戰爭が終り、地方の治安が回復するにつれ、復歸を希望する者が次第に増加した。然し我が方としては、戰爭は終つても、治安の維持は容易でなく、占據區域に外國人の増加することは、その保護にも骨が折れ、作戦上何かと不便が多い。且つ學校、教會等は軍に於て使用中のものも多いため、外國人の復歸は當分差控へて貰ひたいのであるが、外國人側は委細かまはず復歸を要求し、政府間の交渉となつた。我が政府としては出來得る限り外國權益を尊重するといふ建前であり、出來る丈け外國との摩擦を避ける爲め、軍の不便を忍べる丈け忍んで、外國人の復歸を最大限度に許すことにした。

中支に於ける米國人財産の回復問題に關し日米間に交渉が行はれたが、國務省は五月三十一日附を以て、米國政府から我が政府に提出せる通牒の内容を、六月一日左の通り發表した。

在支米國人は日本軍の手により自己の財産の占有を止められ且つその中には今日なほ日本軍に占有されてゐるものもあるが、之らの米國人を如何にしてその財産に復歸せしめ且つ之を回復せしめるかの問題は漸次米國政府の關心を増大しつゝある。日本側は治安が十分に回復されてをぬとの理由で、米國人がその財産に接近することを拒否して來たが、日本人のみは日支戰闘の

終止した地域に立入り、自己の業を営むことを許されてゐる。これに反し米國人業者及び宣教師は自己の従前の住宅に復歸することを許されぬばかりか、自己所有物に接近することすら許されてゐない。かくの如く日本當局が正當なる理由を有する米國人の財産復歸に依然支障を來さしめてゐることにつき妥當なる理由を發見するのは困難である。更に本通牒に注意を喚起した情勢において、日本側が在支米國人の權益を侵害し、これに干渉することは、從來日本政府が繰返し與へた米國權益尊重の保障と矛盾するものである。よつて米國政府は日本政府に對し、至急支那に於ける米國人の財産をその正當な所有者に回復せしめる措置を採らんことを要請する。米國政府は特に日本軍が滬江大學を南北の米國バプテイスト宣教師團に還付されんことを要求する。

續いて六月二日國務省は、日本政府から満足の回答に接した旨、左の如く發表した。

日本政府は在支米國人の財産回復に關する米國側の要求殆んど全部を承認し、米國人が日本軍占領地域内に於ける自己の財産に復歸するを妨げぬことに同意した。上海駐在米國總領事からの報告によれば、上海に於ける日本當局は米國南部バプテイスト教會所屬の中學校財産を同教會に返還すると共に、米國人宣教師十名に對し南京歸還の許可證を發給した。更に駐日グルー大使は日本政府が近く各省代表を以て組織する調査委員を現地に派遣し、米國人財産回復問題を處理することに決定した旨報告して來た。

上海方面の米國學校の返還に付、六月九日外務省は、左記情報部長談を發表した。

昨夏戰火の上海附近に波及するや、支那軍は逸早く同地附近の諸施設を占據し、之に對し強固なる防禦陣地並に攻撃的施設を構築して、旺んに之を抗戰目的に利用した事は周知の通りであるが、米國教會財産たる閘北外に在る「バプテイスト・ミツション・ハクール」も亦其例に洩れず、八月以來支那側の利用する所となつてゐた爲め、皇軍の上海占領後は占領地區における軍事警備の緊急必要上、我方において之を兵站基地として使用してゐたのであるが、先般來同地方一帶の治安も漸くその緒に就きたるに鑑み、六月一日我方は同學校を米國側に返還を完了し、更に右と同様管て支那軍が占據、利用したる滬江大學（上海大學）



に關しても、我方としては現地軍事緊急の必要に依り、屢次米國側の返還方要求にも拘らず、俄に之を應諾し得なかつたのであるが、今般現地陸海軍當局に於ては、軍事上至大の不便をも忍んで、速かに之が撤退を敢行することに決定した次第であつて、右撤退は諸般の準備の都合もあり大體一ヶ月以内に完了し得る見込である。

前記米國政府の五月三十一日附書翰に對する正式回答は、七月六日附を以て在京グルー大使に送付せられ、茲に本問題は解決を見たが、外務省は七月十七日に至り、その全文を發表し、同時に英國人の南京復歸問題に關しても、在京クレギー英國大使との間に交渉の結果、圓滿解決を見た旨左の通り發表した。

外務省情報部發表 米國人の南京その他揚子江下流地方への復歸問題に關しては、屢頃來日米兩國間に交渉懸案中なりしが兩國友好關係に鑑み且つはグルー米國大使の好意的努力を諒とし、帝國政府は七月六日付在京米國大使あて左記公文を發し、に本問題の解決を見たり。

以書翰啓上致候陳者五月卅一日付貴翰を以て、廣田前大臣宛五月十七日付貴翰に言及せられ、更に貴國政府の訓令に基く趣を以て、在支米國市民をして、日本軍により立退かしめられたる各自の財産又は日本軍の管て占領し或は今尙占領しつゝある各自の財産に再び歸還またはこれを占有せしむることを可能ならしむる件につき貴國政府は一層關心を深めつゝある旨御申越有之閣  
悉致候

貴翰御例示の上海大學については、上海及びその付近において戰闘行はれたる當初、支那軍同大學を占據し抵抗せるをもつて、日本軍において、これを擊退するため交戦の結果大學に損害を與へたるはやむを得ざるところにして、その後日本軍が、同大學を占據し來りたるは、軍事上の必要に出づる次第に有之候、然共、帝國政府においては、最近各種の事應考慮の結果、第三國權益嚴重の帝國政府の根本方針に則り、軍事上差支へなき時機に至るまで同大學は開校せざること、その監視人の住込み及び校舎の修繕に付ては同大學所有者よりの具體的申出が軍事行動に支障を來たさざる限り好意的考慮を拂ふこと、並に日本軍の使用により生じたる損害に關しては、第三國人財産の蒙れる同種損害と共に將來考慮することを條件とし、同大學の軍事使用を取止め七月五日までに陸海軍共に同大學より撤去することに決定し、既に現地に於て、帝國總領事より貴國總領事に對し右通達済に有之候

次に揚子江下流の諸地方へ貴國市民歸還の件に付ては、同地方には今なほ敗殘兵各所に潜伏しをり絶えず出沒し、何時突發事件起るや豫測し難き實情にて、第三國人保護のためには帝國領事館警察のみにては不十分なるをもつて、戰闘参加を任務とする部隊より特に兵を割きてこれに當らしめざるを得ず、日本軍にとりては非常なる負擔と相成居る次第に有之候

この如き状況下に在る南京に、日本人八百名餘居住し居るは事實なるも、これ等日本人は軍の必要上居住を認め居るものゝみに有之、しかして右日本人に對しては嚴護警戒を加へ居るに拘らず、不逞支那人より暴行強盜等の難を受けたる事例は多々有之候も、唯日本人の被害なるがため外國の場合の如く目立たざるまでの實狀に有之候

抑叙上地方の現狀に付ては、帝國政府としては自衛上必要已むを得ず現在なほ軍事行動を續行しつゝある今日、上海、南京等は表面平靜なるが如き觀あるも、實際には作戰基地として、軍機保持のため特殊の考慮を要する事情あるのみならず、現に危険分子多數潜入しをり各種陰謀企圖せられをる等の關係もあり、表面のみを見てこれを危険區域にあらずと主張せらるゝ貴國側御意同とは、根本的に異なる見解を執らざるを得ざる次第に有之候

右の如き治安狀況において、第三國人の上記地方歸還を認むるは頗る困難なることは御諒察相成ることと存じ候、然るにも不  
拘、貴國市民の要望達成方については、出来る限り好意的考慮を拂ひ、五月中歸還を認めたる件は既に相當多數有之、決して總てを拒絶し居る次第には無之、今後各地の實情に則し漸次承認する方針に有之候

右申進旁本大臣はこゝに重ねて閣下に向て敬意を表し候



昭和十三年七月六日

一五二

在京 グルー米國大使閣下

宇垣 外務大臣

なほ英國人の南京復歸問題に關しては、さきに和氣洋行社員六名がわが方事前の諒解を求むることなく無断にて赴寧したるため問題を生じてゐたるが、今般帝國政府は、日英國交の大局的見地より、特に在京クレイギー英國大使の兩國友好關係増進に對する努力を多とし、これに酬ゆる趣旨をも含め、前記六名の英國人が一應上海に歸還したる上は、わが方において南京復歸の通行許可證を與ふることとし、更に六名の英國人に對し、英國側においてその人物にして信用し得るものなることを保證する場合には、わが方出先官憲において同様南京復歸の許可證を發給することに決定し、本件もまた圓滿解決を見るに至つた。因に帝國政府が在支第三國及び第三國人の權益に對し、十二分の考慮を拂ひ、常に公正妥當の措置に努め居ることは、左の二、三の諸例によるも明瞭である。

- 一、日本軍は上海大學より七月五日撤退せり。
- 二、わが方は各月末米國商人ミタングラド・オイル及びテキサス兩石油會社員計二名の赴寧に對する許可證發給方を承諾せり。右に先立ち五月卅一日乃至六月十六日間において、米國人宣教師、醫師及び看護婦卅五名の南京及びその他の揚子江下流地方への歸還を見たること周知の通りなり。なほ右許可を受けたる米國人の數につき米國側の報告によれば廿名となりをも、右はこれ等米國人の内或は米國總領事館を經由せずして直接帝國官憲に申出でたと覺しきものあるに由る。
- 三、米國人宣教師十四名の蘇州歸還方に關しては、六月末右全部に對して許可證を近々發給すべき善なる旨出先官憲より報告ありたるが、内六名に對しては既に許可證發給済なり。

## 第二十六章 宇垣・クレイギー會談

支那事變が上海から長江沿岸一帯に及ぶに至り、同方面に權益を有する外國殊に英國との摩擦が烈しくなつて來た。我が方では第三國の權益は細心に尊重して居り、實際之が爲め屢々作戦上の不便を忍んで來た。又これを尊重する旨屢々聲明したが、時には作戦上已むを得ず、或は誤つて外國の權益を毀損する場合のあつたことは、想像に餘りあるところである。其の最も顯著な事例は昨年末南京攻略の際に起つたパネー號事件、レデイバード號事件の如きこれである。これらの問題に付ては、我が方は率直に其の過失を認め、殊にパネー號事件に付ては、國民擧つて米國に對し陳謝の意を表し、死傷者の慰問その他のため相當額の義捐金さへ集つた状態であつた。

然し國民の感情は米國に對しては好意的であつたが、英國に對しては一九三七年秋以來俄然惡化し、我が軍が英國の權益を尊重することを必ずしも喜ばず、寧ろ之を破壊した場合に内心痛快を感じる状態であつた。

斯くの如く我が國民が英國に對し反感を抱くに至つたのは、英國が飽くまで支那を援助し、現地に於ても我が作戦行動を妨害すること多きが爲めで、レデイバード號事件に付てもパネー號事件の如く迅速圓滿の解決を見ないのは一つは英國の態度が悪いためであり、他の一つは國民感情が英國に對し好意的ならざるが爲めである。

かゝる状態に於て懸案の解決が永びくのは當然である。然も現地では上海を中心として各地に新事件が續發する



のであるから、日英間には未解決の問題が次第に山積し、兩國の國交を益々困難にした。

昭和十三年五月廣田外相に代つて宇垣外相の就任するや、クレイギー英國大使はこの機會に日英間の諸懸案を解決して、兩國親交の回復を計らんとし、宇垣新外相に會談を申込んだ。宇垣外相も亦日英の親交は素より望むところであるから之を快諾し、茲に所謂宇垣・クレイギー會談が開かるゝに至つた。

宇垣・クレイギー會談は七月二十八日第一回、八月十七日第二回、八月二十日第三回、九月八日第四回、九月十四日第五回と重ね、九月末宇垣外相辭任後も、尙ほ數回澤田次官とクレイギー大使との間に會談があつた如くなるが、これらの會談に於ては双方が苦情を述べ合つたと云ふだけで、殆んど何等具體的結論には達しなかつた。

會談の初めにクレイギー大使は、一六九件に達する懸案の存することを述べ、其の中特に重要問題として左の諸件を擧げた。

- (一) 上海北部地域の原狀回復
- (二) 揚子江航行問題
- (三) 滬寧鐵道、滬杭甬鐵道に關する權益の擁護
- (四) 上海紡績工場の再開
- (五) 黃浦江浚濬問題

クレイギー大使は日本政府が外國權益の尊重を聲明せるに拘らず、現地に於ては次から次に英國の權益が毀損せられつゝある旨を述べ、せめてこの際前記五問題を解決するにあらざれば、自分の顔も立たず、英國の對日感情も

緩和の見込みはない。右の懸案を日本側が解決するかせぬかに依つて、日本側の誠意の有無が判断せられる。日本政府が外國權益を尊重すると幾度聲明しても、以上の問題を解決しないやうでは、英國權益を尊重する誠意なきものと認めるの外はないと詰寄つた。

これに對し宇垣外相は、揚子江の航行は軍事作戦上、尙ほ容易に外國船舶に容認することは出來ないが、其他の問題は出來得る限り好意的に考慮したいと答へ、第一回會談は穩かに終了し、英國大使も満足して退出したが、第二回の會談に於て、宇垣外相の方から、英國輿論の極端に排日的なるを指摘し、問題の禍根は此處に存するのであるから、英國政府が先づ其の態度を改め、英國輿論を緩和するにあらざれば、我が國の對英感情は改まらない。兩國々民の感情が現在の如くでは懸案の解決を計らんとしても實行困難である。この點に付て英國政府の深甚の考慮を促したいと一本突込んだので、クレイギー大使は甚だ困却した如く失望して引き退つた。

第三回以後の會談に於てもクレイギー大使は、日本側が權益尊重の聲明を實行せざるが故に、英國の對日感情は緩和されないのであると云ふに對し、宇垣外相は英國の對日態度が悪いから、我が國民感情を刺激し、問題の解決を困難ならしめるのであると押問答をして、會談は殆んど進捗を見なかつた。

右宇垣・クレイギー會談に際し、日本國民は當時會話の内容を知る由もなく、一部では、宇垣外相が我が國の利益を犠牲にして、英國に媚を呈しつゝあるものの如く誤解し、宇垣外相を親英主義者として攻撃するものが多かつた。然し眞相は以上の如くで、同外相に對する攻撃は當らなかつた如くである。

其の後我が政府は、宇垣外相がクレイギー大使に約束した如く、問題の解決に努め、クレイギー大使の提出した



五個の案件中、揚子江航行問題を除いては、現地の折衝に於て次第に解決に向ひつゝある。

## 第二十七章 揚子江航行問題

我が軍の南京進撃が始まるや、支那側は揚子江に機雷を敷設し、防材を沈め、その他あらゆる手段を講じて、これが航行を遮断し、昭和十二年十一月二十七日各國大使に對し之を正式に通告した。我が軍は萬難を排し、多大の犠牲を拂ひ、所謂遡江作戰を實施して、揚子江に軍用水路を開いたのである。然るに支那側の遮断の通告に對し一言の抗議もしなかつた列國は、我が軍が之を開くと早速その利益に均霑せんとし、頻りに我が方に對し揚子江の自由航行を要求して來た。宇垣・クレギー會談に於ても揚子江航行問題が重點であつた。我が方としては揚子江は軍用のため日本船舶に航行を許して居るので、一般通商の目的には日本船にも航行を許さないのであると主張して居るのであるが、外國側は承服せず、日本船は事實上通商に従事して居るとて、速かに外國船にも同河を解放せられんことを執拗に要求して來るのである。

十一月七日有田外相の初接見に際し、英、米、佛三國大使は夫々公文を以て揚子江航行回復を申出て來たが、其の内容は事前に打合せを遂げた如く略ぼ同一であつた。

右に對し有田外相は十一月十四日回答を發すると同時に、外務省は情報部長談の形式を以て帝國政府の方針を左の通り發表した。

### 外務省情報部長談

揚子江における第三國船舶の通商及び航行の回復に關しては本月七日、英米佛の在京三國大使より、夫々帝國政府に對し申入があつたが、右に關し有田外相より十四日公文を以て夫々在京英米佛大使に對し、帝國政府としては固より揚子江における第三國の通商航行を故意に阻害する意思はないが、左記の理由に依り、未だ揚子江は一般に開放するの時期に達し居らざる旨回答した。

- (一) 江陰の閉塞線は今尙軍の必要限度以上には啓開せられ居らず爲に帝國の軍艦及び軍用船の航行にて手一杯なること。
- (二) 漢口上流にては引續き大規模の軍事行動はれ居り従つて上海と上流との間は今日に於ても重要な兵站路となり居り一般商船の航行は我軍事行動に對する甚しき障礙となること。
- (三) 揚子江沿岸には今尙支那軍遊撃部隊出沒し沿岸より屢々帝國艦船を攻撃しつゝあること。
- (四) 支那軍は我軍の警戒の眼を偷み盛んに浮流機雷を流しつゝあり航行は頗る危険にして現に最近軍用船一隻沈没せる事實あり。
- (五) 支那側機雷等の完全なる清掃及び必要な航路標識の整備には尙相當の日子を要すべきこと。

英、米、佛三國大使は右帝國政府の回答を不満として、其の後も外務省に對し交々申入れをして來たが、この問題に關しては現地陸軍當局も其の態度を明かにするため、十一月二十九日左の談話を發表した。

### 陸軍現地當局談

武漢攻略に伴ひ揚子江航行再開に關し關係列國間に種々論議行はれあるに鑑み、此際右に對し作戰軍の所見を開陳するは徒爾ならずと信ずる。抑々現在の揚子江は事變前の夫とはその状況を全く異にし、即ち事變勃發するや、支那軍は揚子江に數千の機雷を沈没若くは浮流せしむると共に江陰、烏龍山、馬當鎮、石灰壩及び團風等に閉塞線を設定し之を防衛する



爲、堅固なる防禦設備を以てせり。日本軍は所謂遼江作戰を實施し頑強なる支那軍の抵抗を排擠し、多大の犠牲を拂ひ以て揚子江に軍用水路を開航せしめたり。若し日本軍にして支那軍の實施せる閉塞を啓開することなくして、作戰を施行せしめたりとせんか、尠くも本事變中は何れの國と雖も揚子江航行を企圖するを得ざりしなるべし。而して日本軍が揚子江を開航せしめたるは専ら事變に關係せる作戰遂行上の必要に基因す。支那軍が作戰上の必要より揚子江を閉塞せる時これを阻止するに有効適切なる措置を採らざりし列國は同時に、日本軍が軍事上の必要より前述の如く多大の犠牲を賭してこれを開航に導きたる事實も亦明瞭に諒解する事と信ず。事變は尙終止せず作戰は繼續せられありて、武漢三鎮我れの掌握に歸したる今日に於ても揚子江は依然戰場の一部たると共に又作戰上重要な後方補給動脈を形成し、日本軍は支那軍の妨害に對し、これが確保に多大の努力を傾注しをり、現在揚子江を航行する日本船舶は多數に上りをるが、右は作戰軍並にこれに附隨する機關の生存を確保する爲め必要なる軍需品を運搬する軍用船に限られをりて一般貿易に従事しをるものにあらず、作戰軍はもとより中支方面において作戰遂行の必要度減少し、關係列國と共に自由に交易し得るの事態の速かに到來するを希求するものなるも、現事態はその希望と甚だ遠ざかりて支那軍が現在の態度を持続する限り現状を維持するの外なしとするものなり。

然し一方海軍當局では、現在蕪湖上流岳州に至る揚子江上流各地にある諸外國軍艦が、作戰行動の開始以來可成り長期間上流の補給困難なる地方に在泊したその不自由を察し、若し外國側の希望があれば、一定の條件の下に、交替のためこの際各艦一回限り上海との往復航行を認めることとなり、この旨十一月廿九日朝及川司令長官より在上海各國海軍先任指揮官に通告した。この通告に基づき米艦ルソン、佛艦アマラル・シヤルニエの兩艦は十二月五日漢口碼頭を拔錨下航の途についた。

尙ほ右發表に關し軍當局では、同時にその補足的説明として、左の如き談話を發表した。

吾人は揚子江航行問題のみならず、事變地における陸海軍の行動、施設等が第三國人の利益自由を少からず阻害してゐる事實は明かにこれを認め衷心の毒に思ふ。然しこれは日支間にこの事變が発生し戰爭行爲が行はれてゐる限り實に已むを得ざる事態であつて、而もその已むを得ざる事態の裡にも尙且つ第三國權益確保のため最大限の努力を拂つてゐる陸海軍當局の苦心については公正なる理解を要求するものである。即ち總ては事變に伴ふ災厄であつてそれは事變の繼續する間は已むを得ず持續するであらう。作戰軍は速かに戰爭目的を達成することが即ち事變の解決を促進し延いては第三國の權益發現が平常通りに復活する所以であることを信し、之に全力を傾注してゐる。併し所謂長期抗戰を呼號する支那側の抗戰意思を徹底的に打破するためには作戰軍の戰爭指導方法に自ら特殊な複雑なもの、存することは多言を要せず、なほ今度の支那側の抗戰手段の特徴として我後方占據地域が必ずしも安全地域ではなく、之を防止する日本軍にとりては前も後も總て之戰場といふ氣構へで施設をしてゐる事、並に必要に應じ戰場罹災民に各種軍需品の分與をも圖つてゐる事等は本事變における我軍事行動の稍特異な點であることを此の際併せて闡明して置く。

## 第二十八章 門戶開放問題に關する日米交渉

十月六日米國政府は支那に於ける日本軍占據地域に於て、米國人が差別的待遇を受けて居るとなし、種々の實例を擧げて抗議をなして來た。右は有田外相就任前近衛兼攝外相に宛てたものであつたが、その後有田外相就任し、又十一月三日には「東亞の新秩序建設」に關する重大聲明が行はれ、政府は對外交渉の方針にも一大革新を決心し



たものゝ如くで、前記米國政府の抗議に對する十一月十八日の我が回答は單に各個の問題に付て反駁を加へたのみならず、その末段に於て、舊原則は新事態に適用し難しと斷じ、支那に關する九ヶ國條約を廢棄するの態度を示した。元來九ヶ國條約は我が國に取りりても支那に取りりても屈辱的條約であつて、我が國が「東亞の安定力」たることを宣言したと同時に廢棄さるべきものであり、事實上滿洲國出現と同時にその實質を失つて居るのである。故に我が國としては出來得る限り速かに、形式上に於てもその廢棄を宣言すべきであり、殊に今回東亞の新秩序建設を聲明するに至り、これと九ヶ國條約とは兩立しないものであるから、この際有田外相が前記の如く舊原則は新事態に適用なしといふ回答を以て、九ヶ國條約廢棄の意味を明示したことは、誠に時宜に適したものと云はねばならない。米國政府の十月六日附通牒は左記の如くで甚だ長文であるが、その要點は最後に擧げられた三點にある。これに對する帝國政府の十一月十八日附回答も、左記の通りやゝ長文であるが、その要點は、最後の部分にあること前述の通りである。

米國政府申入の全文 去る十月三日閣下が本使に會見の機會を與へられたる折に、本使は口頭を以て日本政府の出先官憲に依りて齎されたる所の在支米國權益を蹂躪乃至危殆ならしむるが如き事態に關する本國政府の見解並に希望を申述べ候處、右の折本使は更に追つて提出せらるべき公文に於て右見解及び希望を明記及び敷衍致すべき所存を申述置候、右所存實現の爲め及び本國政府よりの命令に基き本使は茲に閣下に對し左記を申述ぶるの光榮を有し候

米國政府は帝國政府に對し日本軍占領下の支那において、日本側の執られたる行動及びその遂行せられつゝある政策に關し累次申入を爲したる處、米國政府は右行動並に政策を以て支那における機會均等門戶開放の主義並に狀態に背馳するものなりとの見解の下に右に對し反對の意を表明致候、右累次の申入に對し又その他の公私の機會において日本政府は支那における機會均等

乃至門戶開放は維持せらるべしとの明確なる保證を與へられ候、然しながら米國政府は右日本政府の保證にも拘らず、日本官憲に依る米國の權益蹂躪が引續き存し居りたる事を認めざるを得ざるものに有之候

説明の都合上米國政府が帝國政府の注意を喚起せんと欲する事態と關係を有するを以て、茲に日本軍の滿洲占領當時日本政府が滿洲における門戶開放は維持せらるべしとの保證を與へられたることを指摘致候、然し乍ら同地における主要經濟活動は日本人に依る管理の下に特專的乃至は排他的地位を與ふる特許を以て設立せられたる特殊會社に依りて接收せられ候、滿洲に於て右以前に活動し居りたる米國企業の大部分は該地に行はれたる右特專の結果として該地域より撤退を餘儀なからしめられ候、滿洲に於て現在活動し居る政權と日本との間に取極めによりて日滿間には物資の自由なる流通が許され居る處一方滿洲と日本以外の國との間における物資の流通は嚴重なる制限を受け居り候

右日滿間の物資流通の途は主として日本を外國と見做さず、且日本國を外貨と見做さざるやう明確に規定することを可能ならしむる法律の下に設せられたる規定に依りて行はれたる爲替管理の方法によりて開かれたるものに候、米國政府の見解に於ては滿洲に於ける其の維持が日本政府によりて保證せられたるにも拘らず、滿洲に於て最早事實上機會均等乃至門戶開放は存在せざるものとなすものに有之候

米國政府は現下の事變の發生以來日本軍の占領下に在りたる支那諸地方に於て米國人の商賣の競争的地位に不利益をなす可き點に於て滿洲における事態と同様なるべき事態の發生せん事を危惧するものに有之候

本年四月十二日本使は閣下の前任者に對し米國政府の得たる情報右滿洲に於けると同様の爲替管理の方法を以て日本の對北支通商のみを利益するが如き差別待遇の存する旨報し居る件に關し注意を喚起すると共に米國權益に對し差別的待遇を與ふるが如き財政的措施を日本政府に於て援助乃至容認せざる保證を與へられん事を要請致候處、外務大臣閣下は日本政府は支那に於ける機會均等門戶開放主義の尊重を繼續すべしと述べられたるも未だ日本政府は右申入に對する個別的の回答を與へられ居らざる



次第に候

米國政府は今や在青島日本官憲は事實上爲替管理を行ひ輸出形が横濱正金銀行に對して賣却せられざる限り輸出を禁止するが如き恣意的權力を行使しつゝあり且右銀行は天津及び上海に於て行はれつゝある公開市場率よりも遙かに低き專斷的な率を以てせざる限り該輸出手形の購買を拒絶し居る旨の報道に接し候、右と略同様の事態は芝罘に於ても明かに存在致居候、更に其後米國政府の入手せる情報に依れば廣汎なる爲替管理の制度が間もなく北支全體を通じて樹立せらるべき趣に候、外國爲替管理は貿易及び商業的企業を管理せしめ得るものにして直接乃至間接に日本官憲に依りて北支に於て爲替管理を施行することは日本官憲をして北支に於ける機會均等乃至日米間の自由競争を妨害し得る地位に立たしむるものに候、斯かる事態に於ては米國との輸出入貿易及び北支に於ける商人の選擇は全く日本官憲の處置に依存するものに有之候、青島に於て爲替管理の行はれたるは未だ短期間なるにも拘らず、既に於て差別待遇を蒙れる二件に付て米國政府の注意喚起せられ候、一例に於て在青島日本官憲が其輸出手形が日本の銀行に對して公開市場に於ける支那通貨の一般換算率より餘りにも低き率を以て賣却せらるべき事を強要せるを以て斯かる取引は利益よりは寧ろ損失となる爲め同地方の主要物産取引に従事し居る一米人商人は米國向輸出を爲すを得ざりし事例存する處日本の競争者は最近現在の公開市場率を以て換算せられたる地方市價と等價の米弗建値を以て多量の輸出取極めを完成せる次第に候、他の事例に於ては一米國商社が山東に於て外貨を以て所謂聯銀券乃至は圓通貨を專斷的に定められたる低率を以て購買せざる限り煙草の買付を許されざりし事例存する處右の如き條件は同會社の日本及び支那人の競争者に對しては課せられざるものに候

米國政府は、既に日本軍占領下の支那諸地域に於て治政の任に當り居り且それに對する日本政府の援助が公式に保證せられたる新政權に依りて爲されたる支那關稅の改正は專斷的にして且權力の不法なる僭稱にして右に對する日本政府の責任は免れ得ざるものなることを指摘致し置き候、統制及び課稅並に貿易禁止を爲す最高權力が直接にせよ間接にせよ一外國の官憲に依りて右外國の利益伸張の爲めに行使せらるゝ限り、支那に於ける機會均等乃至門戶開放の存し得ざるべきことは殆ど贅言を要せざるべく候、支那に於ける機會均等乃至門戶開放の基礎的要件は支那に於ける經濟活動に關し直接にせよ間接にせよ一外國乃至其の國民のみを利益するが如き特惠乃至獨占的權利の存在せざるべき事なるは自明の理なるべく候、七月四日日本使は宇垣大將に對し支那に於て特殊會社及び獨占事業の設立の結果生ずべき米國の貿易及其他の企業に對する制限乃至障礙を回避せられんことを希望する米國政府の要望を申述べ、宇垣大臣は支那に於ける門戶開放は維持せらるべく米國政府は日本政府が機會均等主義を充分尊重すべきことに付安んじて可なるべしと申述べられ候

右諸保證にも拘はず七月三十日北平臨時政府は翌日附を以て支那電信電話會社の設立せらるべき事を聲明せる處右設立の目的として報ぜらるゝ所は北支に於ける電信電話通信の管理並に獨占的經營に在る趣に候、七月二十一日上海に於て中支電氣通信會社が設立せられ日本陸軍特務機關は外國電線電信の諸會社に對し、右新設會社は中支に於ける電氣通信の總てを管理すべき事を通告致候、半官的の日本新聞報道に依れば七月廿八日上海に於て日本側によりて統制せらるべき内河航行汽船會社が設立せられたる趣に候、右設立の目的として報ぜらるゝ處は上海三角洲地域における水運の統制にある趣に候、又本國政府の有する情報に依れば從來一般的に所有及び經營せられ居りたる青島埠頭を接收及び經營すべく日本會社が設立せられたる趣に候、若し右の如き事態にして發生せんか如何なる國の船舶も場所の割當及び貨物積卸の便宜に關し日本管理人に依存せざるべからざるものと相成るべく候、北支に於ける羊毛の取引は今や日本の獨占業にして、又同地域に於ける煙草專賣も形成の過程にある旨報せられ居り候、更に本國政府の有する數多の情報に依れば、日本政府は二個の特殊開發會社の設立を圖りつゝあり、右會社に對しては日本政府が特許を與へ、且支那に於ける經濟活動のある大部分の經營に對し投資及び統一並に管理を爲す目的を以て日本政府が統制をなすものなる趣に有之候

本使の申述べたる右諸事態は支那に於ける日本の政策の明瞭なる傾向を示し且日本軍占領下の地域に於て日本官憲が日本の利



益の爲に特惠及優越權を確立すべく努力し居り其必然的結果として、門戸開放主義の實際的適用を破壊し且米國市民より機會均等を剝奪するものなることを明瞭に物語るものに有之候

更に又支那においては米國は條約上の權利を有し且日本政府が累次米國市民及びその權益は日本官憲に依りて不法なる干渉を受けざるべき措置の講ぜられたることを保證せられたるにも拘らず、在支米國市民に對して日本官憲に依りて課せられたる不當の制限は更に米國の權益を繼續的の重大なる不便及び困難に置くものにして右事實に對し本使は閣下の注意を喚起せんと欲するものに有之候、戰鬪行爲のためそれより立退かしめられ、且日本軍が嘗て占領し、又は今尙占領中なる財産に復歸し且それを回復せんと欲する米國市民に對し日本軍に依りて課せられたる制限に付特に申述べ度く候、更に又上海に於て日本側によりて爲さるゝ米國の郵便及び電信に對する檢閲及び干渉並に鐵道船舶其他の便宜の利用を包含せる米國人の貿易居住往來の自由に對して課せられたる制限につきても亦申述べ度く候、日本の商船は上海、南京間に於て日本の商品運搬し居る處、右商船は他國の商品の運搬を拒否し且米國其他の日本以外の船舶は軍事上の必要を理由として揚子江下流地方より放逐せられ居り候、揚子江下流地域の一定地方に歸還方の爲め米國市民の通行許可證の請求は多數の日本商人及び其家族が右地域に居ること周知なるにも拘らず安寧秩序が未だ充分に回復し居らざることを理由として日本官憲によりて拒否せられ來たり候

米國市民及其權益は現下の日支衝突に直接起因して、極東に於て多大の損害を蒙り居り最好條件下に於てすら米國の對支貿易の早期回復は期待し得ざるものに候、従つて米國政府は米國市民が在支日本官憲の手によりて爲さるゝ權利に對する不法なる干渉の繼續せらるる事及び支那に於て米國貿易及企業より機會均等を剝奪するが如き日本の行動並に政策を認容せざるべからざるが如き状態に甘んずることを尙一層困難視せるものに候、日本に於ても亦日本政府が支那における其軍事行動に關係して爲したる産業、貿易、爲替其他の統制の結果、米國の貿易及其他の權益が頗る困難を蒙りつゝあることを申述べること緊急なるべく候。

極東に於る米國の權益が日本官憲の手によりて斯の如く取扱はれつゝあるとき米國政府は其領域、或は第三國の領域内に於て

封鎖、輸入禁止、爲替管理、特惠的制限、獨占或は特殊會社等を日本の貿易及び企業を排斥する爲、又は排斥する結果となるべきやう企圖して設立せんとしたること無之候、日本國民及びその貿易並に企業の取扱に就ては米國政府は一九一一年の日米通商航海條約の規定及び精神に基きて處し居るのみならず總ての國民並にその權益に對する米國政府の政策の根柢をなす所の國際法及び國際秩序の根本的原則に従ひて處し居るものにして日本の商業及び企業は合衆國に於ては機會均等を享受し來りたるものに有之候、支那及日本に於て日本官憲に依りて與へられ居る米國市民及其の貿易並に企業に對する待遇と米國政府の統治範圍内に於て日本市民及其の貿易並に企業に對して與へられる待遇との間には多大にして而も其の度合の増大しつゝある不均衡の存在することを閣下に於て御見逃しあること無かる可きものと存じ候、叙上の状態に鑑み米國政府は日本政府が其門戸開放及び米國權益不干渉に付て累次與へられたる保證を左記事項實現の爲速時且有効なる措置を講ぜらるゝことに依りて履行せられんことを要請致候

一、支那に於ける日本軍占領地域に於て直接或は間接に米國の貿易及び企業に對し差別的待遇をなすが如き差別的爲替管理及び其の他の措置の停止

二、支那に於て米國市民が正當なる貿易又は産業に従事するの權利を剝奪するが如き獨占又は特惠の停止及び支那の如何なる地域に於ても通商又は經濟上の開發に關し日本の利益の爲に一般的優越權の確立を意味するが如き取極めの停止

三、米國の郵便及び電信の檢閲並に米國市民の居住、往來、貿易及び海運に對して課せられたる諸制限等を含める米國人の財産及びその他の權利に對する在支日本官憲の干渉の停止

米國政府は本件に關する速かなる御回答が日米兩國の親善關係のため有効なるものと確信致候、右申進旁々本使は茲に重ねて閣下に對し敬意を表し候 敬 具

帝國政府回答の全文

以書翰啓上致候陳者支那に於ける貴國權益に關し十月六日附貫輸第一〇七六號を以て近衛前外務大



臣宛御申越の次第有之閱悉致候、右貴國に於て閣下は貴國政府の有する情報に基き幾多事例を擧げ支那に於て帝國官憲が貴國人民に對し差別待遇を與へ貴國權益を侵害し居る旨申述べられ候處是等事例に付帝國政府の見解を開陳すれば左の通に有之候

一、青島において現に輸出爲替に關し實施し居るが如き措置を講ずるに至れる経緯並に現狀は帝國政府の承知する處に依れば左記の如くにて貴國人民に對し何等差別待遇となるものに非ずと諒解す。即ち曩に北支において中國聯合準備銀行の設立を見、その銀行券は一圓に付一志二片の對外價値を有することとし、その發行高は既に一億數千萬圓に達し一般に普及し居る次第なり、且つ同銀行券は臨時政府の強制通貨にして、同券の價値維持並に圓滑なる流通は北支における經濟活動の運行進展の基礎として不可欠なるものと認められたる結果、帝國政府は之に協力するの態度を執り來れるを以て帝國臣民は總て同券を使用し居り、從つて對外輸出に當りても一志二片の相場にて外貨に換算し居る次第なり。然るに他而尙同地方に流通し居る舊法幣は其の實際上の對外價値八片内外に下落し居るを以て、右を利用せる輸出取引は一志二片の聯銀券を利用し法定の對外價値に依り正當なる取引を行ふ者に比し、不當の利益を得つゝありて、聯銀券を使用し居る帝國臣民其の他は北支新政府の管轄地域内に居住營業しつゝ而も舊法幣のみを使用するものに比し不當なる不利益を蒙り居りたる次第なり。他而聯銀當局に於て略々等價にて換算し居る舊法幣と聯銀券の對外價値に於て叙上の開きを有することは延いて聯銀券の對外價値、更には日本圓貨の價値にも惡影響を及ぼすを以て帝國政府としては右を放置傍觀するを得ざる次第にて、青島に於ける本件輸出爲替に關する措置は不當に利益を得つゝありたる舊法幣使用者の地位と同等ならしむると共に聯銀券の對外價値維持を擁護せんとする一の企圖なりしものなり。而も本措置は國籍に依り適用を異にするものに非ざるを以て何等の差別待遇に非ず、寧ろ從來一種の差別的待遇を受け居りたる聯銀券使用者の地位は本措置に依り初めて同等となり完全に平等なる基礎の下に競争するを得るに至れる次第なり。

二、北支及び中支における支那新政權が過般關稅率改正を實施したるは曩に國民政府の施行せる稅率が高率にして經濟復興民生の福祉を圖るに適せざりしに鑑み合理的改正を爲さんとしたるものなるも兎に角取敢へず、各國が既に承認したる一九三一年の稅率を採用せるものにして或特定國の利益を企圖したるものに非ず、從つて右改正に對し如何なる國の在支居留民よりも不滿の聲を聞かざりし次第なり、帝國政府も固よりその改正の趣旨に賛成にして本改正に依り各國の對支貿易は愈々促進せらるゝものと思考し居れり。

三、次に支那に於る或種の企業會社の設立に付ては今次事變後における支那の經濟財政及び産業等の復興開發が支那民生の爲、焦眉の急務なるのみならず、帝國政府としては東亞に於る新秩序建設の爲、是等復興開發事業の急速なる着手及び其進行に重大なる關心を有し、凡ゆる積極的努力を傾注し居るものにして、北支那開發及び中支那振興の兩投資會社の設立を見たるは、支那側に對し右復興に必要な援助を供與すると共に支那の資源開發に寄與せんとするものに外ならず、何等貴國人民の支那における權益を害し、その事業に差別待遇を與ふるものに非ず、從つて帝國政府としては新事態に立脚して、我方に協力せんとする第三國の參加に對し反對する意向無きは勿論寧ろ大に之を歡迎するものなり。

北支及び中支における電氣通信會社、上海における内河汽船會社及び青島埠頭會社の設立も亦事變により破壊せられたる通信運輸及び港灣經營機關を至急整備するの緊急必要に出でたるものなる處、電氣通信事業が公共的性質を有するのみならず、治安國防等の關係より特殊會社の事業たるは當然なるが、その他は普通の支那又は日本法人にして何れも貴國又は第三國に對し差別的待遇を與へ利益を獨占することを目的となし居るものに非ず、尙羊毛取引に付ては蒙疆地方において買付機關を統制したることあるも現在右は撤去せられ居り又煙草に付ては現在何等專賣計畫の事實存せず。

四、我軍占領地域への貴國人民復歸に付ては北支に於ては右復歸が却て復歸者の安全に害あるが如き特殊の場合の外之を制限し居らず、揚子江流域地方に於て既に多數貴國人の復歸を見たるは御承知の通なる處未だ尙一般的に復歸を許容し得ざるは屢次申進の通り或は治安の未だ恢復せられざる爲の危險を慮り或は機密保持等我軍作戰の必要上第三國人の立入を許し得ざる事由



あるに基くものなり。其他一般に右占領地域内に於ける貴國人民の居住、往來、營業及び通商に課せられ居る諸制限も亦占領地域内の治安の現状及び軍事上の必要に基く最少限のものにして帝國政府に於ては事情の許す限り速かに常態に復せしめんとを期し居る次第なり。

五、貴國領域内に於て帝國臣民が受け居る待遇と帝國内に於て貴國人民の受け居る待遇との間に何等か根本的な差異ありと爲すが如きは帝國政府の意外とする所にして、帝國内に於ける貴國人民が刻下の非常事態に際し種々なる經濟上の拘束を課せられ居るは事實なるも斯の如き拘束は帝國臣民及び貴國人民以外の外國人も均しく之を受け居る所にして特に貴國人民にのみ課せられたものに非ざることは申す迄もなし、尙貴國領域内に於ける帝國臣民の待遇に關して貴國中に陳べられたる貴見に付ては別に帝國政府の見解を申述すべきことを留保するものなり、以上屢述の通り帝國政府は支那に於ける貴國權益は之を充分に尊重する意圖を以て出來得る限り努力を爲し來れるものなる處、目下東亞に於ては有史以來曾て見ざる大規模の軍事行動行はれつゝあるを以て貴國權益尊重の意圖を實行する上に時として支障を生ずることあるは貴國政府に於ても諷諒承相成るべきことと存候

目下帝國は東亞において眞の國際正義に基く新秩序の建設に全力を擧げて邁進しつゝある次第なるが、之が達成は帝國の存立に缺くべからざるものたるのみならず、東亞永遠の安定の礎石たるべきものに有之候、今や東亞の天地に於て新なる情勢の展開しつゝあるの秋に當り事變前の事態に適用ありたる觀念乃至原則を以て其儘現在及び今後の事態を律せんとすることは何等當面の問題の解決を齎す所以に非ざるのみならず又東亞恒久平和の確立に資するものに非ざることを信ずる次第に有之候

然れ共貴國其他の列國に於て敍上の趣旨を諒解せられ以て企業貿易の諸分野に亘りて東亞再建の大業に参加せらるゝことに對しては帝國として何等之に反對するの意圖なきのみならず、目下支那に於て成長中なる政權としても之を歓迎するの用意あるものと存せられ候、右回答申進勞々本大臣は茲に重ねて閣下に向つて敬意を表し候 敬具

## 第二十九章 「東亞の新秩序」に關する交渉

### (一) 英米大使に對する説明

支那事變に關連し列國が我が國に種々の抗議的申入をなして來るのは、要するに彼等が東亞の最新事態を諒解せざるがためである。諸外國をして東亞に於ける日本の地位とその理想とを諒解せしむることは我が外交の現在に於ける主要任務である。殊に帝國政府が「東亞の新秩序」建設を中外に宣明した以上、之に關し充分の説明を與へ、列強をしてその眞意を諒得せしめなければ、今後外交上の摩擦が益々熱を加へ、遂に發火點に至るの憂なきを保し難いのである。

有田外相は前記の如く十一月十八日附對米回答の末段に於て九國條約廢棄の意味を匂はしたが、尙ほ東亞新秩序建設の意味を充分に説明して、英米の諒解を得るため、十二月八日午前グルー米國大使と、又同日午後クレギー英國大使と會談を遂げた。この會談に於て英米の代表者は初めて我が政府當局より正式に東亞新秩序の意義と、九國條約が東亞の最新事態に適合せざることを聽かされたのであつて、この會談は我が外交上劃期的のものとして重要視するべきである。

有田外相が如何なる言葉を以て説明したかは不明であるが、その趣旨は左の通りであると傳へられる。この外、



次項新聞通信員に對して爲した如き説明が、兩大使に對しても爲されたことは推測し得る所である。

一、東亞新秩序の建設は東亞永遠の和平確立を冀求する日滿支三國共通の内在的宿望であり、日滿支三國の政治、文化、經濟、軍事の各分野に亘る緊密な提携に基く東亞新秩序の建設によつて赤化の脅威を防止し國家的生存權を主張するは現下の日本國民の要望である。

一、而して東亞の新事態は、支那における新政權の誕生と、自主權回復の正當なる要求によつて、東亞を列國の半植民地化した九國條約等の舊國際體制を事實上解體せしめてをり、九國條約の所謂門戶開放機會均等の原則は、この東亞の新事態にそのまま即應するものでなく、これが適用に當つては當然修正さるべきものである。又東亞新秩序建設に對應する日滿支經濟提携の確立に伴ふ所謂東亞經濟ブロックは、東亞の經濟的門戶を列國に閉鎖すると云ふ意味でなく、帝國政府としては、この東亞經濟ブロックの結成によつて、第三國との經濟關係を阻害する意圖は毫も無く、却て他の經濟ブロック乃至は各國との經濟關係の促進を期待するものである。

(二) 新聞記者に對する説明

有田外相は東亞の新秩序の意義を先づ英米大使に説明したる後、更に外國通信員にも説明するの必要を認め、二月十九日在京外國通信員一同を官邸に招き、約二時間に亘り説明を行ひ、記者との間に一問一答を行ひ、帝國の眞意徹底に努めた。

東亞の新秩序建設は例へば米國のモンロー主義の如く、帝國政府の東洋政策であつて、我が國としては國內問題である。従つて之に對し外國政府の承認を求めする必要もなく、又これを求めても外國が容易に承認すべき性質のものでもない。米國のモンロー主義は宣言以來百十數年を経過したる今日尙ほ未だ各國の承認を得たとは云へない。

殊に諸外國が速急に「東亞の新秩序」を承認するであらうと豫期するならば、失望に終るであらう。然し之に對する誤解は出來得る限り除去し、摩擦を少なからしむることは外務大臣の任務である。當日有田外相の行つた談話は左の如きものであつた。

一、十一月三日の帝國政府聲明に依り、中外に之を闡明したる如く、日本の冀求する所は、東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設にして、此の新秩序の建設とは、日滿支三國相携へ、政治、經濟、文化等各般に亘り、互助連環の關係を樹立することなり。

一、日滿支三國が緊密なる連絡體を作ることの必然性は、政治的には、赤化の魔手に對する自己防衛並に東洋文明の擁護の必要に依り、又經濟的には、世界一般に廣く行はるる關稅障壁の傾向並に經濟的手段を政治目的に使用せんとする傾向に對し自衛手段を講ずるの必要に依り、説明せらるべし。

一、支那を半植民地的地位より完全なる現代國家に迄引上げて行くことは、支那國民自體のみならず、東亞全體の利益なり。而して新秩序の建設即日滿支三國互助連環の關係は、日滿支三國が各自の獨立を維持し、各自の個性を充分に生かしつゝ、東亞保全の共同使命の下に、固き結合をなすことに外ならず。日本は此新秩序の建設が、國際正義に適ひ、又東亞の平和に資するものなりとの固き信念を有するものにして、従つて之が遂行に對して、確固たる決意を有するものなり。政治文化の方面に於ける互助連環の關係に付ては、之を後日の機會に譲り、此處には經濟方面に於けるそれに付て一言せんとす。新體制の經濟的方面は世界に自給自足の強大なる經濟單位の存するに對應して、日滿支の三國が經濟的方面における相互連環關係を結成し、密接なる經濟的協力に依り、經濟單位を強化せんとするに外ならず。かゝる關係は、屢々經濟ブロックなる言葉に依りて呼ばれることあるも、此の場合の經濟ブロックは、決してシステム・オブ・クロス・トレード(鎖國制)を意味するものに非ず、